

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和6年10月11日

静岡県人事委員会

目 次

	(頁)
○ 報 告	1
1 給与勧告の基本的考え方	1
(1) 給与勧告の意義と役割	1
(2) 民間準拠の考え方	1
2 職員の給与の状況	2
3 民間給与等の状況	3
(1) 職種別民間給与実態調査	3
(2) 調査の実施結果	4
4 公民給与の比較	7
(1) 月例給	7
(2) 特別給	8
5 賃金、物価及び生計費	9
む す び	10
I 給与について	10
1 公民の較差に基づく給与改定	10
(1) 改定すべき事項	10
2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等（給与制度のアップ デート）	12
(1) 基本的考え方	12
(2) 具体的な措置内容	13
3 その他の課題	21
(1) 教育職員の給与	21
4 会計年度任用職員の給与改定等	21
II 職員の勤務条件等に関する諸課題及び対応について	22
1 人材の確保	22
2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	23
(1) 過度な時間外労働の是正	24
(2) 教職員の多忙化の解消	25
(3) 子育て支援及び介護支援等の充実	27
(4) 多様な働き方の実現	28
3 職員の心身の健康の保持・増進	29
(1) 心の健康づくりの推進	29
(2) ハラスメント防止対策の推進	30
4 障害者雇用等に関する取組	31
5 公務に対する信頼の確保	32
○ 勧 告	34

職員の給与改定の勧告に当たって

静岡県人事委員会委員長 小 川 良 昭

本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与等について報告し、併せて給与を改定するよう勧告しました。

職員の給与に関する勧告は、民間給与との均衡を図ることを基本として行うことから、本年も民間給与の実態を精緻に調査したところ、月例給については民間給与が職員給与を9,988円上回っており、特別給についても民間の年間支給割合が職員の年間支給月数を0.12月上回っていることが明らかとなりました。

このため、月例給及び特別給について、引上げ改定を行うことが適切であると判断し、給料表のほか、扶養手当並びに期末手当及び勤勉手当について改定を行うこととしました。

また、今回の勧告では、給与制度のアップデートとして、初任給の大幅な引上げや、職務職責を重視した給与体系の実現、異動に伴う経済的負担の軽減など人材の確保に資する処遇面の見直しを図るとともに、子育て世代を一層支援するため扶養手当を引き上げるなど社会環境の変化への対応を行うこととしました。

あわせて、本委員会は、任命権者とともに、職員の勤務条件等に関する諸課題に取り組む、有意な人材の確保や職員の勤務条件・職場環境の向上を図っていくことを報告しました。

特に、人材の確保については、その厳しさが一層増していることから、採用試験の受験機会の拡大などを進めるとともに、県職員の仕事の魅力への理解を深められるような広報活動の充実などにより、受験者の増加に努めてまいります。

また、人材の確保にあたっては、勤務環境の向上が重要であることから、任命権者におかれましては、長時間労働の是正、多様な働き方の実現、職員の心身の健康の保持・増進などの諸課題に総合的に取り組むことにより、職員一人ひとりがやりがいを持ってその能力を発揮できる環境の整備に努めていただきたいと思います。

議会及び知事におかれましては、労働基本権の代償措置である人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示されるとともに、職員の適正な勤務条件の確保に向けて一層の配慮を要請します。

県民の皆様におかれましては、人事委員会の勧告の意義と、災害・事故対応など県行政の各分野において職務を通じて県民生活を支えている多くの職員がいることについて、深い御理解をいただきたいと思います。



令和 6 年10月11日

静岡県議会議長 落 合 愼 悟 様
静岡県知事 鈴木 康 友 様

静岡県人事委員会委員長 小 川 良 昭

職 員 の 給 与 等 に 関 す る 報 告 及 び 勧 告

静岡県人事委員会は、地方公務員法第 8 条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する職員の給与等について以下のとおり報告し、併せて給与の改定について勧告します。

報 告

本委員会は、静岡県的一般職に属する職員（市町村立学校職員給与負担法に規定する職員を含み、単純な労務に雇用される職員及び地方公営企業法の適用を受ける職員を除く。以下「職員」という。）の給与、民間企業従業員の給与、生計費その他の職員の給与等を決定する諸条件について調査を行い、その結果を取りまとめたので、次のとおり報告する。

1 給与勧告の基本的考え方

(1) 給与勧告の意義と役割

給与勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な職員の給与を確保する機能を有している。

そのため、本委員会は、地方公務員法に基づく中立的かつ専門的な機関として、民間給与との精確な比較を基に給与勧告を行っている。

こうした給与勧告が実施され、職員の適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定に資するものであり、本県行政の円滑な運営を図る上での基盤となっている。

(2) 民間準拠の考え方

公務員の給与は、民間企業と異なり、市場原理による水準の決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々を経済・雇用情勢等を反映して決定される地域の民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、職員や県民の理解を得られる方法であると考えられる。

そのため、本委員会は、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させる民間準拠の考え方に立って勧告を行っている。

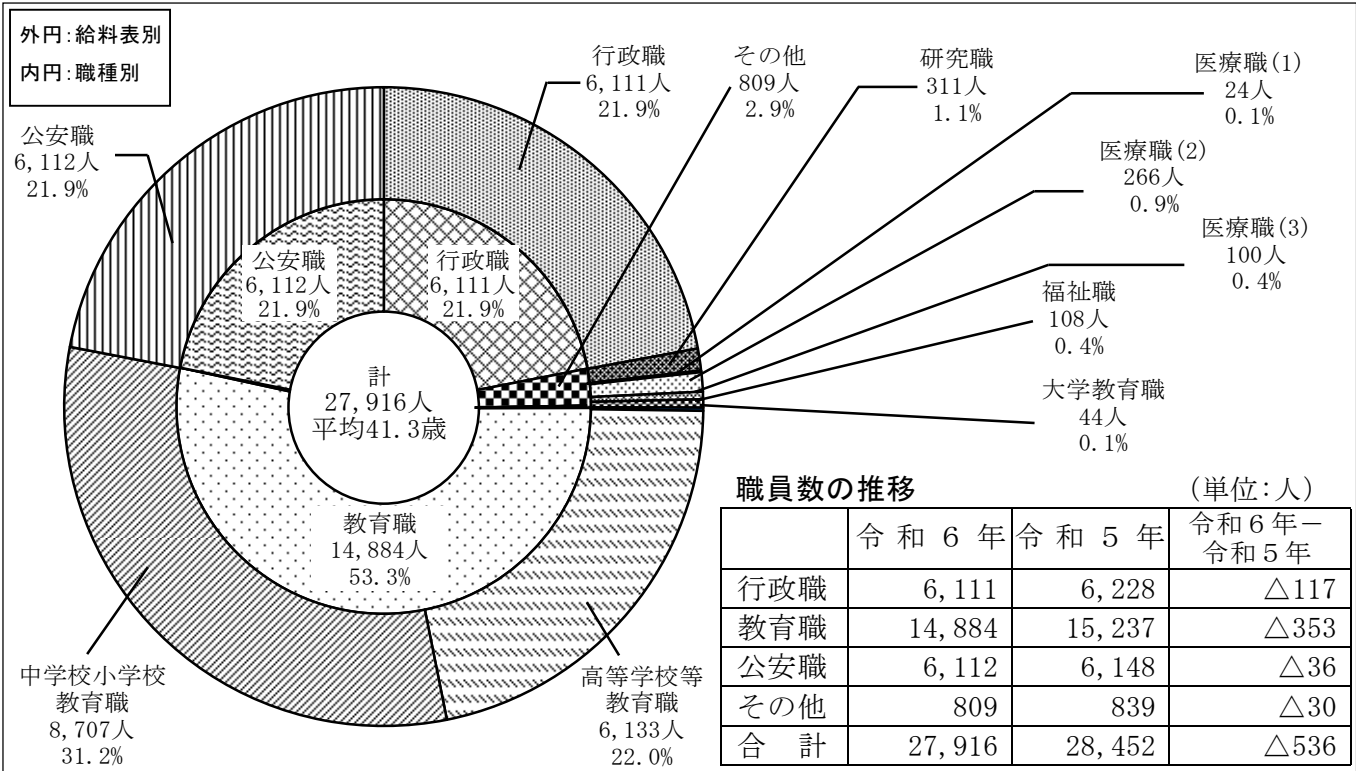
民間給与との比較に当たっては、単純な平均値によるのではなく、公務員と民間企業従業員の同種・同等の者同士の給与について公務員の職員構成を基に行っており、また、民間企業従業員の給与をできる限り広く把握し、公務員の給与に反映させるため、比較対象企業規模については50人以上としている。

2 職員の給与の状況 再集計

本委員会が実施した「令和6年職員給与等実態調査」の結果によると、本年4月における職員数は27,916人、平均年齢は41.3歳となっており、昨年4月に比べて536人の減少となっている。

また、行政職給料表適用者の平均年齢は42.0歳、平均扶養親族数は0.7人、男女構成は男性63.8%、女性36.2%、学歴別構成は大学卒78.0%、短大卒1.8%、高校卒19.9%、中学卒0.3%となっている。

適用給料表ごとの職員数



職員全体の本年4月における平均給与月額、給料363,520円（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、扶養手当9,593円、地域手当14,287円、管理職手当5,355円、住居手当7,105円の計399,860円となっており、このうち、行政職給料表適用者の平均給与月額は、給料339,107円（給料の調整額を含む。）、扶養手当8,244円、地域手当13,702円、管理職手当9,116円、住居手当7,670円の計377,839円となっている。

説明資料の3、4ページ「1 県職員給与関係資料 第1表」参照
説明資料の7、8ページ「1 県職員給与関係資料 第2表」参照

※令和6年の数値については、国の人事院勧告における「国家公務員給与等実態調査」と基礎データを合わせるため、再集計を行った。

3 民間給与等の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精確な比較を行うため、人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の1,746民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した442事業所を対象に「令和6年職種別民間給与実態調査」を実施し、369事業所から回答を得た。

調査では、行政職と類似すると認められる民間の事務・技術関係22職種の約1万9千人及び研究員、医師等54職種の約1千人について、個々の従業員に実際に支払われた本年4月分の給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査した。同時に、各民間企業における給与改定の状況等についても、調査を実施した。

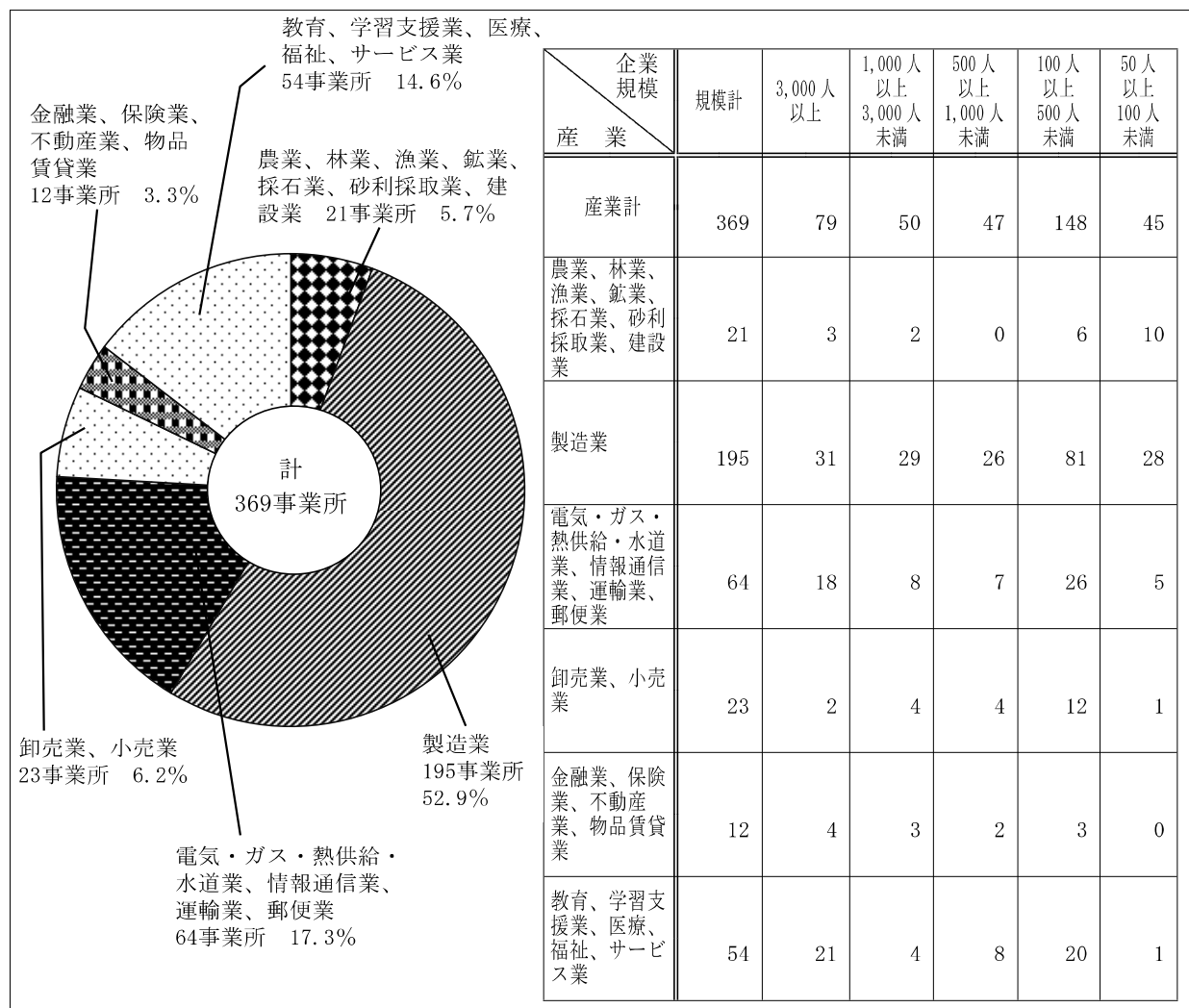
また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、85.6%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

(説明資料の46、47ページ「2 民間給与関係資料」参照)

調査を完了した事業所の企業規模別・産業別内訳

(単位：事業所)



(2) 調査の実施結果

ア 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で56.0% (昨年59.7%)、高校卒で49.8% (同50.3%)であり、このうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で84.8% (同66.3%)、高校卒で84.6% (同63.5%)となっている。一方、初任給を据え置いた事業所は、大学卒で15.2% (同33.7%)、高校卒で15.4% (同36.5%)、初任給を減額した事業所は、大学卒で0.0% (同0.0%)、高校卒で0.0% (同0.0%)となっている。

(説明資料の60ページ「2 民間給与関係資料 第15表」参照)

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、第1表のとおり、一般の従業員である係員については63.4%（昨年62.8%）で昨年に比べ増加している一方、管理職である課長級については52.0%（同52.0%）で昨年と同じである。

また、ベースアップを中止した事業所の割合は、係員については2.6%（同3.2%）、課長級については3.0%（同7.8%）であり、それぞれ昨年に比べ減少している。

一方で、ベースダウンを実施した事業所の割合は、係員については0.2%（同1.1%）、課長級については0.0%（同0.9%）であり、それぞれ昨年に比べ減少している。

なお、全国との比較については、第1表のとおりである。

第1表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

役職段階 \ 項 目		ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
静岡県	係 員	63.4 (62.8)	2.6 (3.2)	0.2 (1.1)	33.7 (32.8)
	課長級	52.0 (52.0)	3.0 (7.8)	0.0 (0.9)	45.0 (39.2)
全 国	係 員	53.3 (47.3)	1.9 (3.5)	0.7 (0.3)	44.1 (48.9)
	課長級	49.0 (42.4)	2.4 (4.2)	0.6 (0.2)	48.0 (53.3)

（注）1 （ ）内は、令和5年調査の結果である。

2 ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

定期昇給を実施した事業所の割合は、第2表のとおり、係員については96.4%（同91.7%）、課長級については86.4%（同83.0%）とそれぞれ昨年に比べ増加している。

昇給額を増額した事業所の割合は、係員については46.7%（同40.8%）、課長級については41.3%（同34.5%）であり、それぞれ昨年に比べ増加している。

また、昇給額を減額した事業所の割合は、係員については5.7%（同3.2%）、課長級については6.2%（同3.3%）であり、それぞれ昨年に比べ増加している。

なお、全国との比較については、第2表のとおりである。

第2表 民間における定期昇給制度の実施状況

(単位：％)

項 目 役職段階		定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
		定期昇給実施					定期昇 給中止	
			増 額	減 額	変化なし			
静岡県	係 員	96. 4 (92. 2)	96. 4 (91. 7)	46. 7 (40. 8)	5. 7 (3. 2)	44. 0 (47. 7)	0. 0 (0. 5)	3. 6 (7. 8)
	課長級	86. 4 (84. 8)	86. 4 (83. 0)	41. 3 (34. 5)	6. 2 (3. 3)	38. 9 (45. 2)	0. 0 (1. 8)	13. 6 (15. 2)
全 国	係 員	88. 2 (87. 1)	87. 6 (86. 5)	38. 8 (37. 4)	4. 5 (2. 7)	44. 4 (46. 4)	0. 6 (0. 6)	11. 8 (12. 9)
	課長級	81. 3 (81. 2)	80. 5 (80. 4)	33. 9 (33. 1)	4. 4 (2. 3)	42. 2 (45. 0)	0. 8 (0. 8)	18. 7 (18. 8)

(注) 1 () 内は、令和5年調査の結果である。

2 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

4 公民給与の比較

本年の公民給与の比較を行った結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

ア 公民較差

本委員会は、公務においては行政職、民間においては行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士の本年４月分の諸手当を含む給与額を対比させ、精確に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、第３表－１のとおり、民間給与が職員給与を9,988円上回っていた。

また、第３表－２のとおり、本年の年齢層別の公民較差は、全年齢層において民間が公務を上回っていた。

第３表－１ 公民給与の較差

行政職給料表関係		較差(A)－(B)
民間給与(A)	職員給与(B)	$\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
391,494 円	381,506 円	9,988 円 (2.62 %)

(注) 上記の較差を算出するに当たっては、令和６年度に採用された新規卒卒者は含まれていない。

第３表－２ 年齢層別の公民給与の較差及び較差率

年 年齢層	平成31年４月		令和２年４月		令和３年４月		令和４年４月		令和５年４月		令和６年４月	
	較差	較差率	較差	較差率	較差	較差率	較差	較差率	較差	較差率	較差	較差率
18～19 歳	円 1,251	% 0.73	円 5,927	% 3.55	円 6,689	% 4.03	円 6,770	% 3.89	円 11,612	% 6.61	円 17,996	% 9.27
20～29 歳	1,484	0.63	1,369	0.57	1,027	0.42	2,555	1.05	8,204	3.30	15,780	6.16
30～39 歳	434	0.13	344	0.11	△303	△0.09	727	0.22	3,127	0.96	10,325	3.13
40～49 歳	310	0.08	△559	△0.14	23	0.01	417	0.10	1,250	0.31	8,806	2.15
50～55 歳	349	0.08	△488	△0.11	△6	△0.00	520	0.11	1,994	0.43	8,577	1.89
56～59 歳	△1,021	△0.20	△925	△0.19	△831	△0.17	△764	△0.15	801	0.16	5,050	1.01

(2) 特別給

昨年８月から本年７月までの１年間において民間事業所で支払われた特別給は、第４表のとおり所定内給与月額の4.62月分に相当しており、職員の特別給の年間平均支給月数（4.50月）を0.12月分上回っていた。

第４表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		静岡県		全 国	
		事務・技術 等 従 業 員	技能・労務 等 従 業 員	事務・技術 等 従 業 員	技能・労務 等 従 業 員
平均所定内 給 与 月 額	下半期(A ¹)	372,782円	323,603円	398,514円	298,595円
	上半期(A ²)	387,092円	331,360円	408,393円	307,501円
特 別 給 の 支 給 額	下半期(B ¹)	836,188円	635,053円	879,178円	577,075円
	上半期(B ²)	921,623円	667,988円	982,120円	586,400円
特 別 給 の 支 給 割 合	下半期(B ¹ /A ¹)	2.24月分	1.96月分	2.21月分	1.93月分
	上半期(B ² /A ²)	2.38月分	2.02月分	2.40月分	1.91月分
年 間 の 平 均		4.62月分		4.60月分	

- (注) 1 所定内給与とは、きまって支給する給与のうち所定外給与（時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等の所定の労働時間を超える労働や休日労働、深夜労働に対して支給される給与）以外のものをいう。
- 2 下半期とは令和５年８月から令和６年１月まで、上半期とは令和６年２月から令和６年７月までの期間をいう。
- 3 年間の平均は、特別給の支給割合を職員の人員構成に合わせて求めたものである。

5 賃金、物価及び生計費

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）によると、本県における本年4月の一般労働者（パートタイム労働者を除く。）の所定内給与は昨年4月に比べ0.1%の減少、所定外給与は昨年4月に比べ1.0%の増加となっている。

総務省の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、静岡市では2.4%の上昇、浜松市では2.8%の上昇、全国では2.5%の上昇となっている。

「家計調査」（総務省）における本年4月の勤労者世帯の消費支出は、静岡市では330,453円、浜松市では336,958円で、それぞれ昨年4月に比べ静岡市では減少、浜松市では増加している。

本委員会がこの家計調査を基礎に算定した、本年4月における静岡市及び浜松市の標準生計費は、2人世帯の静岡市146,940円、浜松市148,338円、3人世帯の静岡市179,264円、浜松市180,661円、4人世帯の静岡市211,611円、浜松市213,007円となっている。

さらに、「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における1人世帯の標準生計費は、静岡市115,449円、浜松市114,706円となっている。

（ 説明資料の65ページ「3 生計費関係資料」参照
説明資料の69ページ「4 労働経済関係資料」参照 ）

I 給与について

1 公民の較差に基づく給与改定

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置として行うもので民間準拠を基本としており、公民給与の精確な比較により、職員給与を社会一般の情勢に適応させ、適正な給与水準を維持・確保することがその重要な機能となっている。

本年4月時点で職員と民間企業従業員の給与を比較した結果、前述の報告で示したとおり、月例給については民間給与が職員給与を9,988円（2.62%）上回っており、特別給については民間の年間支給割合（4.62月分）が職員の年間平均支給月数（4.50月分）を0.12月分上回っていることが判明した。

本委員会としては、民間給与の動向や人事院勧告の内容等を総合的に検討した結果、月例給及び特別給について引上げ改定を行うことが適切であると判断した。

(1) 改定すべき事項

ア 給料表

各給料表の給料月額について、国の改定を考慮して引上げ改定を行う。

イ 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行う。

ウ 扶養手当

扶養手当について、本県において、少子化対策の様々な取組が行われる中で、引き続き子育てをしている職員を支援するため、子に係る扶養手当の月額を1人につき1,000円引き上げ、12,000円とする。

エ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当について、(ア)に掲げる職員においては、昨年8月

から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、次のとおり改定する。また、(イ)から(エ)までに掲げる職員においては、(ア)に掲げる職員の改定状況を踏まえ、次のとおり改定する。

(ア) (イ)から(エ)までに掲げる職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当（会計年度任用職員を除く。）

支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当に配分し、令和7年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるよう配分する。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当

支給月数を0.05月分引き上げ、2.40月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当に配分し、令和7年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるよう配分する。

(ウ) 大学の学長の期末手当及び勤勉手当

支給月数を0.05月分引き上げ、3.45月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当に配分し、令和7年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるよう配分する。

(エ) 任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当

支給月数を0.05月分引き上げ、3.45月分とする。支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期に配分し、令和7年度以降においては、6月期及び12月期が均等になるよう配分する。

オ 寒冷地手当

(ア) 寒冷地手当の額の引上げ

寒冷地手当については、民間における同種手当の支給額を踏まえた国の改定を考慮して、寒冷地手当の額を引き上げる。

(4) 寒冷地手当の見直し

国に準じて、令和 7 年 4 月 1 日から寒冷地手当の見直しを行うこととし、地域の区分の指定基準に、気象庁が算出した新たな気象データ（1991年から2020年までの30年平年値を用いた「メッシュ平年値2020」）を当てはめて必要に応じて支給公署の改定を行うとともに、職員の居住地に関する要件を廃止する必要がある。

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等（給与制度のアップデート）

(1) 基本的考え方

ア これまでの経過

人事院は、令和 4 年の勧告時の報告において、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備の必要性について言及した上で、昨年の勧告時の報告において、公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組等の中で、若手・中堅職員の処遇改善や諸手当の見直しなど、令和 6 年（本年）に向けて給与上の措置を検討する事項について言及するとともに、在宅勤務等手当の新設を勧告した。

また、65歳定年の完成を視野に入れた60歳前・60歳超の各職員層の給与水準（給与カーブ）の在り方については、令和 6 年（本年）以降も見据え、人事管理に係る他の制度と一体で引き続き検討すると言及した。

さらに、本年の勧告において、公務員人事管理に関する諸課題に対する給与面からの基本的な考え方を示した上で、若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定や、職務職責をより重視した俸給体系等の整備、能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定、採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応等を主眼とした給与制度のアップデートについて、具体的な措置を報告・勧告した。

また、本県も昨年の勧告時の報告において、人材の確保のための一体的な取組等の中で給与制度の整備等を進めていく必要があることから、国等の状況を注視していく旨を言及したところである。

イ 本県における考え方

本県の給与制度は、これまで、国に準ずることが地方公務員法第24条の趣旨に最も適合するものとして、給料表や諸手当制度の枠組み（給与構造）を国の制度に準じてきたところである。

今回、国は、俸給表や諸手当など給与制度について、適切な処遇は優秀な人材の確保のために不可欠であるとして、人材確保を処遇面から支える給与水準などの在り方や、人事配置の円滑化、ワークスタイルやライフスタイルの多様化への対応など人事管理上の重点課題に照らして給与制度のアップデートを勧告した。

本県においては、これまでの給与制度に対する考え方に基づくことにより給与制度の連続性・安定性が確保できること、人材の確保等は国と共通の課題であること等から、国の制度を基本としつつ、地域の民間給与の水準を反映したものとなるよう、公民給与の較差など本県の実情を考慮しながら、給与制度のアップデートを実施していくことが必要であると考えます。

(2) 具体的な措置内容

(1)で述べた基本的考えの下、具体的な措置内容は次のとおりである。これらの改正は、特記するものを除き、令和7年4月1日から実施する。

ア 給料表及び給与制度の見直し

今回の国家公務員の給与制度のアップデートにおいて、人事院は、民間の動向や人材確保の困難性を踏まえ、若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定が必要であり、また、公務においても、人材確保や組織パフォーマンス向上の観点から、職務や職責をより重視した俸給体系とし、特に管理職員については重い職責を反映した俸給水準とする必要があるとした。

本県においても、採用における人材確保はより困難になっていること、行政課題が複雑・高度化する中において、適切な処遇が必要であることから、初任給を大幅に引き上げるなど、若年層に特に重点をおいて給料表を引上げ改定するとともに、行政職給料表3級相当以上の級については、職務や職責に応じた給与上昇の確保、給与水準や昇格メリットの設定の見直しを行う必

要がある。

また、行政職給料表 8 級相当以上の級においては、職務や職責をより重視した給与体系とする必要がある。

あわせて、個々の職員の能力・実績をより適切に給与に反映できるよう、昇給制度を見直す必要がある。

なお、これまで本県においては、本県民間企業の給与水準を的確に職員の給与に反映させるため、給与水準の調整は給料で行うことを基本に、給料の特例措置を講じてきたところであるが、給与制度のアップデートの実施以降においても、引き続き給料の特例措置を講ずることとし、給料表の給料月額に乘じる率については、公民較差の状況を考慮しながら示すこととする。

(ア) 行政職給料表

- ・ 民間給与の水準を念頭においた初任給の引上げは、本年の公民較差に基づく給与改定において、先行して行う。
- ・ 1 級及び 2 級については、初任給の引上げを踏まえ、引上げ改定を行う。
- ・ 3 級から 7 級までについては、各級の初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額を引き上げる。
- ・ 8 級から 10 級までについては、各級の初号の給料月額を引き上げつつ上下の隣接する職務の級間での給料月額の重なりを解消するとともに、上位の級に昇格することに伴い現在よりも大きく給与が上昇するよう昇格メリットを拡大する。また、現行の号給を大きくくり化することによって、各級を給料月額の刻みの大きい簡素な号給構成とするとともに、成績優秀者に一層大きな給与上昇を確保する。
- ・ 昇給制度については、国の改定及び本県の実情を考慮して、見直しを行う必要がある。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

既に職務に応じた簡素な給与体系となっている任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表を除き、行政職給料表との均衡を基本に初任給

の引上げ、号給のカット及び大きくくり化などの見直しを行う。

また、昇給制度についても、行政職給料表との均衡を基本に見直しを行う必要がある。

イ 扶養手当の見直し

国は、配偶者控除等の見直しなど配偶者の働き方に中立になるよう、税制及び社会保障制度の見直しに向けた取組が進められる中、民間企業や公務の配偶者に係る手当の状況について減少傾向が継続していることなどを踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止することとした。一方、子に要する経費の実情や、国全体として少子化対策が推進されていることを踏まえ、子に係る手当額を引き上げることとした。

本県の民間企業における家族手当の支給状況については、本年の「職種別民間給与実態調査」の結果によると、配偶者に手当を支給する事業所は75.2%であり、全国（53.5%）と比較して高いものの、経年で見ると減少傾向にある。

一方、本県職員については、本年の「職員給与等実態調査」の結果によると、配偶者に係る扶養手当を受給する職員の割合は18.3%と全国（25.3%）を下回っており、経年で見ても減少傾向にある。

そこで、本県においても、税制及び社会保障制度の見直しや、民間及び公務における配偶者に係る手当の状況の変化を踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止することが適当である。

一方、子に係る扶養手当については、国全体の動きに加え、本県において、少子化対策の様々な取組が行われる中で、引き続き子育てをしている職員を支援するため、1人につき月額14,000円に引き上げることが適当である。

なお、配偶者に係る扶養手当の廃止については、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、令和7年度から段階的に見直しを実施することとするが、子に係る扶養手当の引上げについては、本年の公民較差に基づく給与改定において、一部先行して措置することとし、各年度における具体的な手当の月額、次表のとおりとする。

各年度における扶養手当の月額

年度 扶養親族		令和 6 年度 (改定前)	令和 6 年度 (改定後)	令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	行政職給料表 7 級以下	6,500円	6,500円	3,000円	支給しない
	行政職給料表 8 級	3,500円	3,500円	支給しない	支給しない
子		11,000円	12,000円	13,000円	14,000円

(注) 「行政職給料表 7 級」及び「行政職給料表 8 級」には、各給料表におけるこれらに相当する職務の級を含む。

ウ 地域手当の見直しと給料の特例措置

国においては、今回、平成25年から令和 4 年までの賃金構造基本統計調査のデータに基づき、地域手当の支給地域及び支給割合の見直しを行った。地域手当は、地域の民間賃金の水準を職員の給与に適切に反映させるために支給されるものであることから、本県においても見直しを行う必要がある。

なお、給料月額に一定の率を乗じる給料の特例措置についても、本県民間企業の給与水準を的確に職員の給与に反映させるために、給与水準の調整を行うものであることから、地域手当の支給割合に応じて調整する必要がある。

(ア) 級地区分及び支給割合

級地区分は現行の 7 区分から 5 区分とする。各級地の支給割合は、1 級地 20%、2 級地 16%、3 級地 12%、4 級地 8 %、5 級地 4 %とする。

(イ) 指定基準

国の基準に準ずるものとする。

(ロ) 支給地域及び級地区分の指定等

国の支給地域の見直しに準ずるものとし、見直し後の支給地域、その級地区分及び支給割合については、下表のとおりとなる。

地域手当の支給地域、級地区分及び支給割合

級地	支給割合	都道府県	支給地域
1 級地	20%	東京都	特別区
2 級地	16%	大阪府	大阪市
3 級地	12%	静岡県	裾野市
4 級地	8 %	静岡県	静岡市
5 級地	4 %	静岡県	県内市町（静岡市及び裾野市を除く）

(エ) 地域手当の県内在勤者に係る特例

本県における地域手当の支給地域及び級地区分等は、国に準じて定めることとするが、県内に在勤する職員については、(ア)から(ウ)までにかかわらず、平成26年の給与制度の総合的見直し時に県内在勤者に対する手当を一律支給とした際の本県の事情に変化がないことから、当分の間、一律支給を継続するものとする。なお、支給割合については国家公務員の取扱いに準じて職員に地域手当を支給した場合との均衡を踏まえた割合とすることとし、令和7年度以降に改めて勧告することとする。

(オ) 見直しの段階実施

今回の見直しにより支給割合が引き下がる地域の地域手当の支給割合は、見直し後の支給割合に達するまでの間、現行の支給割合から1年ごとに1ポイントを減じた支給割合とする。

また、支給割合の引上げも段階的に行う。

令和7年度の支給割合は、下表に示すとおりである。

令和7年度の地域手当の級地別支給割合

見直し前の級地 (支給割合)	見直し後の級地 (支給割合)	改定幅	令和7年度の 地域手当の支給割合
1級地 (20%)	1級地 (20%)	0	20%
2級地 (16%)	2級地 (16%)	0	16%
3級地 (15%)	3級地 (12%)	－3	14%
6級地 (6%)	4級地 (8%)	＋2	7%
	5級地 (4%)	－2	5%
7級地 (3%)		＋1	3%
非支給 (0%)		＋4	2%

(注) 「改定幅」は見直し後の地域手当の支給割合と見直し前の地域手当の支給割合との差を示す。

なお、令和7年度の県内在勤者に係る特例の支給割合は、国家公務員の取扱いに準じて職員に地域手当を支給した場合との均衡を踏まえ、4.15%とする。

また、給料月額に一定の率を乗じる給料の特例措置については、令和6年4月1日の公民較差を解消した上で、令和7年4月に地域手当の支給割合

を引き上げることに応じて、給料表の給料月額に乗じる一定の率を1.43%とする必要がある。

エ 通勤手当の見直し

(ア) 通勤手当の支給限度額等

通勤手当については、昨年、通勤に係る費用が通勤手当の支給限度額を超える職員の状況や県内交通機関の運賃値上げの状況等を総合的に勘案し、支給限度額を75,000円から80,000円に引き上げるよう勧告し、本年4月1日から引上げが実施されたところである。

一方、国は、本年、長距離の通勤をする職員の経済的負担を軽減することは、ライフスタイルが多様化する中で、職員が個々の事情に応じ、経済的負担にとらわれずに柔軟に通勤手段を選択できることにつながり、勤務地を異にする異動の円滑化や離職防止に資するとして、民間の状況を踏まえ、通勤手当の支給限度額を、新幹線等の特別料金等の額を含めて1か月当たり150,000円に引き上げることとした。

このことを受け、本県における状況を検討した結果、本県においても、長距離の通勤をする職員の経済的負担を軽減する必要性、民間の状況などが国と同様の状況にあることから、通勤手当の支給限度額を引き上げることが適当である。

引上げ後の支給限度額については、国の改定内容、本県の状況及び他県の動向を踏まえ、月額150,000円とする。また、現行制度では、一定の要件を満たせば駐車場の利用料金（以下「駐車料金」という。）を、支給限度額を超えて支給する場合があるが、改定後は、支給限度額150,000円の範囲内で、駐車料金を支給することが適当である。

なお、任命権者においては、効率的な公務運営と適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理を行う中で、職員が健康で意欲的に業務に取り組むことができるよう、今回の通勤手当の支給限度額の引上げが、長距離・長時間通勤を伴う人事異動を助長することのないよう、留意する必要がある。

(イ) 新幹線等に係る通勤手当の支給要件

様々な事情を有する職員の勤務継続を可能とし、人事配置の円滑化を図る観点から、新幹線等に係る通勤手当の支給要件について、国の改定を考慮して見直しを行う必要がある。具体的には、新幹線等の利用により通勤時間が片道30分以上短縮されることを求める要件を廃止する。

オ 単身赴任手当の見直し

近年、人材確保の困難性は高まっており、大卒程度試験においても、採用者のうち一定数が社会人経験者等となっていること、職務経験者採用試験を毎年実施していること等の状況を勘案し、採用に伴い単身赴任手当の支給要件を満たした職員に対しても単身赴任手当を支給するよう、国の改定を考慮して見直しを行う必要がある。

カ 管理職員特別勤務手当の見直し

国は、管理職員について、災害への対処など他律的な事由による勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、現行では午前0時から午前5時までとなっている管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を、午後10時から午前5時までに拡大することとした。

本県においても、管理監督職員が災害への対処などにより正規の勤務時間外に業務に従事する例はあることから、国の改定を考慮して見直しを行う必要がある。

また、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当について、国に準じて特定任期付職員及び任期付研究員（招へい型）にも支給することとする。

キ 勤勉手当の見直し

国は、特に高い業績を挙げた者に対してより高い水準の処遇が可能になるよう、現在平均支給月数の2倍に設定している「特に優秀」の成績区分の成績率の上限を平均支給月数の3倍に引き上げ、あわせて、成績区分における人員分布率などの見直しを実施することとした。

本県においても、勤務成績をより適切に給与に反映するため、国の改定を考慮して勤勉手当の成績率の上限等を見直しを行う必要がある。

ク 特定任期付職員のボーナス制度の見直し

特定任期付職員の給与制度は、国に準じていることから、勤務成績に応じたより高い年収水準を可能とする国の見直しに準じて、特定任期付職員のボーナスについては、期末手当と勤勉手当から成る構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止する必要がある。

特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当については、年間で期末手当1.90月、勤勉手当1.75月とし、6月期と12月期の支給月数を均等になるようにする。

さらに、特定任期付職員の勤勉手当の成績区分及び成績率についても、国の改定を考慮して検討する必要がある。

ケ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

国は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）の給与について、近年、複雑・高度化する行政課題に的確に対応するため、高齢層職員の能力及び経験の活用が進められてきており、再任用された職員が公務上の必要性により転居を伴う異動を行う場合があるなど、人事運用の変化が生じていることから、現在支給されていない手当の中で異動の円滑化に資するものを新たに支給することとした。

本県においても、再任用された職員で転居を伴う異動の例があること、今後も公務上の必要性により転居を伴う異動は想定されることから、国に準じて、定年前再任用短時間勤務職員等に対し、異動の円滑化に資する手当として、地域手当（異動保障）、住居手当、特勤勤務手当（準ずる手当を含む）及び寒冷地手当を支給する必要がある。

なお、教職員に支給されるその他の手当であって、国において同様の見直しが行われるものがある場合は、その趣旨を踏まえた上で、適切に対応する必要がある。

3 その他の課題

(1) 教育職員の給与

国においては、学校の指導・運営体制の充実や教師の処遇改善等について、教職調整額の引上げや新たな職の設置に伴う新たな職務の級の創設等を提言した中央教育審議会からの答申（令和6年8月）を受け、教職調整額の支給を定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の見直し等が検討されているところである。

本県においても、教職の重要性を踏まえ、職務や勤務の状況に応じた適切な処遇を図る必要があることから、本委員会においては、引き続き国の動向や本県教育委員会における検討状況及び他の都道府県の動向等を注視し、必要な検討を行っていく。

4 会計年度任用職員の給与改定等

会計年度任用職員の給与改定については、「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて」（令和5年5月2日総務省通知）を踏まえ、常勤職員の改定された給与の種類及び内容等並びに当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮し、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすることが適当である。

Ⅱ 職員の勤務条件等に関する諸課題及び対応について

社会経済情勢や国内外の情勢が激変する中、災害・事故等の対応など、公務の重要性が増すとともに職員に求められる役割も大きくなっている。また、行政課題が日々複雑化・高度化する中、安定的・継続的に質の高い行政を県民及び関係者に提供していく必要がある。そのためには、行政の経営管理力及び生産性を高めるとともに、行政を担う高い志を持つ多様で有為な人材を確保し、職員一人ひとりがやりがいを持ってその能力を発揮できる環境を整えることが非常に重要である。

少子高齢化の進行等により民間企業や他の都道府県等との人材獲得競争が激しさを増す中、本県の職員採用試験の受験者数は減少を続けるとともに、技術職種においては、合格者数が公募人数を下回る職種が増加するなど深刻な状況にある。また、近年、災害・事故等の影響により、職員の時間外勤務が増加傾向にある一方で、土木職・獣医師等の技術・専門職の安定的な確保が困難になっている。

人材の確保にあたっては、試験制度の改善等のみならず、ワーク・ライフ・バランスの実現や職員の心身の健康の保持・増進など、勤務環境を向上させていくことも重要である。

本委員会は、今後も任命権者と連携し、働きやすく、魅力ある職場環境の醸成を進めていく。

1 人材の確保

少子化に伴う若年層人口の減少が続いているが、これに伴い、本県の採用試験への申込者も減少傾向が続いている。特に、コロナ禍が落ち着き、民間企業の採用活動が持ち直した令和5年度以降、申込者の減少が顕著になっており、令和6年度の大学卒業程度試験においては、最も公募数が多く、行政職の採用を目的とする「行政Ⅰ」の合格倍率が初めて2倍を切ったほか、11の職種で公募数を満たす合格者を確保できなかったなど人材の確保は厳しさを増している。

このような状況を受け、本委員会では、多様な人材が応募できる試験制度の改善や、就業希望者が県職員の仕事の魅力への理解を深められるような広報活動・情報発信など、就業希望者の目線に立った取組を進めてきた。

試験制度の改善については、採用が困難となっている職種を対象とした早期試験の新設などを行ってきたが、更なる受験機会の拡大を進めていく必要がある。

また、就業希望者の試験準備負担の軽減を図るため、試験の在り方についても、任命権者の意見を踏まえながら検討を進めることが必要である。

広報活動及び情報発信については、県職員が就職希望者と直接対話することで、その魅力を伝えることを重視してきた。令和6年度においては、採用職種ごとに県職員の業務の現場を見学しながら意見交換を行う県庁仕事スタディツアー現場見学編の充実のほか、就業希望者が職員と語り合う場の提供や保護者へのガイダンスを目的とした「県庁フェス」の開催を新たに予定している。本委員会としては、このような活動を充実させ、就業希望者に県職員の魅力への理解を促していく。また、大学生の就職活動が全体的に早期化している状況を踏まえ、各種広報の実施時期について就職活動スケジュールに合わせた見直しも進めていく。

教育職員、警察官については、それぞれ教育長、警察本部が採用試験を行っているが、ともに人材の確保が困難となっており、試験実施時期等の改善を進めている。今後も、現状の分析を踏まえた更なる確保対策に努めていくことを求めている。

また、本年4月から、民間企業においては一定の要件を満たしたインターンシップを採用活動に活用することが可能となったところである。これを踏まえ、本年の人事院勧告において、インターンシップを通じて得られた学生の情報の活用など、採用手法の多様化を進めていくことが言及されており、本県としても国の動向を注視し、必要な対応を検討していく必要がある。

本委員会は、このような採用活動に係る改善に加え、就業希望者にとって魅力ある職場の醸成を任命権者と連携して進めることで、人材の安定的な確保を目指していく。

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

災害・事故等への対応など、行政課題が多様化かつ高度化する中、職員が果たすべき役割は一層大きくなっている。公務を担う人材を確保し、安定的・継続的に質の高い行政を展開していくためには、本県職員のワーク・ライフ・バランスを実現することが、極めて重要である。

(1) 過度な時間外労働の是正

長時間労働は、職員の健康の維持や、公務の能率、また仕事と家庭生活との両立に悪影響を及ぼすとともに、仕事に対するモチベーションの低下を招くおそれがあり、また、人材確保の観点からも過度な時間外労働の是正は喫緊の課題である。

国の「過労死等の防止のための対策に関する大綱（令和6年8月閣議決定）」においても、引き続き、公務員も過労死等防止対策に取り組むこととされていることから、本県においても過度な時間外勤務の解消に努める必要がある。

本委員会は、時間外勤務の上限規制を適正に運用するため、任命権者に対して、月100時間や年間720時間等といった上限時間の特例や、月45時間や年間360時間といった上限時間の原則を超えて時間外勤務を命じた職員の状況等について報告を求めている。

任命権者からの令和5年度分の報告によると、上限時間の特例を超えた職員は605人で4年度に比べ36人増と増加し、上限時間の原則を超えた職員は2,231人で4年度に比べ18人増であった。

上限時間の特例や原則を超えた職員数は、知事部局や教育委員会においては減少しており、任命権者による取組が一定程度進んでいることが伺えるが、未だ上限時間の特例及び原則を超えた職員が多数存在している。

このため、本委員会は、本年9月に任命権者に対して、時間外勤務の要因・傾向等を多面的な視点から分析し、その結果に応じた対策に取り組むことにより総業務量及び総労働時間の縮減を図ることや、管理監督職のマネジメント、業務の効率化・デジタル化・研修の充実、人員配置の最適化及び健康管理などの多面的かつ効果的な取組を徹底するよう指導した。

任命権者には、この指導を踏まえ、業務の効率化・デジタル化や優良な改善事例の横展開を図るとともに、勤務時間管理等に関する研修の充実を図ることにより、職員の意識を向上させることを求める。加えて、災害・事故対応、職員の退職・休業等により、時間外勤務の上限時間を超える事態が予見される場合は、業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員の確保など、職員の人員配

置の最適化の徹底を図るとともに、会計年度任用職員等の効果的な配置・活用など必要な対策を講ずることを求める。

さらに、長時間労働者に対する医師面談等の早期実施等の取組を進めることにより、職員の時間外勤務の縮減及び健康保持が図られることを期待する。

あわせて、やむを得ず時間外勤務を行わざるを得ない職員が、効率よく仕事を進められるような執務環境の確保が図られることを期待する。

管理監督職には、職員の心身の健康を守るためには、睡眠時間を含めた生活時間が確保できるような働き方が重要であることを念頭に、業務プロセスの改善や業務分担の平準化等を行うことにより、所属職員の時間外勤務が上限時間を超えることのないよう、適切なマネジメントを行うことを求める。

本委員会は、引き続き、任命権者の改善状況を注視し、今後とも是正に向けて必要な指導・助言を行うとともに、労働基準監督機関として、対象職場に対する調査等を通じた指導に努めていく。

(2) 教職員の多忙化の解消

教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、質の高い授業やきめ細かな指導を進めることができる環境を整えることは、次代を担う子どもたちの学力の向上や成長等にとって重要な課題である。

教育職員を取り巻く環境整備については、学校における働き方改革の更なる加速化や教師の処遇改善等について、中央教育審議会からの答申を受け、国において検討されているところであり、今後国の動きを注視し、対応を行っていく必要がある。

本委員会は、県教育委員会に対して、県立学校の教育職員について、月100時間や年間720時間等といった時間外在校等時間の特例を超えた教育職員及び月45時間や年間360時間といった時間外在校等時間の原則を超えた教育職員の状況等について報告を求めている。

令和5年度分の報告によると、上限時間の特例を超過した者は1,545人で4年度に比べ92人減、対象者の21.5%（県立高校34.4%、特別支援学校1.9%）であった。また、このうち年間1,000時間を超えた者は338人で4年度に比べ17

人減であった。

時間外在校等時間が前年度より減少に転じたことは、改善への取組成果の現れと言える。しかしながら、依然として上限時間の特例及び原則を超えた教育職員の割合は半数近くを占めている。

このため、本委員会は、本年9月に県教育委員会に対して、各学校において時間外在校等時間の要因とされる、長時間にわたる部活動指導、業務の分担や実施時期の偏り、若手の教育職員の経験不足や、授業準備・教材研究の負担増など、時間外在校等時間の要因・傾向等を多面的な視点から分析し、その状況に応じた対策を講ずることにより、総業務量及び総在校等時間の縮減を図ることや、校長等のリーダーシップを持ったマネジメント、校務の効率化・デジタル化、部活動指導員等の活用及び健康管理などの多面的かつ効果的な取組を徹底するよう助言した。

また、小学校及び中学校の時間外在校等時間についても、「時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合」は、小学校29.2%及び中学校45.4%と、いずれも4年度より減少したものの依然として3割及び5割程度の者が、月45時間を超えている状況にあることから、県教育委員会は、市町教育委員会と課題認識を共有の上、連携して、時間外在校等時間の縮減の取組を進めていく必要がある。

県教育委員会には、「学校における業務改革プラン」の下、勤務時間の可視化など時間外在校等時間における業務内容等の把握を進めるとともに、各学校で共通する業務の効率化・デジタル化や、時間外在校等時間を大きく減少させた学校の取組を含めた優良改善事例の横展開を図ること、また、在校等時間の管理等に関する教育職員の意識を向上させることを求める。加えて、学校行事等の繁忙期や教育職員の退職・休業等により、時間外在校等時間等の上限を超える教育職員の増加が予見される場合は、その業務量に応じて、教職員の業務分担の平準化の徹底を図るとともに、臨時的任用教職員等及び非常勤講師・部活動指導員・ICT支援員等の外部人材の効果的な配置・活用を図る必要がある。特に、近年、恒常的な教育職員の欠員に伴い、職員の負担が増加していることから、県教育委員会は、市町教育委員会及び関係団体と連携して、教育職員人

材バンクの登録者数の更なる増加と活用を図るなど必要な対策を講ずることにより、早急に教育職員を確保できる体制をより一層充実させる必要がある。さらに、校長等の管理職員がマネジメント力を最大限発揮できるような環境を整えることが必要である。

校長等の管理職は、校務の精選・効率化、部活動指導のガイドラインに沿った実施等により、学校の総業務量を縮減するとともに、時間外在校等時間等の状況に応じて教職員の業務分担の平準化を図るなどの適切なマネジメントをリーダーシップを持って行う必要がある。また、時間外在校等時間等の上限を超えた教育職員の状況に応じて、速やかに改善策を講じ事態の慢性化を防ぐ必要がある。

さらに、関係団体及び地域の関係者との連携・協働を一層推進することにより、教職員の多忙化の解消が図られることを期待する。

(3) 子育て支援及び介護支援等の充実

子育てや介護等を行う職員の仕事と家庭生活の両立支援は、職員が意欲を持って仕事に取り組み、その能力を十分に発揮して職務に精励するため、さらには公務の魅力向上のためにも、重要な課題である。

男性職員の育児休業等については、各任命権者において、職員に対する制度等の周知、休業等の取得意向の確認などの取組を進めた結果、令和5年度の取得率は、知事部局で約8割となるとともに、教育委員会や警察本部においても取得者が大幅に増加している。引き続き、任命権者においては、国の「こども未来戦略方針」（令和5年6月閣議決定）を踏まえた、男性職員の育児休業取得率の政府目標（85%）を見据え、取得率を高める取組を総合的に進めていく必要がある。

また、職員の定年引上げに伴い、家族を介護する必要が生じた職員も長く公務で活躍できるようにするため、介護に係る休暇等の制度の利用について、引き続き、周知や職場の理解を促進していく必要がある。

任命権者には、子育て・介護等を行う職員を職場全体で応援できるよう、育児休業等の取得に係る代替職員の確保など当該職員・職場の支援体制を充実さ

せるとともに、特に管理職に対して、多種多様にわたる制度の周知徹底や理解促進を図ることを求める。

管理職には、休暇・休業制度の対象となる職員に対して、制度の周知・利用の勧奨や取得意向の把握等を行うとともに、業務分担やスケジュールの見直し、休暇・休業取得者の周囲の職員に対するフォローアップを行うなど、制度を利用しやすい職場づくりに努めることを求める。

一方、人事院は子育て支援及び介護支援に関連して、本年5月の民間労働法制の改正内容に即した見直しを実施するため、国家公務員の育児休業等に関する法律に係る改正の意見の申出を行うなど、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、仕事と介護の両立支援制度の強化のための措置の実現を図ることとしている。

本県においても、法改正等の動向を踏まえて、国と同様に、制度の見直しに取り組むとともに、会計年度任用職員についても適切に対応していく必要がある。

(4) 多様な働き方の実現

多様な働き方の実現は、職員の業務効率の向上・能力発揮・健康保持や、ワーク・ライフ・バランスの実現に資するのみならず、静岡県職員・職場の魅力の向上につながるものであるから、重要な課題である。

本県においては、時差勤務、在宅勤務、サテライトオフィス勤務など、職員の個々の事情等に応じて、多様な働き方を可能とする制度が整備されてきたところであり、任命権者には、今後も、これらの制度の活用・拡充を進めていくことを求める。

在宅勤務については、任命権者において、今年度から利用要件の緩和等の制度改正が行われたところであるが、制度の運用に当たっては、適切に行政サービスを提供できる執行体制の維持や、職員間で不公平を感じることもない出勤体制の確保、さらには、適切な業務執行のためのコミュニケーションの促進を引き続き図ることを求める。

また、価値観が多様化する中、職員の個々の事情に応じた柔軟な働き方の実

現が求められるとともに、睡眠時間を含めた生活時間の確保や時間外労働の縮減が心身の健康維持や仕事と生活の調和の実現のために重要であることから、引き続き、フレックスタイム制や勤務間インターバル制度などの多様な働き方の導入について検討していく必要がある。

なお、在宅勤務の利用促進やフレックスタイム制及び勤務間インターバル制度の導入等に伴い、勤務時間の管理等に関する業務量が増加することが予想されることから、任命権者は、勤務時間の把握や管理が正確かつ簡便にできるよう、業務の効率化やシステム化を進める必要がある。

3 職員の心身の健康の保持・増進

職員がその能力を十分に発揮し、質の高い行政を継続していくためには、職員の心身の健康の保持・増進を図ることが必要である。

昨今の行政課題の多様化や高度化により、職員は、ますます困難性の高い業務に挑戦する機会が増え、かつ、その量も増加しており、心の健康づくりやハラスメント防止対策に取り組むことが極めて重要となっている。

(1) 心の健康づくりの推進

長期療養者の発生は、本人や家族への影響のみならず、職場全体にも影響を及ぼすものであるから、その防止を図ることが喫緊の課題である。

精神疾患による長期療養者は7年連続で増加し、令和5年度は320人で令和元年度の約1.6倍、このうち新規療養者は176人で令和元年度の約2倍となり、深刻な状況が続いている。

職員の精神疾患を未然に防止するためには、早期のケアが重要であり、オンラインの活用によるストレスチェックの導入などにより、早期面談等の実施が図られているものの、ストレスチェックにより高ストレス者と判定された職員に対する医師面談等の実施率は1割程度と低い状況が続いている。

このため、任命権者には、高ストレス者と判定された職員へのさらなる面談の勧奨を求める。また、外部相談窓口におけるオンライン面談等の周知などにより、不調等を感じている職員が面談や相談窓口を活用しやすい環境整備を図ることや、職員の健康管理に関する意識向上を図ることを求める。さらに、長

期療養者について年代別・職位別等様々な角度から要因・傾向を分析し、その分析結果に応じた防止策を充実させることを求める。

また、任命権者には、管理職等に対して、メンタルヘルスケアや職場環境の改善に関する実践的な研修を充実させるとともに、優良な取組の横展開を図ることを求める。さらに、長期療養者の円滑な職場復帰を図るため、支援体制や再発防止体制を充実させることを求める。

管理職には、日頃から部下の心身の健康状態に注意を払い、不調の兆候が見られる場合は、速やかに医師面談等や相談窓口の利用を勧奨することを求める。また、職場における人間関係等のストレスを軽減するため、職員間のコミュニケーションの活性化や相互理解の向上に努めるとともに、ストレスチェックの集団分析により判明した所属のストレス傾向等に応じて職場環境の改善を図ることを求める。さらに、管理職には、長期療養者に対して、療養期間中のケアや復帰支援を行うとともに、復帰した職員に対しても、その状況に応じて、職場全体で必要な支援を行うことを求める。

(2) ハラスメント防止対策の推進

職場におけるハラスメントは、職員個人の尊厳を傷つけ、心身の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、職場の人間関係や秩序を乱し、職員の士気や公務能率の低下を招くなど職場の運営にも支障をもたらす上、公務の信頼を失墜させるものである。

また、妊娠、出産、育児や介護に関するハラスメントは、子育て支援や介護支援を進める上であってはならないものである。

さらに、パワー・ハラスメントについては、4年連続で相談件数が増加していることから、業務上の指導等に係る理解の促進を図るなど、引き続き、防止等に関する取組を重点的に進める必要がある。

このため、任命権者には、各種ハラスメントに関して、管理職及び相談員の迅速で適切な対応能力の向上を図ることを求める。加えて、職員階層に応じた研修や情報提供を通じて、各種ハラスメントに関する職員の理解促進や意識向上を図ることにより、ハラスメントの発生を防止することを求める。

管理職には、過度な指導がハラスメントとなり得ることを自覚し、自らが範を示してハラスメントの根絶に取り組むことを求める。加えて、職員からハラスメント相談等があった場合は相手の立場を尊重して対応するとともに、その状況に応じて、速やかに必要な措置等を講ずることにより、事態の改善を図ることを求める。

加えて、近年、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマー・ハラスメント）への対応についても、社会的に関心が高まっている。公務の場においても、行政サービスの利用者等からの過度な言動や要求に対しては、職員を守る観点から、組織として対応していくことが重要である。

このため、任命権者には、カスタマー・ハラスメントが疑われる場合の組織的な対応について、引き続き、研修等により周知徹底することを求める。

また、管理職には、カスタマー・ハラスメントには組織としての対応が重要であることを認識するとともに、困難事例には自らが対応することも含め、対応した職員を支援するなど、速やかに必要な措置等を講ずることを求める。

4 障害者雇用等に関する取組

障害のある方が適性に応じた職業に就き、能力を十分に発揮し、地域で自立した職業生活を送ることができる社会を実現するためには、公務部門が率先して就労の場の提供や働きやすい職場環境の整備に取り組むことが重要である。

本県では、本委員会が行う障害のある方を対象とした試験による採用や、任命権者が個別に行う任用を通じた就労の場の提供及び離職防止の取組を進めてきているが、令和6年4月から法定雇用率が段階的に引き上げられていることもあり、本年は、警察本部のみが法定雇用率を達成している。

県教育委員会においては、特別支援学校における非常勤実習助手として障害のある方を雇用するなどの取組を強化しており、昨年よりも雇用率が増加したものの、法定雇用率が未だ達成されていない状況にある。

このため、県教育委員会には、障害のある方が働くことができる職場・職種・職務内容をこれまで以上に拡大することなどにより、雇用人数を増やし、速やかに法定雇用率を達成させることを求める。

知事部局には、障害の状況に応じて能力を発揮できる職種、業務等を把握・整理した上で、雇用拡大の取組を充実し、法定雇用率を速やかに達成することを求める。

また、本委員会も任命権者におけるこれらの取組を支援していく。

また、任命権者には、障害者活躍推進計画に基づき、障害のある職員に対する支援のみならず、所属職員に対する研修などの支援を充実させることにより、障害のある職員が長く定着し活躍できる職場づくりに取り組むことを求める。

5 公務に対する信頼の確保

職員の不祥事事案は、公務への信頼を揺るがすものであり、各任命権者ともに職員の不祥事の根絶に取り組んでいるにもかかわらず、懲戒処分事案が後を絶たないことは、誠に遺憾である。

昨年度の懲戒処分件数は令和2年度以来の高水準であり、本年度も既に、不適正な事務処理や修学旅行中の飲酒など職務上の違反事案や、傷害など公務外の非行事案による懲戒処分が発生しており、公務に対する信頼が大きく損なわれている。

また、知事部局においては、昨年度、熱海市の土石流災害に関する行政対応の失敗が指摘され、組織文化等の改善を図るよう提言がなされており、引き続き、職員に対して意識変革や行動変容を促していく必要がある。

コンプライアンスの徹底には、一人ひとりが一連の不祥事を自分事として深刻に受け止め、今一度自分の行動を振り返る必要がある。任命権者には、改めて、職員に対して意識改革や行動変容を促すとともに、コンプライアンスの徹底等を図り、県政に対する県民の信頼を確保することを求める。

加えて、任命権者には、職員に対して、全体の奉仕者としての高い使命感・倫理観を持って、公私を問わず、厳しく自らの言動を律することについて、徹底させることを求める。

管理職には、日頃から、より高い規範意識を持って自らが範を示し、部下の業務や心身の状況等に注意を払い、その状況に応じて適切な指導・助言を行うことを求める。加えて、相談しやすい風通しの良い職場づくりに一層取り組むことな

どにより、不祥事案の発生防止を図ることを求める。

勧 告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の給与に関する諸条例を改正することを勧告する。

1 公民の給与較差に基づく給与改定

(1) 給料表

現行の各給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 初任給調整手当

ア 医師等に対する初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を416,600円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,600円とすること。

(3) 扶養手当

子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第9条第4項、静岡県教職員の給与に関する条例第10条第4項及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例第10条第4項の規定により加算される前の額。2の(3)及び3の(2)のアの(イ)において同じ。）を1人につき12,000円とすること。

(4) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和6年12月期の支給割合

(ア) (イ)から(エ)までに掲げる職員以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあって

は、0.7125月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5125月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125月分）とすること。

(ウ) 大学の学長

期末手当の支給割合を0.675月分とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。

(エ) 任期付研究員及び特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和7年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)から(エ)までに掲げる職員以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6月分）とすること。

(ウ) 大学の学長

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分とすること。

(エ) 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とす

ること。

(5) 寒冷地手当

ア 寒冷地手当の額を、職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とすること。

世帯等の区分		額
世帯主である職員	扶養親族のある職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）	99,000円
	その他の世帯主である職員	57,000円
その他の職員		41,000円

イ 公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して人事委員会規則で定めるものに在勤する職員に対する寒冷地手当の支給について、人事委員会規則で定める地域に居住するものに限る取扱いを廃止すること。

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等（給与制度のアップデート）

(1) 給料表

1の(1)による改定後の給料表を別記第2のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第3の切替要領によること。

また、給料月額のある一定の率を乗じる給料の特例措置について、乗じる率を100分の101.43とすること。

(2) 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの、及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、職員の給与に関する条例第5条第3項前段、静岡県教職員の給与に関する条例第6条第3項前段及び静岡県警察職員の給与に関する条例第6条第3項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、職員の給与に関する条例第5条第3項後段、静岡県教職員の給与に関する条例第6条第3項後段及び静岡県警察職員

の給与に関する条例第6条第3項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(3) 扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を1人につき14,000円とすること。

(4) 地域手当

ア 地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

(ア) 1級地 100分の20

(イ) 2級地 100分の16

(ウ) 3級地 100分の12

(エ) 4級地 100分の8

(オ) 5級地 100分の4

イ 地域手当の県内在勤者に係る特例（県内に在勤する職員（医療職給料表(1)適用者及び異動保障対象者を除く。）については、アにかかわらず、支給割合を当分の間、一律の支給割合とすること。なお、その支給割合については、100分の4.15とすること。

(5) 通勤手当

1か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び駐車場の利用料金に係る通勤手当の額を合算した額の支給限度を150,000円とすること。

(6) 単身赴任手当

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを

常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが人事委員会規則で定める基準に照らして困難であるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

(7) 管理職員特別勤務手当

管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）の管理職員特別勤務手当を支給すること。

(8) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の諸手当

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、職員の給与に関する条例第10条の4、静岡県教職員の給与に関する条例第11条の3及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例第11条の8の規定による地域手当、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当並びに寒冷地手当を支給すること。

(9) 特定任期付職員の特別給

特定任期付職員の特別給については、次のとおりとすること。

ア 勤勉手当を支給すること。

イ 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

ウ 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、各任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

エ 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、1の(4)のイ及び(5)のイ、2並びに3の(2)については、令和7年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置等

ア 扶養手当の月額等の特例措置

(ア) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

(イ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額を1人につき13,000円とすること。

イ 地域手当の支給割合等の特例措置

令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事委員会規則で定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とすること。

ウ その他所要の措置

ア及びイに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

4 会計年度任用職員の給与改定等

会計年度任用職員の給与改定については、常勤職員の改定された給与の種類及び内容等並びに当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮し、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000	
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400	
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000	
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500	
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400		
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700		
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000		
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000			
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400			
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100			

	49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600			
	50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000			
	51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400			
	52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800			
	53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200			
	54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600			
	55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000			
	56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300			
	57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600			
	58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000			
	59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300			
	60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600			
	61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900			
	62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800				
	63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100				
	64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400				
	65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600				
	66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900				
	67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200				
	68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500				
	69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700				
	70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000				
	71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300				
	72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500				
	73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700				
	74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000				
	75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300				
	76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500				
	77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700				
	78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000				
	79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300				
	80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500				
	81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700				
	82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000				
	83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300				
	84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500				
	85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700				
	86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500					
	87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800					
	88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000					
	89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200					
	90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500					
	91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800					
	92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000					
	93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200					
	94		299, 400	347, 400	386, 600	398, 500					
	95		299, 700	347, 800	387, 000	398, 800					
	96		300, 100	348, 200	387, 400	399, 000					
	97		300, 300	348, 400	387, 700	399, 200					
	98		300, 600	348, 800	388, 200	399, 500					
	99		301, 000	349, 200	388, 600	399, 800					
	100		301, 400	349, 500	389, 000	400, 000					

	101		301,600	349,800	389,300	400,200					
	102		301,900	350,200							
	103		302,200	350,600							
	104		302,500	351,000							
	105		302,700	351,500							
	106		303,000	351,900							
	107		303,300	352,300							
	108		303,600	352,700							
	109		303,800	353,200							
	110		304,200	353,600							
	111		304,600	353,900							
	112		304,900	354,200							
	113		305,100	354,700							
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条及び附則第4項に規定する職員を除く。

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900	530,600
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500	533,700
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100	536,800
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600	539,900
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700	543,000
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100	545,400
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500	547,800
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800	550,200
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100	552,600
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500	554,300
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900	556,200
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200	558,100
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500	559,800
	14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200	561,100
	15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900	562,300
	16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600	563,300
	17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100	564,400
	18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600	565,100
	19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100	565,700
	20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500	566,300
	21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900	567,000
	22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500	
	23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100	
	24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400	
	25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600	
	26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900	
	27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400	
	28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800	
	29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300	
	30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800	
	31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300	
	32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700	
	33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000	
	34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400	
	35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800	
	36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300	
	37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700	
	38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200	
	39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600	
	40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100	
	41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400	
	42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600	
	43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800	
	44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000	
	45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600	
	46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100	
	47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700	
	48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900
	50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300
	51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700
	52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200
	53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300
	54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500
	55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700
	56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900
	57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
	58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
	59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800
	60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
	61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
	62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
	63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
	64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200
	65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
	66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800
	67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600
	68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400
	69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100
	70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900
	71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700
	72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500
	73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200
	74	281,200	326,800	394,300		
	75	281,900	327,500	394,900		
	76	282,600	328,200	395,600		
	77	283,200	328,900	396,300		
	78	283,900	329,600	396,800		
	79	284,600	330,300	397,400		
	80	285,200	331,000	398,000		
	81	285,800	331,700	398,500		
	82	286,500	332,500	399,100		
	83	287,200	333,200	399,700		
	84	287,800	333,800	400,200		
	85	288,400	334,300	400,700		
	86	289,100	334,800	401,200		
	87	289,800	335,200	401,700		
	88	290,400	335,600	402,400		
	89	291,000	335,900	402,800		
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			

	101	298,000	341,200				
	102	298,400	341,700				
	103	298,800	342,200				
	104	299,200	342,700				
	105	299,600	343,100				
	106	300,100	343,500				
	107	300,600	344,000				
	108	300,900	344,400				
	109	301,100	344,900				
	110	301,500	345,300				
	111	301,800	345,700				
	112	302,000	346,100				
	113	302,300	346,600				
	114	302,600	347,000				
	115	302,900	347,400				
	116	303,200	347,800				
	117	303,500	348,300				
	118	303,800	348,700				
	119	304,000	349,100				
	120	304,300	349,500				
	121	304,600	349,900				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600	530,400

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200
	17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	
	23	360,200	422,000	465,900	525,800	
	24	363,200	423,500	467,700	527,600	
	25	366,200	424,900	469,500	529,200	
	26	368,500	426,400	471,300	531,000	
	27	370,800	427,900	473,100	532,800	
	28	373,000	429,300	474,900	534,600	
	29	374,900	430,700	476,700	536,200	
	30	376,600	432,200	478,500	538,000	
	31	378,300	433,700	480,300	539,800	
	32	380,100	435,100	482,100	541,500	
	33	381,900	436,500	483,900	543,100	
	34	383,700	438,000	485,800	544,900	
	35	385,300	439,500	487,700	546,600	
	36	386,700	440,900	489,600	548,300	
	37	388,100	442,300	491,500	549,800	
	38	389,600	443,700	493,200	551,400	
	39	391,100	445,100	495,000	552,800	
	40	392,600	446,500	496,800	554,400	
	41	394,100	447,900	498,400	555,900	
	42	394,800	449,300	500,200	557,300	
	43	395,400	450,700	502,000	558,700	
	44	396,100	452,100	503,600	560,000	
	45	397,000	453,500	505,000	561,200	
	46	397,600	454,900	506,700	562,200	
	47	398,200	456,300	508,500	563,200	
	48	398,800	457,700	510,200	564,200	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	399,400	459,100	511,700	565,200	
	50	399,900	460,800	513,000	566,100	
	51	400,400	462,400	514,300	567,000	
	52	400,900	464,000	515,600	567,900	
	53	401,400	465,600	516,600	568,700	
	54	401,800	466,800	517,900	569,600	
	55	402,200	468,000	519,200	570,500	
	56	402,600	469,100	520,500	571,400	
	57	403,000	470,100	521,500	572,300	
	58	403,400	471,100	522,300	573,200	
	59	403,800	472,000	523,100	574,100	
	60	404,200	472,800	523,900	574,800	
	61	404,600	473,500	524,800	575,700	
	62	405,000	474,200	525,600	576,600	
	63	405,400	474,900	526,400	577,500	
	64	405,800	475,500	527,100	578,400	
	65	406,100	476,200	527,900	579,300	
	66		476,900	528,700	580,200	
	67		477,500	529,400	581,100	
	68		478,100	530,300	582,000	
	69		478,400	531,200	582,900	
	70		479,000	532,000		
	71		479,700	532,900		
	72		480,400	533,800		
	73		480,800	534,600		
	74		481,400	535,500		
	75		482,100	536,400		
	76		482,800	537,100		
	77		483,200	537,900		
	78		483,800	538,800		
	79		484,400	539,700		
	80		484,900	540,600		
	81		485,400	541,400		
	82		485,900	542,300		
	83		486,400	543,200		
	84		486,900	544,100		
	85		487,300	544,900		
	86		487,800	545,800		
	87		488,200	546,700		
	88		488,700	547,600		
	89		489,200	548,400		
	90		489,800			
	91		490,400			
	92		490,800			
	93		491,300			
	94		491,900			
	95		492,500			
	96		493,000			
	97		493,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	450,200
	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	450,500
	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	450,800
	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	451,100
	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	451,500
	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	451,800
	60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	452,100
	61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	452,400
	62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
	63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
	64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	
	65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600	
	66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200	411,900	
	67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	412,200	
	68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	412,500	
	69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	412,700	
	70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300	413,000	
	71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800	413,300	
	72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300	413,600	
	73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900	413,800	
	74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400		
	75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000		
	76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600		
	77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100		
	78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600		
	79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100		
	80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600		
	81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900		
	82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400		
	83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800		
	84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200		
	85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600		
	86		294,100	330,400	351,200			
	87		294,300	330,600	351,500			
	88		294,500	330,900	351,800			
	89		294,900	331,300	352,200			
	90		295,100	331,700	352,500			
	91		295,300	332,000	352,800			
	92		295,500	332,300	353,100			
	93		295,900	332,600	353,500			
	94		296,100	332,800	353,800			
	95		296,300	333,200	354,100			
	96		296,600	333,500	354,400			
	97		296,900	333,700	354,700			
	98		297,100	334,000	355,100			
	99		297,300	334,300	355,500			
	100		297,600	334,600	355,900			

	101		297,900	334,800	356,400			
	102		298,100	335,100	356,800			
	103		298,300	335,400	357,200			
	104		298,600	335,600	357,600			
	105		298,900	335,800	358,100			
	106			336,000				
	107			336,400				
	108			336,600				
	109			336,800				
	110			337,200				
	111			337,600				
	112			338,000				
	113			338,200				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
	43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
	44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
	45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
	46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
	47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
	48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
	50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
	51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
	52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
	53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
	54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
	55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
	56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
	57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
	58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
	59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
	60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
	61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
	62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
	63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
	64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
	65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
	66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
	67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
	68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	
	69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	
	70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	436,900	
	71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	437,200	
	72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	437,500	
	73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	437,900	
	74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	438,300	
	75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	438,600	
	76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	438,900	
	77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	439,300	
	78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900		
	79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400		
	80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700		
	81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000		
	82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500		
	83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900		
	84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200		
	85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500		
	86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000		
	87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500		
	88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900		
	89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200		
	90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600		
	91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100		
	92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500		
	93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900		
	94	290,200	320,400	353,500	371,500	398,300		
	95	290,800	321,100	354,100	371,900	398,800		
	96	291,400	321,700	354,700	372,200	399,200		
	97	292,000	322,200	355,100	372,800	399,600		
	98	292,500	322,500	355,500	373,300			
	99	293,000	323,100	356,000	373,800			
	100	293,500	323,700	356,400	374,300			

101	294,000	324,100	356,900	374,900
102	294,500	324,700	357,300	375,400
103	295,000	325,300	357,800	375,900
104	295,400	325,800	358,200	376,300
105	295,800	326,200	358,500	376,900
106	296,300	326,700	359,000	377,400
107	296,800	327,200	359,400	377,900
108	297,100	327,700	359,700	378,400
109	297,300	328,100	360,100	379,000
110	297,600	328,500	360,600	379,400
111	297,800	328,800	361,100	379,900
112	298,100	329,100	361,600	380,400
113	298,400	329,400	362,100	381,000
114	298,600	329,800	362,600	
115	298,900	330,100	363,100	
116	299,100	330,400	363,500	
117	299,400	330,600	363,900	
118	299,700	330,900	364,300	
119	300,000	331,200	364,800	
120	300,300	331,400	365,300	
121	300,600	331,600	365,700	
122	301,000	331,900	366,200	
123	301,300	332,200	366,700	
124	301,600	332,500	367,200	
125	301,800	332,700	367,500	
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		
136	305,100	336,100		
137	305,300	336,400		
138	305,600	336,800		
139	305,900	337,200		
140	306,200	337,600		
141	306,400	337,900		
142	306,800	338,300		
143	307,200	338,600		
144	307,500	339,000		
145	307,700	339,300		
146	307,900	339,700		
147	308,200	340,100		
148	308,600	340,500		
149	308,800	340,800		
150	309,000	341,200		
151	309,300	341,600		
152	309,600	342,000		

	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	199,600	246,200	284,700	302,400	335,000	373,400
	2	201,300	248,300	285,500	303,700	336,900	376,000
	3	203,000	250,300	286,300	305,000	338,700	378,300
	4	204,700	252,300	287,100	306,200	340,500	380,500
	5	206,300	254,300	287,800	307,400	342,200	382,400
	6	207,900	255,900	288,800	309,000	343,900	384,700
	7	209,500	257,500	289,700	310,600	345,500	386,800
	8	211,100	258,800	290,600	312,200	347,200	388,800
	9	212,700	260,300	291,500	313,800	348,800	390,800
	10	214,500	261,500	292,400	315,500	350,500	393,100
	11	216,300	262,600	293,300	317,000	352,100	395,300
	12	217,400	263,700	294,200	318,500	353,700	397,500
	13	218,500	264,800	295,000	319,700	355,200	399,700
	14	219,700	265,900	296,000	321,100	356,900	402,000
	15	220,900	267,000	297,200	322,500	358,500	404,200
	16	222,000	268,100	298,300	323,900	360,100	406,500
	17	223,100	269,200	299,500	325,300	361,700	408,300
	18	224,100	270,100	300,600	326,800	363,500	410,200
	19	225,100	271,000	301,700	328,200	365,000	412,100
	20	226,100	271,800	302,800	329,600	366,600	413,900
	21	227,100	272,400	303,900	331,000	368,000	415,700
	22	228,500	273,100	305,000	332,600	369,600	417,500
	23	229,800	273,900	306,100	334,200	371,200	419,300
	24	231,100	274,600	307,100	335,700	372,700	421,100
	25	232,400	275,600	308,100	337,200	374,600	422,700
	26	233,700	276,500	309,100	338,800	376,500	424,200
	27	235,000	277,400	310,100	340,400	378,400	425,700
	28	236,200	278,300	311,100	341,900	380,200	427,200
	29	237,400	279,300	312,100	343,400	381,700	428,700
	30	238,400	280,200	313,100	344,900	383,500	430,000
	31	239,400	281,100	314,100	346,400	385,200	431,300
	32	240,400	282,000	315,100	347,900	386,800	432,500
	33	241,400	282,900	316,100	349,400	388,500	433,700
	34	242,400	283,700	317,200	351,000	389,900	435,000
	35	243,300	284,600	318,300	352,600	391,300	436,300
	36	244,200	285,500	319,400	354,100	392,700	437,500
	37	245,100	286,500	320,500	355,300	394,100	438,700
	38	246,000	287,500	321,600	356,800	395,300	439,500
	39	246,900	288,500	322,700	358,300	396,500	440,300
	40	247,700	289,400	323,800	359,800	397,500	441,100
	41	248,500	290,300	324,800	361,200	398,600	441,700
	42	249,100	291,300	325,900	362,700	399,800	442,300
	43	249,700	292,300	327,000	364,200	400,900	442,900
	44	250,300	293,200	328,000	365,700	402,000	443,500
	45	250,800	294,100	329,000	367,100	402,700	444,200
	46	251,300	295,100	329,900	368,500	403,400	445,000
	47	251,800	296,100	330,800	369,900	404,100	445,400
	48	252,300	297,000	331,700	371,300	404,800	446,100

	49	252,800	297,900	332,600	372,300	405,400	446,600
	50	253,400	298,800	333,300	373,400	406,000	447,000
	51	253,900	299,700	333,900	374,300	406,500	447,400
	52	254,400	300,600	334,500	375,400	406,900	447,800
	53	254,800	301,400	335,100	376,100	407,300	448,200
	54	255,300	302,300	335,800	376,700	407,500	448,600
	55	255,800	303,200	336,400	377,400	407,800	449,000
	56	256,300	304,000	337,000	378,200	408,100	449,300
	57	256,800	304,900	337,600	379,000	408,400	449,600
	58	257,200	305,900	338,100	379,700	408,700	450,000
	59	257,600	306,900	338,600	380,500	409,000	450,300
	60	258,000	307,800	339,100	381,200	409,300	450,600
	61	258,400	308,700	339,500	382,000	409,500	450,900
	62	258,800	309,700	339,700	382,700	409,800	
	63	259,200	310,600	340,200	383,400	410,100	
	64	259,600	311,500	340,700	384,000	410,400	
	65	260,000	312,400	341,000	384,300	410,600	
	66	260,400	313,300	341,400	384,900	410,900	
	67	260,800	314,200	341,900	385,500	411,200	
	68	261,200	315,000	342,300	386,200	411,500	
	69	261,600	315,700	342,700	386,600	411,700	
	70	262,000	316,600	343,200	387,300	412,000	
	71	262,400	317,400	343,600	387,900	412,300	
	72	262,800	318,200	344,100	388,500	412,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	263,200	319,000	344,300	388,900	412,700	
	74	263,600	319,500	344,800	389,400	413,000	
	75	264,000	320,000	345,300	390,000	413,300	
	76	264,400	320,500	345,700	390,500	413,500	
	77	264,800	321,000	346,000	390,900	413,700	
	78	265,200	321,600	346,400	391,400	414,000	
	79	265,600	322,100	346,900	391,900	414,300	
	80	265,900	322,600	347,300	392,400	414,500	
	81	266,200	322,900	347,500	392,900	414,700	
	82	266,600	323,200	347,800	393,300		
	83	267,000	323,700	348,200	393,700		
	84	267,300	324,000	348,600	394,100		
	85	267,600	324,300	348,900	394,300		
	86	268,000	324,600	349,200	394,500		
	87	268,400	324,900	349,600	394,800		
	88	268,700	325,200	350,000	395,100		
	89	269,000	325,600	350,300	395,300		
	90	269,400	326,000	350,700	395,600		
	91	269,800	326,300	351,100	395,900		
	92	270,100	326,500	351,300	396,100		
	93	270,400	327,000	351,600	396,300		
	94	270,800	327,400		396,600		
	95	271,200	327,600		396,900		
	96	271,500	328,000		397,100		
	97	271,800	328,400		397,300		
	98	272,200	328,800				
	99	272,600	329,200				
	100	272,900	329,500				

	101	273,200	329,700				
	102	273,600	330,000				
	103	274,000	330,300				
	104	274,300	330,600				
	105	274,500	331,000				
	106	274,700	331,200				
	107	275,000	331,500				
	108	275,300	331,900				
	109	275,600	332,300				
	110	275,900	332,600				
	111	276,200	332,900				
	112	276,400	333,200				
	113	276,700	333,500				
	114	277,000	333,900				
	115	277,300	334,200				
	116	277,700	334,400				
	117	278,000	334,600				
	118	278,300	334,900				
	119	278,600	335,200				
	120	279,000	335,500				
	121	279,200	335,700				
	122	279,400					
	123	279,800					
	124	280,100					
	125	280,300					
	126	280,600					
	127	281,000					
	128	281,400					
	129	281,600					
	130	282,000					
	131	282,400					
	132	282,700					
	133	282,900					
	134	283,200					
	135	283,600					
	136	283,900					
	137	284,100					
	138	284,400					
	139	284,700					
	140	285,000					
	141	285,200					
	142	285,400					
	143	285,600					
	144	285,900					
	145	286,300					
	146	286,500					
	147	286,800					
	148	287,100					
	149	287,400					
	150	287,600					
	151	287,900					
	152	288,100					
	153	288,400					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		205,800	245,600	260,100	293,600	320,600	362,700

備考 この表は、児童福祉施設、障害者支援施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	261,400	317,100	358,300	423,100
	2	263,600	319,300	360,900	425,000
	3	265,700	321,500	363,500	426,800
	4	267,600	323,600	366,000	428,500
	5	269,400	325,700	368,400	430,200
	6	270,900	327,600	370,800	432,100
	7	272,400	329,400	373,300	434,000
	8	273,900	331,200	375,700	435,800
	9	275,700	333,000	378,200	437,200
	10	277,700	334,900	380,700	439,100
	11	279,700	336,700	383,200	441,000
	12	281,700	338,500	385,600	442,900
	13	283,700	340,300	388,000	444,300
	14	285,900	341,900	389,600	446,200
	15	288,000	343,500	391,100	448,100
	16	290,100	345,000	392,600	450,000
	17	292,000	346,500	393,600	451,700
	18	294,700	348,100	395,300	453,500
	19	297,400	349,700	396,700	455,300
	20	300,000	351,300	398,000	457,100
	21	302,600	352,700	399,200	459,100
	22	305,000	354,700	400,200	461,300
	23	307,400	356,700	401,200	463,700
	24	309,600	358,700	402,200	466,000
	25	311,800	360,500	403,100	468,000
	26	313,800	362,100	404,200	470,100
	27	315,800	363,700	405,300	472,200
	28	317,800	365,300	406,400	474,200
	29	319,800	366,600	407,500	476,200
	30	321,700	368,100	408,600	478,500
	31	323,600	369,500	409,700	480,700
	32	325,500	370,800	410,800	482,600
	33	327,300	372,100	411,900	484,500
	34	329,200	373,300	413,000	486,600
	35	331,100	374,500	414,100	488,800
	36	333,000	375,600	415,300	490,800
	37	334,700	376,700	416,300	492,900
	38	335,900	378,100	417,400	494,900
	39	337,000	379,400	418,500	496,800
	40	338,100	380,700	419,700	498,700
	41	338,700	382,000	420,600	500,700
	42	339,100	383,300	421,700	502,600
	43	339,500	384,600	422,800	504,300
	44	339,900	385,900	423,800	506,200
	45	340,500	387,200	424,800	508,100
	46	341,000	388,400	425,900	509,900
	47	341,500	389,600	427,000	511,700
	48	341,900	390,700	428,100	513,500

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	342,300	391,800	429,100	515,200
	50	342,700	393,000	430,300	516,900
	51	343,100	394,100	431,500	518,700
	52	343,500	395,200	432,700	520,500
	53	343,900	396,300	433,400	522,000
	54	344,300	397,500	434,300	523,600
	55	344,700	398,700	435,200	525,300
	56	345,100	399,800	436,000	526,900
	57	345,500	400,800	436,800	528,500
	58	345,900	401,800	437,700	529,800
	59	346,300	402,800	438,600	531,100
	60	346,700	403,700	439,400	532,300
	61	347,100	404,900	440,100	533,500
	62	347,500	406,300	441,000	534,500
	63	347,900	407,700	442,000	535,500
	64	348,300	409,100	442,900	536,500
	65	348,700	409,900	443,800	537,100
	66	349,100	410,900	444,700	538,000
	67	349,500	411,900	445,700	538,900
	68	349,900	413,000	446,600	539,800
	69	350,300	413,900	447,600	540,700
	70	350,800	414,700	448,600	541,500
	71	351,200	415,500	449,500	542,200
	72	351,600	416,200	450,500	542,700
	73	351,900	416,900	451,400	543,400
	74	352,400	417,800	452,300	543,900
	75	352,800	418,600	453,200	544,700
	76	353,200	419,200	454,200	545,300
	77	353,600	419,800	455,000	545,800
	78	354,100	420,300	455,400	
	79	354,600	420,700	456,000	
	80	355,100	421,100	456,600	
	81	355,600	421,400	457,300	
	82	356,300	421,800	458,000	
	83	357,000	422,100	458,300	
	84	357,700	422,500	458,900	
	85	358,300	422,800	459,300	
	86	358,900	423,200	459,700	
	87	359,500	423,600	460,100	
	88	360,100	424,000	460,400	
	89	360,600	424,300	460,700	
	90	361,000	424,600	461,100	
	91	361,400	425,000	461,500	
	92	361,800	425,300	461,800	
	93	362,200	425,600	462,100	
	94	362,600	426,000	462,500	
	95	363,100	426,300	462,800	
	96	363,500	426,600	463,100	
	97	364,100	426,900	463,400	
	98	364,600	427,200		
	99	365,000	427,500		
	100	365,500	427,800		

	101	365,900	428,100		
	102	366,400	428,400		
	103	366,700	428,700		
	104	367,100	429,000		
	105	367,600	429,300		
	106	368,000	429,600		
	107	368,500	429,900		
	108	369,000	430,200		
	109	369,400	430,500		
	110	369,900	430,800		
	111	370,300	431,100		
	112	370,700	431,400		
	113	371,100	431,700		
	114	371,500			
	115	371,900			
	116	372,300			
	117	372,700			
	118	373,100			
	119	373,500			
	120	373,900			
	121	374,200			
	122	374,600			
	123	375,100			
	124	375,400			
	125	375,800			
	126	376,300			
	127	376,800			
	128	377,200			
	129 特	377,600			829,000
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		288,000	299,000	321,200	406,100

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教及び助手で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	407,300	480,500
	39	264,400	311,300	408,700	481,200
	40	265,700	313,000	410,000	481,900
	41	267,000	314,300	411,600	482,500
	42	268,000	316,200	413,000	483,200
	43	269,000	318,000	414,300	483,900
	44	269,900	319,700	415,700	484,600
	45	270,600	321,400	417,100	485,200
	46	271,400	323,300	418,400	485,900
	47	272,200	325,000	419,900	486,600
	48	273,000	326,700	421,400	487,300

	49	273,800	328,400	423,000	487,900
	50	274,600	330,200	424,400	488,600
	51	275,300	332,000	426,000	489,300
	52	276,100	333,700	427,500	490,000
	53	276,900	335,400	429,200	490,600
	54	277,700	336,700	430,700	
	55	278,500	338,000	432,300	
	56	279,300	339,300	433,900	
	57	280,000	340,800	435,400	
	58	280,600	342,400	436,900	
	59	281,400	343,900	438,100	
	60	282,300	345,500	439,300	
	61	283,100	347,000	440,500	
	62	283,700	348,600	441,800	
	63	284,500	350,200	443,000	
	64	285,200	351,700	444,200	
	65	286,200	353,200	445,300	
	66	287,000	354,800	446,500	
	67	287,800	356,400	447,700	
	68	288,500	357,900	448,900	
	69	289,200	359,400	450,100	
	70	290,000	361,000	451,300	
	71	290,800	362,600	452,500	
	72	291,500	364,100	453,700	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	292,200	365,600	454,800	
	74	292,900	367,200	455,400	
	75	293,600	368,800	455,900	
	76	294,200	370,300	456,400	
	77	294,800	371,800	456,900	
	78	295,500	373,200	457,500	
	79	296,200	374,600	458,000	
	80	296,800	375,900	458,500	
	81	297,400	377,200	459,000	
	82	298,100	378,600	459,600	
	83	298,800	380,000	460,100	
	84	299,500	381,300	460,600	
	85	300,200	382,400	461,100	
	86	301,000	383,800		
	87	301,700	385,100		
	88	302,400	386,400		
	89	303,100	387,600		
	90	304,000	388,900		
	91	304,800	390,000		
	92	305,600	391,200		
	93	306,100	392,400		
	94	306,900	393,500		
	95	307,700	394,700		
	96	308,500	395,900		
	97	309,200	397,300		
	98	310,000	398,300		
	99	310,800	399,300		
	100	311,500	400,300		

101	312, 300	401, 200
102	313, 200	402, 200
103	314, 100	403, 300
104	314, 900	404, 400
105	315, 500	405, 100
106	316, 300	406, 000
107	317, 100	406, 900
108	317, 900	407, 800
109	318, 600	408, 600
110	319, 000	409, 400
111	319, 400	410, 200
112	319, 900	411, 000
113	320, 400	411, 600
114	320, 800	412, 300
115	321, 300	413, 000
116	321, 700	413, 700
117	322, 200	414, 300
118	322, 700	414, 800
119	323, 100	415, 200
120	323, 600	415, 500
121	324, 100	415, 800
122	324, 500	416, 100
123	325, 000	416, 400
124	325, 500	416, 600
125	326, 100	416, 800
126	326, 400	417, 100
127	326, 700	417, 400
128	327, 000	417, 600
129	327, 200	417, 800
130	327, 500	418, 100
131	327, 800	418, 400
132	328, 000	418, 600
133	328, 200	418, 800
134	328, 400	419, 100
135	328, 600	419, 400
136	328, 900	419, 600
137	329, 200	419, 800
138	329, 400	420, 100
139	329, 700	420, 400
140	330, 000	420, 600
141	330, 200	420, 800
142	330, 400	421, 100
143	330, 700	421, 400
144	330, 900	421, 600
145	331, 200	421, 800
146	331, 400	422, 100
147	331, 700	422, 400
148	332, 000	422, 600
149	332, 200	422, 800
150	332, 400	
151	332, 700	
152	333, 000	

	153	333,200			
	154	333,400			
	155	333,700			
	156	334,000			
	157	334,200			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		238,500	279,100	336,600	421,900

備考

1 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員並びに教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の指導主事、社会教育主事その他の職員で人事委員会規則で定めるもの
- (2) 併設型中学校に勤務する教頭、教諭、助教諭及び講師のうち当該中学校に係る併設型高等学校の教科を担当する職員で人事委員会規則で定めるもの

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中 学 校 小 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	359,700	380,600	455,800
	39	263,500	290,400	361,100	381,800	456,300
	40	264,700	292,200	362,400	382,900	456,800
	41	265,900	294,000	363,700	384,000	457,300
	42	267,000	295,900	365,100	385,200	457,800
	43	268,100	297,700	366,400	386,400	458,300
	44	269,200	299,400	367,700	387,500	458,800
	45	270,200	301,100	369,000	388,600	459,300
	46	271,000	302,900	370,200	389,800	459,800
	47	271,800	304,600	371,400	391,000	460,300
	48	272,600	306,200	372,600	392,200	460,800

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	273,300	307,800	373,800	393,400	461,300
	50	274,100	309,500	375,000	394,700	461,800
	51	274,800	311,300	376,200	395,900	462,300
	52	275,500	313,000	377,400	397,100	462,800
	53	276,300	314,300	378,500	398,300	463,300
	54	277,100	316,200	379,700	399,600	
	55	277,900	318,000	380,900	400,600	
	56	278,600	319,700	382,100	401,700	
	57	279,300	321,400	383,200	402,900	
	58	280,100	323,300	384,500	404,100	
	59	280,900	325,000	385,800	405,300	
	60	281,600	326,700	387,000	406,500	
	61	282,200	328,400	387,900	407,600	
	62	282,900	330,200	389,100	408,600	
	63	283,600	332,000	390,100	409,900	
	64	284,200	333,700	391,200	411,100	
	65	284,900	335,400	392,000	412,300	
	66	285,600	336,700	393,100	413,400	
	67	286,300	338,000	394,100	414,500	
	68	287,000	339,300	395,100	415,600	
	69	287,700	340,800	396,200	416,600	
	70	288,500	342,300	397,200	417,800	
	71	289,200	343,800	398,300	419,000	
	72	289,900	345,300	399,400	420,200	
	73	290,400	346,700	400,400	420,800	
	74	291,100	348,200	401,500	421,600	
	75	291,800	349,700	402,600	422,300	
	76	292,400	351,200	403,600	422,800	
	77	293,000	352,600	404,500	423,100	
	78	293,700	354,100	405,400	423,400	
	79	294,300	355,600	406,400	423,800	
	80	294,900	357,100	407,400	424,200	
	81	295,500	358,500	408,200	424,500	
	82	296,100	359,800	409,000	424,900	
	83	296,700	361,100	409,700	425,200	
	84	297,300	362,300	410,500	425,500	
	85	297,800	363,500	411,200	425,800	
	86	298,300	364,700	411,800	426,200	
	87	298,800	365,900	412,500	426,500	
	88	299,300	367,000	413,200	426,800	
	89	299,700	368,100	413,800	427,100	
	90	300,300	369,200	414,500	427,400	
	91	300,800	370,300	415,000	427,700	
	92	301,300	371,400	415,600	427,900	
	93	301,600	372,500	416,000	428,100	
	94	302,100	373,700	416,400	428,400	
	95	302,600	374,800	416,700	428,700	
	96	303,000	375,900	417,000	428,900	
	97	303,400	376,900	417,200	429,100	
	98	303,900	377,900	417,500	429,400	
	99	304,400	378,800	417,800	429,700	
	100	304,800	379,700	418,000	429,900	

101	305, 200	380, 500	418, 200	430, 100
102	305, 600	381, 500	418, 500	430, 400
103	306, 000	382, 400	418, 800	430, 700
104	306, 300	383, 300	419, 000	430, 900
105	306, 500	384, 100	419, 200	431, 100
106	306, 800	385, 000	419, 500	
107	307, 100	385, 900	419, 800	
108	307, 300	386, 800	420, 000	
109	307, 500	387, 600	420, 200	
110	307, 700	388, 600		
111	308, 000	389, 500		
112	308, 300	390, 400		
113	308, 500	391, 000		
114	308, 700	391, 900		
115	308, 900	392, 800		
116	309, 200	393, 700		
117	309, 500	394, 500		
118	309, 700	395, 200		
119	310, 000	396, 000		
120	310, 300	396, 800		
121	310, 500	397, 400		
122	310, 700	398, 100		
123	310, 900	398, 800		
124	311, 200	399, 400		
125	311, 500	400, 000		
126		400, 700		
127		401, 200		
128		401, 800		
129		402, 400		
130		403, 000		
131		403, 500		
132		404, 000		
133		404, 300		
134		404, 600		
135		404, 900		
136		405, 200		
137		405, 500		
138		405, 800		
139		406, 100		
140		406, 400		
141		406, 700		
142		407, 000		
143		407, 300		
144		407, 600		
145		407, 800		
146		408, 100		
147		408, 400		
148		408, 600		
149		408, 800		
150		409, 100		
151		409, 400		
152		409, 600		

	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
	158		411,100			
	159		411,400			
	160		411,600			
	161		411,800			
	162		412,100			
	163		412,400			
	164		412,600			
	165		412,800			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考

- この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,500 円をそれぞれ加算した額とする。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500	465,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300	468,600
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200	471,600
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100	474,600
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500	477,600
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100	480,600
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700	483,600
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100	486,700
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500	489,400
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200	492,500
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800	495,500
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200	498,600
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100	501,300
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700	503,600
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500	505,900
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300	508,200
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800	510,200
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600	511,600
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400	513,100
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100	514,500
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700	515,700
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400	517,100
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000	518,600
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800	520,100
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300	521,200
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700	522,300
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200	523,500
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500	524,700
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700	525,700
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400	526,600
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100	527,500
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700	528,400
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200	529,200
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900	530,100
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500	530,800
	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100	531,300
	37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400	532,000
	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000	532,600
	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500	533,400
	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000	534,000
	41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500	534,500
	42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900	
	43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300	
	44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700	
	45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000	
	46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900	483,400	
	47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400	483,800	
	48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900	484,200	

	49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400	484,500	
	50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700		
	51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000		
	52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400		
	53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800		
	54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000		
	55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300		
	56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500		
	57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900		
	58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100		
	59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300		
	60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500		
	61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900		
	62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400	461,100		
	63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700	461,300		
	64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000	461,500		
	65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200	461,900		
	66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500			
	67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800			
	68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300			
	70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600			
	71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900			
	72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100			
	73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300			
	74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600			
	75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900			
	76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200			
	77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400			
	78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700			
	79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000			
	80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300			
	81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500			
	82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800			
	83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100			
	84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400			
	85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600			
	86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100				
	87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400				
	88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600				
	89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800				
	90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100				
	91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400				
	92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600				
	93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800				
	94	308,300	330,200	356,200	389,800	421,700					
	95	309,200	331,400	357,700	390,300	422,100					
	96	310,000	332,600	359,100	390,800	422,500					
	97	310,800	333,800	360,400	391,200	422,800					
	98	311,800	335,100	361,600	391,600	423,200					
	99	312,700	336,300	362,700	392,100	423,600					
	100	313,600	337,500	363,900	392,600	424,000					

	101	314,500	338,900	365,000	393,000	424,300					
	102	315,500	339,800	366,100	393,500						
	103	316,500	340,800	367,200	394,000						
	104	317,400	341,900	368,300	394,500						
	105	318,200	343,000	369,500	394,800						
	106	318,800	344,100	370,000	395,200						
	107	319,400	345,100	370,600	395,700						
	108	320,000	346,100	371,200	396,000						
	109	320,500	347,300	371,800	396,300						
	110	321,000	348,300	372,300	396,800						
	111	321,400	349,300	372,700	397,300						
	112	321,900	350,200	373,200	397,800						
	113	322,700	351,100	373,600	398,100						
	114	323,400	352,000	374,000	398,600						
	115	324,100	353,000	374,500	399,100						
	116	324,700	354,000	375,000	399,600						
	117	325,300	355,000	375,400	399,900						
	118	326,000	355,400	375,900	400,400						
	119	326,700	356,000	376,500	400,900						
	120	327,500	356,600	377,000	401,400						
	121	328,100	356,900	377,200	401,800						
	122	328,400	357,300	377,700	402,300						
	123	328,900	357,700	378,200	402,700						
	124	329,400	358,100	378,600	403,200						
	125	329,700	358,500	379,100	403,600						
	126			379,600							
	127			380,100							
	128			380,600							
	129			380,900							
	130			381,400							
	131			381,900							
	132			382,400							
	133			382,700							
	134			383,200							
	135			383,600							
	136			384,000							
	137			384,300							
	138			384,800							
	139			385,300							
	140			385,800							
	141			386,100							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200	458,800

備考 この表は、警察官に適用する。

静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項及び第2項の給料表

(条例第5条第1項の給料表)

号 給	給料月額
	円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

(条例第5条第2項の給料表)

号 給	給料月額
	円
1	346,000
2	382,000
3	410,000

静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

別記第2

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
	86	256,000	297,100	346,000	386,600	398,500					
	87	256,300	297,400	346,400	387,000	398,800					
	88	256,600	297,700	346,800	387,400	399,000					
	89	256,900	298,000	347,000	387,700	399,200					
	90	257,200	298,300	347,400	388,200	399,500					
	91	257,500	298,600	347,800	388,600	399,800					
	92	257,800	299,000	348,200	389,000	400,000					
	93	258,100	299,200	348,400	389,300	400,200					
	94		299,400	348,800							
	95		299,700	349,200							
	96		300,100	349,500							
	97		300,300	349,800							
	98		300,600	350,200							
	99		301,000	350,600							
	100		301,400	351,000							

	101		301,600	351,500							
	102		301,900	351,900							
	103		302,200	352,300							
	104		302,500	352,700							
	105		302,700	353,200							
	106		303,000	353,600							
	107		303,300	353,900							
	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200								
	111		304,600								
	112		304,900								
	113		305,100								
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条及び附則第4項に規定する職員を除く。

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500	552,600
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400	559,800
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800	565,100
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700	569,600
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300	573,600
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100	576,600
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000	578,800
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900	580,800
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700	
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800	
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100	
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600	
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600	
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600	
	15	208,600	265,100	349,900	395,900		
	16	210,400	267,300	350,900	397,400		
	17	212,100	269,500	352,000	398,900		
	18	213,900	271,900	353,300	400,500		
	19	215,700	274,300	354,500	402,100		
	20	217,500	276,700	355,700	403,800		
	21	219,300	279,000	356,900	405,000		
	22	221,100	281,100	358,000	406,400		
	23	222,800	283,200	359,100	407,800		
	24	224,500	285,200	360,200	409,100		
	25	226,200	287,200	361,300	410,400		
	26	228,300	289,100	362,300	411,700		
	27	230,200	291,000	363,300	413,200		
	28	232,100	292,900	364,300	414,700		
	29	234,000	294,800	365,200	415,900		
	30	235,100	296,300	366,100	417,100		
	31	236,200	297,800	366,900	418,700		
	32	237,300	299,300	367,700	420,200		
	33	238,700	300,800	368,400	421,500		
	34	240,200	302,300	369,200	422,900		
	35	241,700	303,800	370,000	424,300		
	36	243,200	305,200	370,800	425,700		
	37	244,700	306,600	371,600	427,100		
	38	246,300	307,500	372,400	428,500		
	39	247,900	308,400	373,200	429,900		
	40	249,500	309,300	374,000	431,300		
	41	251,100	310,100	374,800	432,400		
	42	252,600	310,600	376,100	433,700		
	43	254,100	311,100	377,400	435,100		
	44	255,600	311,600	378,600	436,400		
	45	257,100	312,100	379,300	437,200		
	46	258,400	312,600	380,300	438,000		
	47	259,600	313,100	381,100	438,900		
	48	260,800	313,600	381,800	439,800		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	262,000	314,000	382,500	440,600		
	50	263,100	314,500	383,200	441,400		
	51	264,200	315,000	383,900	442,000		
	52	265,300	315,500	384,600	442,800		
	53	266,400	315,900	385,200	443,200		
	54	267,500	316,400	385,900	443,800		
	55	268,500	316,800	386,700	444,300		
	56	269,500	317,200	387,500	444,800		
	57	270,500	317,600	388,100	445,300		
	58	271,200	318,000	388,900			
	59	271,800	318,400	389,600			
	60	272,400	318,800	390,300			
	61	273,000	319,200	390,900			
	62	273,600	319,800	391,600			
	63	274,200	320,400	392,300			
	64	274,800	321,000	393,000			
	65	275,400	321,500	393,700			
	66	276,000	322,100	394,300			
	67	276,600	322,700	394,900			
	68	277,200	323,300	395,600			
	69	277,800	323,800	396,300			
	70	278,500	324,400	396,800			
	71	279,200	325,000	397,400			
	72	279,900	325,600	398,000			
	73	280,500	326,100	398,500			
	74	281,200	326,800	399,100			
	75	281,900	327,500	399,700			
	76	282,600	328,200	400,200			
	77	283,200	328,900	400,700			
	78	283,900	329,600	401,200			
	79	284,600	330,300	401,700			
	80	285,200	331,000	402,400			
	81	285,800	331,700	402,800			
	82	286,500	332,500				
	83	287,200	333,200				
	84	287,800	333,800				
	85	288,400	334,300				
	86	289,100	334,800				
	87	289,800	335,200				
	88	290,400	335,600				
	89	291,000	335,900				
	90	291,700	336,400				
	91	292,400	336,800				
	92	293,000	337,200				
	93	293,600	337,500				
	94	294,300	337,900				
	95	294,900	338,300				
	96	295,500	338,700				
	97	295,800	339,200				
	98	296,400	339,700				
	99	297,000	340,200				
	100	297,500	340,700				

	101	298,000	341,200				
	102	298,400	341,700				
	103	298,800	342,200				
	104	299,200	342,700				
	105	299,600	343,100				
	106	300,100	343,500				
	107	300,600	344,000				
	108	300,900	344,400				
	109	301,100	344,900				
	110	301,500	345,300				
	111	301,800	345,700				
	112	302,000	346,100				
	113	302,300	346,600				
	114	302,600	347,000				
	115	302,900	347,400				
	116	303,200	347,800				
	117	303,500	348,300				
	118	303,800	348,700				
	119	304,000	349,100				
	120	304,300	349,500				
	121	304,600	349,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600	530,400

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	
	11	321,000	422,000	473,100		
	12	324,400	423,500	474,900		
	13	327,800	424,900	476,700		
	14	331,300	426,400	478,500		
	15	334,700	427,900	480,300		
	16	338,100	429,300	482,100		
	17	341,500	430,700	483,900		
	18	344,600	432,200	485,800		
	19	347,700	433,700	487,700		
	20	350,800	435,100	489,600		
	21	354,000	436,500	491,500		
	22	357,100	438,000	493,200		
	23	360,200	439,500	495,000		
	24	363,200	440,900	496,800		
	25	366,200	442,300	498,400		
	26	368,500	443,700	500,200		
	27	370,800	445,100	502,000		
	28	373,000	446,500	503,600		
	29	374,900	447,900	505,000		
	30	376,600	449,300	506,700		
	31	378,300	450,700	508,500		
	32	380,100	452,100	510,200		
	33	381,900	453,500	511,700		
	34	383,700	454,900	513,000		
	35	385,300	456,300	514,300		
	36	386,700	457,700	515,600		
	37	388,100	459,100	516,600		
	38	389,600	460,800	517,900		
	39	391,100	462,400	519,200		
	40	392,600	464,000	520,500		
	41	394,100	465,600	521,500		
	42	394,800	466,800	522,300		
	43	395,400	468,000	523,100		
	44	396,100	469,100	523,900		
	45	397,000	470,100	524,800		
	46	397,600	471,100	525,600		
	47	398,200	472,000	526,400		
	48	398,800	472,800	527,100		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	399,400	473,500	527,900		
	50	399,900	474,200	528,700		
	51	400,400	474,900	529,400		
	52	400,900	475,500	530,300		
	53	401,400	476,200	531,200		
	54	401,800	476,900	532,000		
	55	402,200	477,500	532,900		
	56	402,600	478,100	533,800		
	57	403,000	478,400	534,600		
	58	403,400	479,000	535,500		
	59	403,800	479,700	536,400		
	60	404,200	480,400	537,100		
	61	404,600	480,800	537,900		
	62	405,000	481,400	538,800		
	63	405,400	482,100	539,700		
	64	405,800	482,800	540,600		
	65	406,100	483,200	541,400		
	66		483,800	542,300		
	67		484,400	543,200		
	68		484,900	544,100		
	69		485,400	544,900		
	70		485,900	545,800		
	71		486,400	546,700		
	72		486,900	547,600		
	73		487,300	548,400		
	74		487,800			
	75		488,200			
	76		488,700			
	77		489,200			
	78		489,800			
	79		490,400			
	80		490,800			
	81		491,300			
	82		491,900			
	83		492,500			
	84		493,000			
	85		493,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300	円 573,800

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	450,200
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	450,500
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	450,800
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	451,100
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	451,500
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	451,800
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	452,100
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400	452,400
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700	
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000	
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	411,900
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	412,200
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	412,500
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	412,700
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	413,000
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	413,300
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	413,600
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	413,800
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
	78	254,800	291,900	328,600	349,900		
	79	255,100	292,200	329,000	350,100		
	80	255,300	292,500	329,500	350,400		
	81	255,500	292,800	330,000	350,900		
	82	255,800	293,100	330,400	351,200		
	83	256,100	293,400	330,600	351,500		
	84	256,300	293,700	330,900	351,800		
	85	256,500	293,900	331,300	352,200		
	86		294,100	331,700	352,500		
	87		294,300	332,000	352,800		
	88		294,500	332,300	353,100		
	89		294,900	332,600	353,500		
	90		295,100	332,800	353,800		
	91		295,300	333,200	354,100		
	92		295,500	333,500	354,400		
	93		295,900	333,700	354,700		
	94		296,100	334,000	355,100		
	95		296,300	334,300	355,500		
	96		296,600	334,600	355,900		
	97		296,900	334,800	356,400		
	98		297,100	335,100	356,800		
	99		297,300	335,400	357,200		
	100		297,600	335,600	357,600		

	101		297,900	335,800	358,100			
	102		298,100	336,000				
	103		298,300	336,400				
	104		298,600	336,600				
	105		298,900	336,800				
	106			337,200				
	107			337,600				
	108			338,000				
	109			338,200				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	436,900
	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	437,200
	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	437,500
	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	437,900
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	438,300
	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	438,600
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	438,900
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	439,300
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
	86	286,100	312,900	350,700	369,600	398,300	
	87	286,600	313,900	351,500	370,200	398,800	
	88	287,100	314,900	352,300	370,700	399,200	
	89	287,600	315,800	352,900	371,000	399,600	
	90	288,100	316,900	353,500	371,500		
	91	288,600	317,900	354,100	371,900		
	92	289,100	318,900	354,700	372,200		
	93	289,600	319,700	355,100	372,800		
	94	290,200	320,400	355,500	373,300		
	95	290,800	321,100	356,000	373,800		
	96	291,400	321,700	356,400	374,300		
	97	292,000	322,200	356,900	374,900		
	98	292,500	322,500	357,300	375,400		
	99	293,000	323,100	357,800	375,900		
	100	293,500	323,700	358,200	376,300		

101	294,000	324,100	358,500	376,900
102	294,500	324,700	359,000	377,400
103	295,000	325,300	359,400	377,900
104	295,400	325,800	359,700	378,400
105	295,800	326,200	360,100	379,000
106	296,300	326,700	360,600	379,400
107	296,800	327,200	361,100	379,900
108	297,100	327,700	361,600	380,400
109	297,300	328,100	362,100	381,000
110	297,600	328,500	362,600	
111	297,800	328,800	363,100	
112	298,100	329,100	363,500	
113	298,400	329,400	363,900	
114	298,600	329,800	364,300	
115	298,900	330,100	364,800	
116	299,100	330,400	365,300	
117	299,400	330,600	365,700	
118	299,700	330,900	366,200	
119	300,000	331,200	366,700	
120	300,300	331,400	367,200	
121	300,600	331,600	367,500	
122	301,000	331,900		
123	301,300	332,200		
124	301,600	332,500		
125	301,800	332,700		
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		
136	305,100	336,100		
137	305,300	336,400		
138	305,600	336,800		
139	305,900	337,200		
140	306,200	337,600		
141	306,400	337,900		
142	306,800	338,300		
143	307,200	338,600		
144	307,500	339,000		
145	307,700	339,300		
146	307,900	339,700		
147	308,200	340,100		
148	308,600	340,500		
149	308,800	340,800		
150	309,000	341,200		
151	309,300	341,600		
152	309,600	342,000		

	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	199,600	254,300	287,800	313,800	355,200	408,300
	2	201,300	255,900	288,800	315,500	356,900	410,200
	3	203,000	257,500	289,700	317,000	358,500	412,100
	4	204,700	258,800	290,600	318,500	360,100	413,900
	5	206,300	260,300	291,500	319,700	361,700	415,700
	6	207,900	261,500	292,400	321,100	363,500	417,500
	7	209,500	262,600	293,300	322,500	365,000	419,300
	8	211,100	263,700	294,200	323,900	366,600	421,100
	9	212,700	264,800	295,000	325,300	368,000	422,700
	10	214,500	265,900	296,000	326,800	369,600	424,200
	11	216,300	267,000	297,200	328,200	371,200	425,700
	12	217,400	268,100	298,300	329,600	372,700	427,200
	13	218,500	269,200	299,500	331,000	374,600	428,700
	14	219,700	270,100	300,600	332,600	376,500	430,000
	15	220,900	271,000	301,700	334,200	378,400	431,300
	16	222,000	271,800	302,800	335,700	380,200	432,500
	17	223,100	272,400	303,900	337,200	381,700	433,700
	18	224,100	273,100	305,000	338,800	383,500	435,000
	19	225,100	273,900	306,100	340,400	385,200	436,300
	20	226,100	274,600	307,100	341,900	386,800	437,500
	21	227,100	275,600	308,100	343,400	388,500	438,700
	22	228,500	276,500	309,100	344,900	389,900	439,500
	23	229,800	277,400	310,100	346,400	391,300	440,300
	24	231,100	278,300	311,100	347,900	392,700	441,100
	25	232,400	279,300	312,100	349,400	394,100	441,700
	26	233,700	280,200	313,100	351,000	395,300	442,300
	27	235,000	281,100	314,100	352,600	396,500	442,900
	28	236,200	282,000	315,100	354,100	397,500	443,500
	29	237,400	282,900	316,100	355,300	398,600	444,200
	30	238,400	283,700	317,200	356,800	399,800	445,000
	31	239,400	284,600	318,300	358,300	400,900	445,400
	32	240,400	285,500	319,400	359,800	402,000	446,100
	33	241,400	286,500	320,500	361,200	402,700	446,600
	34	242,400	287,500	321,600	362,700	403,400	447,000
	35	243,300	288,500	322,700	364,200	404,100	447,400
	36	244,200	289,400	323,800	365,700	404,800	447,800
	37	245,100	290,300	324,800	367,100	405,400	448,200
	38	246,000	291,300	325,900	368,500	406,000	448,600
	39	246,900	292,300	327,000	369,900	406,500	449,000
	40	247,700	293,200	328,000	371,300	406,900	449,300
	41	248,500	294,100	329,000	372,300	407,300	449,600
	42	249,100	295,100	329,900	373,400	407,500	450,000
	43	249,700	296,100	330,800	374,300	407,800	450,300
	44	250,300	297,000	331,700	375,400	408,100	450,600
	45	250,800	297,900	332,600	376,100	408,400	450,900
	46	251,300	298,800	333,300	376,700	408,700	
	47	251,800	299,700	333,900	377,400	409,000	
	48	252,300	300,600	334,500	378,200	409,300	

	49	252,800	301,400	335,100	379,000	409,500
	50	253,400	302,300	335,800	379,700	409,800
	51	253,900	303,200	336,400	380,500	410,100
	52	254,400	304,000	337,000	381,200	410,400
	53	254,800	304,900	337,600	382,000	410,600
	54	255,300	305,900	338,100	382,700	410,900
	55	255,800	306,900	338,600	383,400	411,200
	56	256,300	307,800	339,100	384,000	411,500
	57	256,800	308,700	339,500	384,300	411,700
	58	257,200	309,700	339,700	384,900	412,000
	59	257,600	310,600	340,200	385,500	412,300
	60	258,000	311,500	340,700	386,200	412,500
	61	258,400	312,400	341,000	386,600	412,700
	62	258,800	313,300	341,400	387,300	413,000
	63	259,200	314,200	341,900	387,900	413,300
	64	259,600	315,000	342,300	388,500	413,500
	65	260,000	315,700	342,700	388,900	413,700
	66	260,400	316,600	343,200	389,400	414,000
	67	260,800	317,400	343,600	390,000	414,300
	68	261,200	318,200	344,100	390,500	414,500
	69	261,600	319,000	344,300	390,900	414,700
	70	262,000	319,500	344,800	391,400	
	71	262,400	320,000	345,300	391,900	
	72	262,800	320,500	345,700	392,400	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	263,200	321,000	346,000	392,900	
	74	263,600	321,600	346,400	393,300	
	75	264,000	322,100	346,900	393,700	
	76	264,400	322,600	347,300	394,100	
	77	264,800	322,900	347,500	394,300	
	78	265,200	323,200	347,800	394,500	
	79	265,600	323,700	348,200	394,800	
	80	265,900	324,000	348,600	395,100	
	81	266,200	324,300	348,900	395,300	
	82	266,600	324,600	349,200	395,600	
	83	267,000	324,900	349,600	395,900	
	84	267,300	325,200	350,000	396,100	
	85	267,600	325,600	350,300	396,300	
	86	268,000	326,000	350,700	396,600	
	87	268,400	326,300	351,100	396,900	
	88	268,700	326,500	351,300	397,100	
	89	269,000	327,000	351,600	397,300	
	90	269,400	327,400			
	91	269,800	327,600			
	92	270,100	328,000			
	93	270,400	328,400			
	94	270,800	328,800			
	95	271,200	329,200			
	96	271,500	329,500			
	97	271,800	329,700			
	98	272,200	330,000			
	99	272,600	330,300			
	100	272,900	330,600			

	101	273,200	331,000				
	102	273,600	331,200				
	103	274,000	331,500				
	104	274,300	331,900				
	105	274,500	332,300				
	106	274,700	332,600				
	107	275,000	332,900				
	108	275,300	333,200				
	109	275,600	333,500				
	110	275,900	333,900				
	111	276,200	334,200				
	112	276,400	334,400				
	113	276,700	334,600				
	114	277,000	334,900				
	115	277,300	335,200				
	116	277,700	335,500				
	117	278,000	335,700				
	118	278,300					
	119	278,600					
	120	279,000					
	121	279,200					
	122	279,400					
	123	279,800					
	124	280,100					
	125	280,300					
	126	280,600					
	127	281,000					
	128	281,400					
	129	281,600					
	130	282,000					
	131	282,400					
	132	282,700					
	133	282,900					
	134	283,200					
	135	283,600					
	136	283,900					
	137	284,100					
	138	284,400					
	139	284,700					
	140	285,000					
	141	285,200					
	142	285,400					
	143	285,600					
	144	285,900					
	145	286,300					
	146	286,500					
	147	286,800					
	148	287,100					
	149	287,400					
	150	287,600					
	151	287,900					
	152	288,100					
	153	288,400					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		205,800	245,600	260,100	293,600	320,600	362,700

備考 この表は、児童福祉施設、障害者支援施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	261,400	340,300	393,600	466,000
	2	263,600	341,900	395,300	474,200
	3	265,700	343,500	396,700	482,600
	4	267,600	345,000	398,000	490,800
	5	269,400	346,500	399,200	498,700
	6	270,900	348,100	400,200	506,200
	7	272,400	349,700	401,200	513,500
	8	273,900	351,300	402,200	520,500
	9	275,700	352,700	403,100	526,900
	10	277,700	354,700	404,200	532,300
	11	279,700	356,700	405,300	537,100
	12	281,700	358,700	406,400	541,500
	13	283,700	360,500	407,500	544,700
	14	285,900	362,100	408,600	547,600
	15	288,000	363,700	409,700	550,400
	16	290,100	365,300	410,800	552,800
	17	292,000	366,600	411,900	554,800
	18	294,700	368,100	413,000	
	19	297,400	369,500	414,100	
	20	300,000	370,800	415,300	
	21	302,600	372,100	416,300	
	22	305,000	373,300	417,400	
	23	307,400	374,500	418,500	
	24	309,600	375,600	419,700	
	25	311,800	376,700	420,600	
	26	313,800	378,100	421,700	
	27	315,800	379,400	422,800	
	28	317,800	380,700	423,800	
	29	319,800	382,000	424,800	
	30	321,700	383,300	425,900	
	31	323,600	384,600	427,000	
	32	325,500	385,900	428,100	
	33	327,300	387,200	429,100	
	34	329,200	388,400	430,300	
	35	331,100	389,600	431,500	
	36	333,000	390,700	432,700	
	37	334,700	391,800	433,400	
	38	335,900	393,000	434,300	
	39	337,000	394,100	435,200	
	40	338,100	395,200	436,000	
	41	338,700	396,300	436,800	
	42	339,100	397,500	437,700	
	43	339,500	398,700	438,600	
	44	339,900	399,800	439,400	
	45	340,500	400,800	440,100	
	46	341,000	401,800	441,000	
	47	341,500	402,800	442,000	
	48	341,900	403,700	442,900	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	342,300	404,900	443,800
	50	342,700	406,300	444,700
	51	343,100	407,700	445,700
	52	343,500	409,100	446,600
	53	343,900	409,900	447,600
	54	344,300	410,900	448,600
	55	344,700	411,900	449,500
	56	345,100	413,000	450,500
	57	345,500	413,900	451,400
	58	345,900	414,700	452,300
	59	346,300	415,500	453,200
	60	346,700	416,200	454,200
	61	347,100	416,900	455,000
	62	347,500	417,800	455,400
	63	347,900	418,600	456,000
	64	348,300	419,200	456,600
	65	348,700	419,800	457,300
	66	349,100	420,300	458,000
	67	349,500	420,700	458,300
	68	349,900	421,100	458,900
	69	350,300	421,400	459,300
	70	350,800	421,800	459,700
	71	351,200	422,100	460,100
	72	351,600	422,500	460,400
	73	351,900	422,800	460,700
	74	352,400	423,200	461,100
	75	352,800	423,600	461,500
	76	353,200	424,000	461,800
	77	353,600	424,300	462,100
	78	354,100	424,600	462,500
	79	354,600	425,000	462,800
	80	355,100	425,300	463,100
	81	355,600	425,600	463,400
	82	356,300	426,000	
	83	357,000	426,300	
	84	357,700	426,600	
	85	358,300	426,900	
	86	358,900	427,200	
	87	359,500	427,500	
	88	360,100	427,800	
	89	360,600	428,100	
	90	361,000	428,400	
	91	361,400	428,700	
	92	361,800	429,000	
	93	362,200	429,300	
	94	362,600	429,600	
	95	363,100	429,900	
	96	363,500	430,200	
	97	364,100	430,500	
	98	364,600	430,800	
	99	365,000	431,100	
	100	365,500	431,400	

	101	365,900	431,700		
	102	366,400			
	103	366,700			
	104	367,100			
	105	367,600			
	106	368,000			
	107	368,500			
	108	369,000			
	109	369,400			
	110	369,900			
	111	370,300			
	112	370,700			
	113	371,100			
	114	371,500			
	115	371,900			
	116	372,300			
	117	372,700			
	118	373,100			
	119	373,500			
	120	373,900			
	121	374,200			
	122	374,600			
	123	375,100			
	124	375,400			
	125	375,800			
	126	376,300			
	127	376,800			
	128	377,200			
	129 特	377,600			829,000
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		288,000	299,000	321,200	406,100

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教及び助手で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	407,300	480,500
	23	244,500	282,500	408,700	481,200
	24	245,800	284,600	410,000	481,900
	25	247,000	286,600	411,600	482,500
	26	248,200	288,500	413,000	483,200
	27	249,400	290,400	414,300	483,900
	28	250,600	292,200	415,700	484,600
	29	251,700	294,000	417,100	485,200
	30	252,900	295,900	418,400	485,900
	31	254,100	297,700	419,900	486,600
	32	255,300	299,400	421,400	487,300
	33	256,400	301,100	423,000	487,900
	34	257,700	302,900	424,400	488,600
	35	259,000	304,600	426,000	489,300
	36	260,300	306,200	427,500	490,000
	37	261,700	307,800	429,200	490,600
	38	263,100	309,500	430,700	
	39	264,400	311,300	432,300	
	40	265,700	313,000	433,900	
	41	267,000	314,300	435,400	
	42	268,000	316,200	436,900	
	43	269,000	318,000	438,100	
	44	269,900	319,700	439,300	
	45	270,600	321,400	440,500	
	46	271,400	323,300	441,800	
	47	272,200	325,000	443,000	
	48	273,000	326,700	444,200	

	49	273,800	328,400	445,300
	50	274,600	330,200	446,500
	51	275,300	332,000	447,700
	52	276,100	333,700	448,900
	53	276,900	335,400	450,100
	54	277,700	336,700	451,300
	55	278,500	338,000	452,500
	56	279,300	339,300	453,700
	57	280,000	340,800	454,800
	58	280,600	342,400	455,400
	59	281,400	343,900	455,900
	60	282,300	345,500	456,400
	61	283,100	347,000	456,900
	62	283,700	348,600	457,500
	63	284,500	350,200	458,000
	64	285,200	351,700	458,500
	65	286,200	353,200	459,000
	66	287,000	354,800	459,600
	67	287,800	356,400	460,100
	68	288,500	357,900	460,600
	69	289,200	359,400	461,100
	70	290,000	361,000	
	71	290,800	362,600	
	72	291,500	364,100	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	292,200	365,600	
	74	292,900	367,200	
	75	293,600	368,800	
	76	294,200	370,300	
	77	294,800	371,800	
	78	295,500	373,200	
	79	296,200	374,600	
	80	296,800	375,900	
	81	297,400	377,200	
	82	298,100	378,600	
	83	298,800	380,000	
	84	299,500	381,300	
	85	300,200	382,400	
	86	301,000	383,800	
	87	301,700	385,100	
	88	302,400	386,400	
	89	303,100	387,600	
	90	304,000	388,900	
	91	304,800	390,000	
	92	305,600	391,200	
	93	306,100	392,400	
	94	306,900	393,500	
	95	307,700	394,700	
	96	308,500	395,900	
	97	309,200	397,300	
	98	310,000	398,300	
	99	310,800	399,300	
	100	311,500	400,300	

101	312, 300	401, 200
102	313, 200	402, 200
103	314, 100	403, 300
104	314, 900	404, 400
105	315, 500	405, 100
106	316, 300	406, 000
107	317, 100	406, 900
108	317, 900	407, 800
109	318, 600	408, 600
110	319, 000	409, 400
111	319, 400	410, 200
112	319, 900	411, 000
113	320, 400	411, 600
114	320, 800	412, 300
115	321, 300	413, 000
116	321, 700	413, 700
117	322, 200	414, 300
118	322, 700	414, 800
119	323, 100	415, 200
120	323, 600	415, 500
121	324, 100	415, 800
122	324, 500	416, 100
123	325, 000	416, 400
124	325, 500	416, 600
125	326, 100	416, 800
126	326, 400	417, 100
127	326, 700	417, 400
128	327, 000	417, 600
129	327, 200	417, 800
130	327, 500	418, 100
131	327, 800	418, 400
132	328, 000	418, 600
133	328, 200	418, 800
134	328, 400	419, 100
135	328, 600	419, 400
136	328, 900	419, 600
137	329, 200	419, 800
138	329, 400	420, 100
139	329, 700	420, 400
140	330, 000	420, 600
141	330, 200	420, 800
142	330, 400	421, 100
143	330, 700	421, 400
144	330, 900	421, 600
145	331, 200	421, 800
146	331, 400	422, 100
147	331, 700	422, 400
148	332, 000	422, 600
149	332, 200	422, 800
150	332, 400	
151	332, 700	
152	333, 000	

	153	333,200			
	154	333,400			
	155	333,700			
	156	334,000			
	157	334,200			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		238,500	279,100	336,600	421,900

備考

1 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員並びに教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の指導主事、社会教育主事その他の職員で人事委員会規則で定めるもの
- (2) 併設型中学校に勤務する教頭、教諭、助教諭及び講師のうち当該中学校に係る併設型高等学校の教科を担当する職員で人事委員会規則で定めるもの

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中 学 校 小 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	455,800
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	456,300
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	456,800
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	457,300
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	457,800
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	458,300
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	458,800
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	459,300
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	459,800
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	460,300
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	460,800
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	461,300
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	461,800
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	462,300
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	462,800
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	463,300
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	
	41	265,900	294,000	378,500	398,300	
	42	267,000	295,900	379,700	399,600	
	43	268,100	297,700	380,900	400,600	
	44	269,200	299,400	382,100	401,700	
	45	270,200	301,100	383,200	402,900	
	46	271,000	302,900	384,500	404,100	
	47	271,800	304,600	385,800	405,300	
	48	272,600	306,200	387,000	406,500	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	273,300	307,800	387,900	407,600
	50	274,100	309,500	389,100	408,600
	51	274,800	311,300	390,100	409,900
	52	275,500	313,000	391,200	411,100
	53	276,300	314,300	392,000	412,300
	54	277,100	316,200	393,100	413,400
	55	277,900	318,000	394,100	414,500
	56	278,600	319,700	395,100	415,600
	57	279,300	321,400	396,200	416,600
	58	280,100	323,300	397,200	417,800
	59	280,900	325,000	398,300	419,000
	60	281,600	326,700	399,400	420,200
	61	282,200	328,400	400,400	420,800
	62	282,900	330,200	401,500	421,600
	63	283,600	332,000	402,600	422,300
	64	284,200	333,700	403,600	422,800
	65	284,900	335,400	404,500	423,100
	66	285,600	336,700	405,400	423,400
	67	286,300	338,000	406,400	423,800
	68	287,000	339,300	407,400	424,200
	69	287,700	340,800	408,200	424,500
	70	288,500	342,300	409,000	424,900
	71	289,200	343,800	409,700	425,200
	72	289,900	345,300	410,500	425,500
	73	290,400	346,700	411,200	425,800
	74	291,100	348,200	411,800	426,200
	75	291,800	349,700	412,500	426,500
	76	292,400	351,200	413,200	426,800
	77	293,000	352,600	413,800	427,100
	78	293,700	354,100	414,500	427,400
	79	294,300	355,600	415,000	427,700
	80	294,900	357,100	415,600	427,900
	81	295,500	358,500	416,000	428,100
	82	296,100	359,800	416,400	428,400
	83	296,700	361,100	416,700	428,700
	84	297,300	362,300	417,000	428,900
	85	297,800	363,500	417,200	429,100
	86	298,300	364,700	417,500	429,400
	87	298,800	365,900	417,800	429,700
	88	299,300	367,000	418,000	429,900
	89	299,700	368,100	418,200	430,100
	90	300,300	369,200	418,500	430,400
	91	300,800	370,300	418,800	430,700
	92	301,300	371,400	419,000	430,900
	93	301,600	372,500	419,200	431,100
	94	302,100	373,700	419,500	
	95	302,600	374,800	419,800	
	96	303,000	375,900	420,000	
	97	303,400	376,900	420,200	
	98	303,900	377,900		
	99	304,400	378,800		
	100	304,800	379,700		

101	305, 200	380, 500			
102	305, 600	381, 500			
103	306, 000	382, 400			
104	306, 300	383, 300			
105	306, 500	384, 100			
106	306, 800	385, 000			
107	307, 100	385, 900			
108	307, 300	386, 800			
109	307, 500	387, 600			
110	307, 700	388, 600			
111	308, 000	389, 500			
112	308, 300	390, 400			
113	308, 500	391, 000			
114	308, 700	391, 900			
115	308, 900	392, 800			
116	309, 200	393, 700			
117	309, 500	394, 500			
118	309, 700	395, 200			
119	310, 000	396, 000			
120	310, 300	396, 800			
121	310, 500	397, 400			
122	310, 700	398, 100			
123	310, 900	398, 800			
124	311, 200	399, 400			
125	311, 500	400, 000			
126		400, 700			
127		401, 200			
128		401, 800			
129		402, 400			
130		403, 000			
131		403, 500			
132		404, 000			
133		404, 300			
134		404, 600			
135		404, 900			
136		405, 200			
137		405, 500			
138		405, 800			
139		406, 100			
140		406, 400			
141		406, 700			
142		407, 000			
143		407, 300			
144		407, 600			
145		407, 800			
146		408, 100			
147		408, 400			
148		408, 600			
149		408, 800			
150		409, 100			
151		409, 400			
152		409, 600			

	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
	158		411,100			
	159		411,400			
	160		411,600			
	161		411,800			
	162		412,100			
	163		412,400			
	164		412,600			
	165		412,800			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考

- この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,500 円をそれぞれ加算した額とする。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000	510,200
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200	517,100
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200	522,300
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500	526,600
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500	530,100
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000	533,400
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000	536,400
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500	538,900
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700	540,900
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400		
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900		
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400		
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700		
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400		
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000		
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600		
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000		
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700		
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400		
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000		
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400		
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100		
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800		
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500		
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900		
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400		
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000		
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600		
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200		
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900		
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400		
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900		
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400		
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700		
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000		
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400		
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800		
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000		
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300		
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500		
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900		
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100		
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300		
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500		
	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900		
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	461,100		
	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	461,300		
	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	461,500		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	461,900		
	50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400			
	51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700			
	52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000			
	53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200			
	54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500			
	55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800			
	56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100			
	57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300			
	58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600			
	59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900			
	60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100			
	61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300			
	62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600			
	63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900			
	64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200			
	65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400			
	66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700			
	67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000			
	68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300			
	69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500			
	70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800			
	71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100			
	72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400			
	73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600			
	74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100				
	75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400				
	76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600				
	77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800				
	78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100				
	79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400				
	80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600				
	81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800				
	82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100				
	83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400				
	84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600				
	85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800				
	86	302,500	321,000	345,500	387,800	421,700					
	87	303,200	322,000	347,000	388,400	422,100					
	88	303,900	323,000	348,400	389,000	422,500					
	89	304,600	324,000	349,700	389,300	422,800					
	90	305,400	325,300	350,900	389,800	423,200					
	91	306,200	326,500	352,100	390,300	423,600					
	92	306,900	327,700	353,400	390,800	424,000					
	93	307,400	328,900	354,700	391,200	424,300					
	94	308,300	330,200	356,200	391,600						
	95	309,200	331,400	357,700	392,100						
	96	310,000	332,600	359,100	392,600						
	97	310,800	333,800	360,400	393,000						
	98	311,800	335,100	361,600	393,500						
	99	312,700	336,300	362,700	394,000						
	100	313,600	337,500	363,900	394,500						

	101	314,500	338,900	365,000	394,800						
	102	315,500	339,800	366,100	395,200						
	103	316,500	340,800	367,200	395,700						
	104	317,400	341,900	368,300	396,000						
	105	318,200	343,000	369,500	396,300						
	106	318,800	344,100	370,000	396,800						
	107	319,400	345,100	370,600	397,300						
	108	320,000	346,100	371,200	397,800						
	109	320,500	347,300	371,800	398,100						
	110	321,000	348,300	372,300	398,600						
	111	321,400	349,300	372,700	399,100						
	112	321,900	350,200	373,200	399,600						
	113	322,700	351,100	373,600	399,900						
	114	323,400	352,000	374,000	400,400						
	115	324,100	353,000	374,500	400,900						
	116	324,700	354,000	375,000	401,400						
	117	325,300	355,000	375,400	401,800						
	118	326,000	355,400	375,900	402,300						
	119	326,700	356,000	376,500	402,700						
	120	327,500	356,600	377,000	403,200						
	121	328,100	356,900	377,200	403,600						
	122	328,400	357,300	377,700							
	123	328,900	357,700	378,200							
	124	329,400	358,100	378,600							
	125	329,700	358,500	379,100							
	126			379,600							
	127			380,100							
	128			380,600							
	129			380,900							
	130			381,400							
	131			381,900							
	132			382,400							
	133			382,700							
	134			383,200							
	135			383,600							
	136			384,000							
	137			384,300							
	138			384,800							
	139			385,300							
	140			385,800							
	141			386,100							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200	458,800

備考 この表は、警察官に適用する。

別記第3 切替要領

令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が別表に掲げられているものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて別表に定める号給とする。

別表 号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	

34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				

71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90	86	86					
95	91	87	87					
96	92	88	88					
97	93	89	89					
98	94	90	90					
99	95	91	91					
100	96	92	92					
101	97	93	93					
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							

108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

イ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	2
11	3	1	1	2
12	4	1	1	2
13	5	1	1	2
14	6	1	1	3
15	7	1	1	3
16	8	1	1	3
17	9	1	1	3
18	10	2	1	3
19	11	3	1	4
20	12	4	1	4
21	13	5	2	4
22	14	6	2	
23	15	7	2	
24	16	8	2	
25	17	9	3	
26	18	10	3	
27	19	11	3	
28	20	12	3	
29	21	13	4	
30	22	14	4	
31	23	15	4	
32	24	16	4	
33	25	17	5	
34	26	18	5	

35	27	19	5	
36	28	20	5	
37	29	21	6	
38	30	22	6	
39	31	23	6	
40	32	24	6	
41	33	25	7	
42	34	26	7	
43	35	27	7	
44	36	28	7	
45	37	29	8	
46	38	30	8	
47	39	31	8	
48	40	32	8	
49	41	33	8	
50	42	34	9	
51	43	35	9	
52	44	36	9	
53	45	37	9	
54	46	38	9	
55	47	39	9	
56	48	40	10	
57	49	41	10	
58	50	42	10	
59	51	43	10	
60	52	44	10	
61	53	45	10	
62	54	46	10	
63	55	47	11	
64	56	48	11	
65	57	49	11	
66	58	50	11	
67	59	51	11	
68	60	52	11	
69	61	53	11	
70	62	54	12	
71	63	55	12	

72	64	56	12	
73	65	57	12	
74	66			
75	67			
76	68			
77	69			
78	70			
79	71			
80	72			
81	73			
82	74			
83	75			
84	76			
85	77			
86	78			
87	79			
88	80			
89	81			

ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	
27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	

35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50	8	
67	55	51	8	
68	56	52	9	
69	57	53	9	
70	58	54		
71	59	55		

72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

エ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18

35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	42
59	55	55	51	47	43
60	56	56	52	48	44
61	57	57	53	49	45
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	

72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				

109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

オ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18

35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	

72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66	62	
75	71	71	67	63	
76	72	72	68	64	
77	73	73	69	65	
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90	86		
95	91	91	87		
96	92	92	88		
97	93	93	89		
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			

109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

カ 福祉職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18

35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	42
59	55	55	51	47	43
60	56	56	52	48	44
61	57	57	53	49	45
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	

72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66	62	
75	71	71	67	63	
76	72	72	68	64	
77	73	73	69	65	
78	74	74	70	66	
79	75	75	71	67	
80	76	76	72	68	
81	77	77	73	69	
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90		86		
95	91		87		
96	92		88		
97	93		89		
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				

109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				

キ 大学教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	2
28	16	12	2
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	3
32	20	16	3
33	21	17	4
34	22	18	4

35	23	19	4
36	24	20	4
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	5
40	28	24	5
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	6
44	32	28	6
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	7
48	36	32	7
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	8
52	40	36	8
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	9
56	44	40	9
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	10
60	48	44	10
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	11
64	52	48	11
65	53	49	11
66	54	50	12
67	55	51	12
68	56	52	12
69	57	53	12
70	58	54	12
71	59	55	13

72	60	56	13
73	61	57	13
74	62	58	13
75	63	59	13
76	64	60	14
77	65	61	14
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		

109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		

ク 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18

35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	22
39	23	23
40	24	24
41	25	25
42	26	26
43	27	27
44	28	28
45	29	29
46	30	30
47	31	31
48	32	32
49	33	33
50	34	34
51	35	35
52	36	36
53	37	37
54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	

72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	
78	62	
79	63	
80	64	
81	65	
82	66	
83	67	
84	68	
85	69	

ケ 中学校小学校教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18

35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	34
51	39	39	35
52	40	40	36
53	41	41	37
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	

72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90	90	
103	91	91	
104	92	92	
105	93	93	
106	94		
107	95		
108	96		

109	97		
-----	----	--	--

コ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5

35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30	5	
47	43	39	39	35	31	5	
48	44	40	40	36	32	5	
49	45	41	41	37	33	5	
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50	46		
63	59	55	55	51	47		
64	60	56	56	52	48		
65	61	57	57	53	49		
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			

72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	86					
95	91	87					
96	92	88					
97	93	89					
98	94	90					
99	95	91					
100	96	92					
101	97	93					
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						

109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						
114	110						
115	111						
116	112						
117	113						
118	114						
119	115						
120	116						
121	117						
122	118						
123	119						
124	120						
125	121						

說 明 資 料

目 次

1 県職員給与関係資料

令和6年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別平均給与額 (職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数) …	3
第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成	7
第3表 給料表別、級別、号給別人員分布	9
その1 行政職給料表	9
その2 研究職給料表	11
その3 医療職給料表(1)	13
その4 医療職給料表(2)	15
その5 医療職給料表(3)	17
その6 福祉職給料表	20
その7 大学教育職給料表	23
その8 高等学校等教育職給料表	25
その9 中学校小学校教育職給料表	28
その10 公安職給料表	31
第4表 給料表別、年齢別人員分布	35
第5表 扶養親族数別職員数	37
第6表 管理職手当の支給状況	37
第7表 住居手当の支給状況	38
第8表 通勤手当等の状況	39
その1 通勤手当の支給状況	39
その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び 平均通勤手当月額	40
その3 交通用具の使用距離別職員数	41
第9表 職員数の推移	43
第10表 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の 適用給料表別、級別人員	44
第11表 年齢階層別人員構成比(全職員) (令和6年と平成26年との比較)	45

2 民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要	46
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	47
第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	48
第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	49
その1 給与比較の対象職種	49
その2 給与比較の対象外職種	57
その3 再雇用者	59
第15表 民間における初任給の改定状況	60
第16表 民間における家族手当の支給状況	61
その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額	61
その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	61
第17表 民間における通勤手当の支給状況	62
その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況	62
その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に 対する特急料金を含む通勤手当の支給状況	62
第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	63
第19表 民間における定年制の状況等	64
その1 定年制の状況	64
その2 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における 一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	64
その3 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、 60歳で給与を減額している事業所における 60歳を超える従業員の年間給与水準	64

3 生計費関係資料

令和6年4月の標準生計費算定方法	65
第20表 静岡市及び浜松市における 費目別、世帯人員別標準生計費	66
第21表 家計指標の推移	67

4 労働経済関係資料

第22表 労働経済指標	69
-------------	----

5 本県職員の給与水準関係資料

第23表 ラスパイレス指数の全国順位	71
第24表 平均給与月額による全国順位	71
第25表 平均給与月額の状況	71

6 人事院勧告の概要	73
------------	----

1 県職員給与関係資料

令和6年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、一般職に属する職員（市町村立学校職員給与負担法に規定する職員を含み、単純な労務に雇用される職員、企業職員及び静岡がんセンター事業職員を除く。）の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査時期

令和6年4月1日

(3) 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、令和6年4月1日に在職する者とする。ただし、分限休職中の者、育児休業の承認を受けて休業中の者、育児短時間勤務職員、教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業中の者、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による派遣職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣中の者、自己啓発等休業中の者、配偶者同行休業中の者及び地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可の有効期間中の者（計1,413人）、暫定再任用職員（995人）並びに臨時的任用職員（1,568人）を除く。

ア 職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）

イ 静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）

ウ 静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号）

エ 静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）

オ 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号）

カ 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号）

キ 静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年静岡県条例第85号）

ク 静岡県教育委員会の一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和元年静岡県条例第3号）

(4) 調査事項

ア 職員の年齢、学歴、経験年数等に関する事項

所属、年齢、性別、学歴、経験年数、扶養親族数、適用給料表及び級号給、住居手当の支給区分、通勤手当の支給区分等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務（へき地）手当、特地勤務（へき地）手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当

給与は、令和6年4月のものである。ただし、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当は、令和6年4月分として支給された額である。

(5) 調査方法

県知事直轄組織デジタル戦略局電子県庁課に依頼して、給与マスターファイルから資料を作成した。

(6) その他

暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員について、第10表のとおり人員数の調査を行った。

また、次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、令和6年4月1日に在職する者について、第1表及び第9表のとおり調査を行った。

ア 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年静岡県条例第37号）

イ 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号）

ウ 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号）

第1表 給料表別平均給与額（職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数）

区 分 給料表	職 員 数	年 齢	経験年数	扶養親族数	給料月額	給料の 調整額	教 職 調整額
	人	歳	年	人	円	円	円
行 政 職	6,111 (6,228)	42.0 (42.0)	19.9 (19.9)	0.7 (0.7)	338,724 (335,752)	383 (397)	
研 究 職	311 (324)	42.9 (43.4)	19.9 (20.4)	0.9 (0.9)	395,115 (395,316)		
医 療 職（１）	24 (26)	45.7 (44.6)	21.9 (20.3)	0.4 (0.4)	476,862 (458,783)		
医 療 職（２）	266 (274)	41.8 (41.2)	18.4 (17.9)	0.7 (0.7)	356,721 (348,091)	2,088 (1,883)	
医 療 職（３）	100 (105)	37.3 (38.3)	14.5 (15.6)	0.1 (0.2)	322,599 (321,880)	1,074 (1,024)	
福 祉 職	108 (110)	38.3 (38.6)	15.4 (15.7)	0.6 (0.8)	319,217 (317,135)	39,319 (39,706)	
大 学 教 育 職	44 (44)	53.4 (57.4)	30.0 (35.0)	1.2 (1.2)	462,767 (464,957)		
高 等 学 校 等 教 育 職	6,133 (6,295)	43.0 (43.0)	20.2 (20.2)	0.8 (0.8)	373,970 (370,148)	4,282 (4,185)	13,398 (13,307)
中 学 校 小 学 校 教 育 職	8,707 (8,898)	41.1 (41.2)	18.4 (18.5)	0.7 (0.7)	359,975 (356,188)	1,341 (1,262)	12,521 (12,390)
公 安 職	6,112 (6,148)	38.9 (38.6)	18.0 (17.8)	1.3 (1.3)	343,130 (337,235)	49 (49)	
全 職	27,916 (28,452)	41.3 (41.3)	19.1 (19.1)	0.9 (0.9)	355,041 (351,060)	1,630 (1,593)	6,849 (6,819)

（注）１ （ ）内は、前年の調査結果である。

２ 区分欄の※印の欄には、その欄に掲げた手当以外に次の手当が含まれている。特地勤務（へ勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特

３ 定年年齢が段階的に引き上げられるに伴い、職員の給与に関する条例附則第14項、静岡県給料月額が決定される職員を除く（以下第9表まで及び第11表において同じ。）

再集計

(令和6年職員給与等実態調査)

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	6年4月 5年4月	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 ※	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
8,244 (8,399)	13,702 (13,528)	9,116 (8,851)	7,670 (7,507)	377,839 (374,434)	100.9	67,077 (67,504)	444,916 (441,938)
9,960 (10,284)	15,300 (15,321)	8,451 (7,856)	11,730 (10,306)	440,556 (439,083)	100.3	52,714 (53,440)	493,270 (492,523)
5,021 (4,481)	87,357 (83,740)	64,100 (60,115)	19,346 (17,131)	652,686 (624,250)	104.6	217,616 (188,434)	870,302 (812,684)
7,739 (7,411)	13,912 (13,351)	3,821 (3,454)	8,171 (8,295)	392,452 (382,485)	102.6	70,593 (57,462)	463,045 (439,947)
1,645 (1,781)	12,164 (12,135)	3,465 (3,300)	6,154 (5,566)	347,101 (345,686)	100.4	53,794 (60,432)	400,895 (406,118)
6,977 (8,441)	13,524 (13,515)		10,803 (11,880)	389,840 (390,677)	99.8	92,466 (85,667)	482,306 (476,344)
13,602 (11,545)	18,173 (18,178)	14,814 (14,814)	9,177 (8,361)	518,533 (517,855)	100.1	30,741 (31,558)	549,274 (549,413)
9,267 (9,281)	14,969 (14,817)	3,668 (3,551)	8,041 (8,060)	427,595 (423,349)	101.0	28,945 (28,417)	456,540 (451,766)
7,819 (7,782)	14,334 (14,183)	5,779 (5,725)	6,182 (6,047)	407,951 (403,577)	101.1	16,590 (16,468)	424,541 (420,045)
14,023 (13,810)	13,818 (13,532)	2,421 (2,425)	6,521 (6,781)	379,962 (373,832)	101.6	84,274 (87,515)	464,236 (461,347)
9,593 (9,560)	14,287 (14,104)	5,355 (5,250)	7,105 (7,075)	399,860 (395,461)	101.1	46,714 (47,061)	446,574 (442,522)

き地）手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別手当、在宅勤務等手当

県教職員の給与に関する条例附則第14項及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例附則第15項によ

給料表別平均給与額（前ページからの続き）

再集計

（参 考）

区 分 給料表		職 員 数	年 齢	経験年数	扶養親族数	給料月額	給料の 調整額	教 職 調整額
技能労務職		人 84 (96)	歳 44.6 (44.9)	年 26.4 (26.8)	人 0.7 (0.7)	円 300,994 (301,756)	円 2,992 (3,107)	円
企 業 職		118 (123)	45.6 (45.6)	23.0 (23.1)	1.1 (1.1)	357,658 (355,467)		
静岡がんセンター	事 業 職	75 (75)	40.6 (40.5)	17.7 (17.3)	0.6 (0.7)	329,323 (325,029)		
	研 究 職	6 (5)	48.6 (47.8)	24.5 (23.8)	1.5 (1.8)	474,994 (474,909)		
	医 療 職（１）	182 (179)	46.1 (46.2)	22.4 (22.5)	1.7 (1.7)	511,328 (510,842)		
	医 療 職（２）	186 (184)	38.9 (38.7)	16.3 (16.1)	0.7 (0.7)	331,517 (327,379)		
	医 療 職（３）	631 (652)	38.4 (37.8)	15.9 (15.4)	0.5 (0.4)	326,049 (318,697)	9,922 (9,904)	
	任期付企業研究員	8 (9)	66.6 (63.5)			461,816 (451,033)		
全 職		1,290 (1,323)	41.0 (40.7)	18.5 (18.0)	0.8 (0.7)	355,687 (349,940)	5,044 (5,106)	

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	<u>6年4月</u> 5年4月	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 ※	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
8,012 (7,865)	12,268 (12,203)		5,708 (4,641)	329,974 (329,572)	100.1%	28,786 (26,260)	358,760 (355,832)
12,788 (12,711)	14,017 (13,942)	8,400 (8,634)	6,074 (6,577)	398,937 (397,331)	100.4%	76,226 (72,809)	475,163 (470,140)
7,200 (7,387)	12,679 (12,494)	6,171 (5,284)	6,400 (6,227)	361,773 (356,421)	101.5%	100,454 (93,462)	462,227 (449,883)
16,750 (20,100)	18,194 (18,315)		5,000 (0)	514,938 (513,324)	100.3%	97,351 (126,547)	612,289 (639,871)
18,082 (17,545)	85,777 (85,404)	6,696 (5,393)	8,225 (7,525)	630,108 (626,709)	100.5%	700,041 (702,269)	1,330,149 (1,328,978)
7,594 (7,823)	12,584 (12,454)	1,012 (1,404)	5,415 (5,721)	358,122 (354,781)	100.9%	77,118 (68,249)	435,240 (423,030)
5,969 (5,207)	12,683 (12,381)	850 (823)	7,410 (7,387)	362,883 (354,399)	102.4%	76,229 (80,266)	439,112 (434,665)
	17,087 (16,688)			478,903 (467,721)	102.4%	36,685 (33,290)	515,588 (501,011)
8,747 (8,275)	23,111 (22,461)	2,632 (2,433)	6,883 (6,755)	402,104 (394,970)	101.8%	162,414 (158,742)	564,518 (553,713)

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成 再集計

区 分 給料表	職 員 数	構 成 比	学 歴 別			
			大 学 卒		短 大 卒	
	人	%	人	%	人	%
行 政 職	6,111 (6,228)	21.9 (21.9)	4,764 (4,836)	78.0 (77.6)	112 (128)	1.8 (2.1)
研 究 職	311 (324)	1.1 (1.1)	302 (316)	97.1 (97.5)	2 (2)	0.6 (0.6)
医 療 職 (1)	24 (26)	0.1 (0.1)	24 (26)	100.0 (100.0)		
医 療 職 (2)	266 (274)	0.9 (1.0)	259 (259)	97.4 (94.5)	7 (15)	2.6 (5.5)
医 療 職 (3)	100 (105)	0.4 (0.4)	99 (103)	99.0 (98.1)	1 (2)	1.0 (1.9)
福 祉 職	108 (110)	0.4 (0.4)	107 (106)	99.1 (96.4)	1 (2)	0.9 (1.8)
大学教育職	44 (44)	0.1 (0.1)	42 (42)	95.5 (95.5)	2 (2)	4.5 (4.5)
高等学校等 教 育 職	6,133 (6,295)	22.0 (22.1)	5,884 (6,052)	96.0 (96.1)	192 (190)	3.1 (3.0)
中学校小学校 教 育 職	8,707 (8,898)	31.2 (31.3)	8,481 (8,659)	97.4 (97.3)	226 (239)	2.6 (2.7)
公 安 職	6,112 (6,148)	21.9 (21.6)	2,885 (2,863)	47.2 (46.6)	36 (35)	0.6 (0.6)
計	27,916 (28,452)	100.0 (100.0)	22,847 (23,262)	81.8 (81.8)	579 (615)	2.1 (2.2)

(注) () 内は、前年の調査結果である。

(令和6年職員給与等実態調査)

人 員 構 成				性 別 人 員 構 成			
高 校 卒		中 学 卒		男		女	
人	%	人	%	人	%	人	%
1,216	19.9	19	0.3	3,900	63.8	2,211	36.2
(1,246)	(20.0)	(18)	(0.3)	(4,026)	(64.6)	(2,202)	(35.4)
7	2.3			253	81.4	58	18.6
(6)	(1.9)			(262)	(80.9)	(62)	(19.1)
				18	75.0	6	25.0
				(20)	(76.9)	(6)	(23.1)
				127	47.7	139	52.3
				(128)	(46.7)	(146)	(53.3)
				6	6.0	94	94.0
				(6)	(5.7)	(99)	(94.3)
0	0.0			55	50.9	53	49.1
(2)	(1.8)			(56)	(50.9)	(54)	(49.1)
				38	86.4	6	13.6
				(41)	(93.2)	(3)	(6.8)
57	0.9			3,356	54.7	2,777	45.3
(53)	(0.8)			(3,490)	(55.4)	(2,805)	(44.6)
				4,267	49.0	4,440	51.0
				(4,376)	(49.2)	(4,522)	(50.8)
3,191	52.2			5,479	89.6	633	10.4
(3,250)	(52.9)			(5,534)	(90.0)	(614)	(10.0)
4,471	16.0	19	0.1	17,499	62.7	10,417	37.3
(4,557)	(16.0)	(18)	(0.1)	(17,939)	(63.1)	(10,513)	(36.9)

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布 再集計

その1 行政職給料表

号給 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2			1	1						9
3										2
4			1				1			1
5			2							1
6			3							
7		2	3	1						
8		28	12							
9	8	6	5						1	
10		9	27						3	1
11		2	8							
12	7	110	21	1					3	
13	3	17	5	1					19	
14	1	7	107	1					11	
15	2	5	12						6	
16	7	134	14						3	
17	2	6	7						1	
18	4	19	32	1				1		
19		5	10					2		
20	5	39	25					1		
21	1	8	9	1				5		
22	4	137	108	6				7		
23		4	11	6				2		
24	8	25	32	4				8		
25	3	5	16	5				9		
26		92	21	15				6		
27	1	2	15	15				9		
28	7	5	39	21				8		
29	120	5	18	6				13		
30		9	72	34			5	8		
31	3	2	13	11	1		73	4		
32	126		33	27			29			
33	3	2	11	12			20	1		
34	6	7	74	20	1	1	21			
35	2	3	23	18			14	1		
36	131	2	43	50	1		9			
37	13	3	12	20			13			
38	7	3	48	21		1	13	1		
39	4	1	14	7			2			
40	7	1	31	39			7			
41	1	2	7	16		2	2			
42	4		40	27		1	2			
43	2	1	10	8			11			
44	4	2	13	27		1	2			
45	3	3	5	8			2			
46	1	1	10	19	1	1				
47	2		5	11	1	1	2			
48		2	9	37		2	2			
49		1	4	33	5	2				
50			3	29	3	36	4			
51			4	24	1	47	1			
52		2	5	27	3	28				
53		2	1	27	3	26				
54		1	4	15	7	56				
55		1	4	19	6	85				
56		1	9	35	11	48				
57			3	23	12	28				
58			2	28	10	39				
59			1	14	14	44				
60			4	33	14	39				
61			3	37	13	16				
62			3	24	17	21				
63			4	18	14	23				
64			2	36	10	26				

(令和6年職員給与等実態調査)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
65		1	1	30	11	17				
66		1	2	31	13	20				
67			2	44	23	19				
68			3	22	37	15				
69			1	21	32	17				
70			1	20	18	7				
71				13	16	11				
72			1	15	21	9				
73		1		14	24	9				
74		1	1	12	35	9				
75			1	21	33	10				
76		1	2	14	24	7				
77			1	14	39	17				
78			4	9	32	6				
79			1	26	15	8				
80			1	9	29	4				
81			3	16	23	3				
82				16	26	6				
83			1	17	21	5				
84				14	18	7				
85			2	11	31	45				
86			1	10	23					
87				15	16					
88				11	22					
89			3	7	29					
90			1	11	18					
91			1	15	22					
92				8	11					
93				4	14					
94			3	3	15					
95			2	11	11					
96			2	6	7					
97			1	1	16					
98			3		15					
99			1	7	9					
100			1	3	10					
101				54	40					
102			3							
103			2							
104			3							
105			4							
106										
107			3							
108			1							
109			1							
110										
111			1							
112			2							
113			15							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	502 (8.2)	729 (11.9)	1246 (20.4)	1480 (24.2)	947 (15.5)	825 (13.5)	235 (3.9)	86 (1.4)	47 (0.8)	14 (0.2)
総計										6,111 (100.0)

その2 研究職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人
5 6 7 8		5 2	 1 3			
9 10 11 12			1 2			
13 14 15 16		1	3 4	2		
17 18 19 20		6 2 4	1 2 5			
21 22 23 24			2 1 5			
25 26 27 28			7 1 3 4			
29 30 31 32		1 1 1 2		1 2 1 2		
33 34 35 36		1		2 3 1 2	20 1 2	
37 38 39 40			5 1	1 2 2	1 1	
41 42 43 44		1	1 3		1 4 1	
45 46 47 48			1	1 2 4 3	1	
49 50 51 52				2 2 2 4		
53 54 55 56				2 1 1		
57 58 59 60					1	
61 62 63 64				1 1 3		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
65				3		
66				5		
67						
68						
69						
70						
71				2	1	
72				2		
73				82	1	
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		45 (14.5)	71 (22.8)	160 (51.4)	35 (11.3)	
					総計	311 (100.0)

その3 医療職給料表(1)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12	2				
13					
14					
15					
16	1	1			
17					1
18					
19					
20	1				
21				1	
22					
23					
24					
25	1		1		
26					
27		1			
28	1			1	
29					
30	1				
31				1	
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38				1	
39			1		
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46		1			
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57				1	
58					
59					
60				1	
61					
62					
63					
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
65					
66					
67					
68					
69				5	
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	7 (29.2)	3 (12.5)	2 (8.3)	11 (45.8)	1 (4.2)
					24 (100.0)

その4 医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3				2			
4				3			
5							
6							
7							
8		1		2			
9			1			1	
10						1	
11							
12			5				
13		1					
14					1	1	
15				1		1	
16			4	6			
17		8	1	1	1	2	
18				1		2	
19						1	
20		5		5			
21		1		1		3	
22				1			
23				1		1	
24		5	1	7	2	3	
25					1	3	
26					3	2	
27					3	2	2
28			1	4	1	1	1
29					1	2	1
30				2	5	2	2
31				1	2	5	
32				4	2	1	2
33				1	1	3	2
34				1	1	2	
35				1		5	2
36				3		1	1
37						2	1
38					2	2	2
39						3	5
40				1			4
41						1	1
42					1	1	1
43				3		3	5
44						4	
45						3	1
46					1	2	
47						2	
48						1	
49				1			
50					1		
51						3	
52						1	
53						1	
54						5	
55				1		5	
56				1		1	
57						1	
58						1	
59						1	
60							
61				1			
62						1	
63						2	
64						1	
65						2	
66							
67						2	
68						1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
69						1	
70						1	
71						10	
72							
73							
74							
75					1		
76							
77							
78							
79							
80							
81			1				
82							
83							
84							
85							
86							
87				1			
88							
89				1			
90							
91							
92							
93				1			
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計		21 (7.9)	14 (5.2)	59 (22.2)	30 (11.3)	109 (41.0)	33 (12.4)
						総計	266 (100.0)

その5 医療職給料表(3)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人	人
5 6 7 8				1			
9 10 11 12				2			
13 14 15 16				1			
17 18 19 20		7	1	1			
21 22 23 24		3	3	2 4 2 1			
25 26 27 28		1		1			
29 30 31 32		6 1					
33 34 35 36		1			1 1 1		
37 38 39 40		7					
41 42 43 44					1		
45 46 47 48		4		2	1 2		
49 50 51 52				1			
53 54 55 56							
57 58 59 60						3 2	
61 62 63 64					1		
65 66 67 68						2	
					2 2 1 1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
69							
70							
71							
72							
73							
74					1		
75					2		
76							
77							
78							
79					1		
80							
81							
82							
83							
84					1		
85							
86					1		
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94					2		
95							
96					2		
97					8		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		30 (30.0)	4 (4.0)	23 (23.0)	32 (32.0)	11 (11.0)	
						総計	100 (100.0)

その6 福祉職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12		1				
13						
14						
15						
16		4				
17		1				
18						
19		1				
20		1				
21						
22						
23						
24		1				
25	5					
26		1				
27		1				
28	4	4				
29						
30						
31						
32	4	2				
33	2					
34						
35						
36						
37				2		
38						
39						
40		2				
41						
42		1				
43						
44		5				
45			1	1		
46		1	2	3		
47		1				
48		2		1		
49			1	1		
50		1		1		
51		1		1	1	
52		1				
53				1		
54		3		1	1	
55			1	1		
56		3				
57		1				
58						
59						
60				1		
61				1		
62						
63			1		1	
64						
65					1	
66		1		1	1	
67				1	1	
68			2	2		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
69						
70				1		
71				1		
72				1		
73				1		
74						
75				1		
76				1		
77						
78						
79				1		
80						
81						
82						
83						
84						
85		2		1		
86						
87						
88				1		
89						
90						
91						
92				1		
93				1		
94						
95				1		
96				1		
97				5		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	15 (13.9)	42 (38.9)	8 (7.4)	37 (34.3)	6 (5.5)	
					総計	108 (100.0)

その7 大学教育職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				1
25				
26				1
27				
28				
29				
30			1	1
31				2
32				1
33				1
34				2
35				6
36				1
37				2
38			1	
39				
40				
41				
42				
43				1
44				1
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53			2	
54	1	1		
55				
56		2	1	
57	1			
58		1		
59		1		
60				
61			1	
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68			1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
69				
70				
71		1		
72			1	
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81			1	
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97			2	
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113		3		
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
特				1
計	2 (4.5)	9 (20.5)	12 (27.3)	21 (47.7)
総計				44 (100.0)

その8 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5	1	60		
6				
7				
8	1	65		
9		13		
10		4		
11		6		
12	1	64		
13	1	13		
14		14		
15		5		
16		15		
17		24		
18		63		
19		6		
20		28		
21		17		
22	1	64		
23	1	5		1
24	1	31		
25	1	18		
26	2	78		3
27		4		5
28		21		4
29		33		9
30		87		8
31		6		12
32	3	37		8
33		27		13
34	3	88		6
35	2	13		5
36	2	35		9
37		23		3
38	1	102		2
39		11		1
40	2	26		7
41		16		6
42	2	18		3
43		5		1
44	1	110		1
45	3	12		1
46	5	24		1
47	1	21		
48	3	14		
49	1	13		
50	2	79		
51	1	22		
52	1	35		
53		40		
54	3	40		
55	2	8		
56		42		
57	1	25	6	
58	1	52	8	
59		21	22	
60		63	12	
61		21	17	
62	2	32	14	
63	1	11	11	
64	1	19	14	
65	3	13	14	
66		47	8	
67		7	17	
68		42	18	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
69		21	11	
70	1	63	8	
71		22	14	
72		50	8	
73	2	25	7	
74		30	9	
75		14	9	
76	1	34	7	
77	1	24	8	
78	2	37	2	
79	1	16	3	
80		28	7	
81		28		
82		10	3	
83		15		
84	1	57	1	
85		26	1	
86	3	37		
87	2	39		
88	4	56		
89	2	23		
90	3	41		
91		40		
92	2	50		
93	1	24		
94		34		
95	1	34		
96		67		
97		22		
98	2	47		
99		45		
100	2	59		
101	3	33		
102		38		
103	1	45		
104		57		
105	1	33		
106		47		
107	2	40		
108	1	50		
109	2	33		
110	2	43		
111	1	45		
112		52		
113		25		
114	1	30		
115		31		
116	1	22		
117		22		
118		53		
119		34		
120		51		
121	1	61		
122		28		
123		49		
124		30		
125		60		
126		35		
127		40		
128		39		
129	1	57		
130		33		
131		52		
132		22		
133		38		
134		34		
135		48		
136		49		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
137		60		
138		35		
139		43		
140		48		
141		70		
142		50		
143		69		
144		100		
145		97		
146		99		
147		144		
148		100		
149		210		
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
計	105 (1.7)	5,660 (92.3)	259 (4.2)	109 (1.8)
			総計	6,133 (100.0)

その9 中学校小学校教育職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16		1			
17		161			
18					
19		1			
20		133			1
21		41			10
22		7			32
23		3			41
24		172			41
25		16			50
26		16			32
27		12			23
28		33			38
29		29			25
30		155			16
31		7			25
32		53			9
33		22			13
34		171			12
35		8			14
36		38			11
37		23			9
38		194			15
39		10			9
40		41			7
41		22			3
42		208			4
43		16			5
44		50			2
45		37			
46		188			1
47		14			1
48		33			
49		31			
50		180			
51		12			
52		39			
53		23			
54		26			
55		6			
56		185			
57		21			
58		58			
59		38			
60		14			
61		11			
62		144			
63		9			
64		44		1	
65		37		1	
66		95			
67		10	2		
68		70		1	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
69		31	1		
70		130		1	
71		23	1	3	
72		74		3	
73		35	4	6	
74		37		66	
75		7	4	9	
76		14		12	
77		18	6	32	
78		86	4	10	
79		13	2	10	
80		86	5	47	
81		33	4	18	
82		81	2	14	
83		31	11	42	
84		56	4	7	
85		31	4	16	
86		35	2	30	
87		10	4	11	
88		93	1	17	
89		26	8	17	
90		65	4	5	
91		23	2	12	
92		29	2	21	
93		17	2	4	
94		15	6	3	
95		7		11	
96		7	3	8	
97		69	2	2	
98		20	2	3	
99		67	1	8	
100		45	2	4	
101		89		2	
102		37	1	7	
103		64	1	2	
104		45		3	
105		78		3	
106		42			
107		75			
108		43			
109		62	3		
110		39			
111		47			
112		39			
113		79			
114		34			
115		36			
116		13			
117		9			
118		4			
119		43			
120		44			
121		66			
122		26			
123		50			
124		51			
125		54			
126		24			
127		30			
128		48			
129		52			
130		23			
131		36			
132		32			
133		15			
134		13			
135		33			
136		30			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
137		40			
138		46			
139		31			
140		36			
141		34			
142		34			
143		17			
144		34			
145		38			
146		44			
147		37			
148		34			
149		30			
150		51			
151		22			
152		43			
153		40			
154		46			
155		47			
156		63			
157		53			
158		93			
159		83			
160		101			
161		107			
162		112			
163		105			
164		114			
165		364			
計		7,686 (88.3)	100 (1.1)	472 (5.4)	449 (5.2)
				総計	8,707 (100.0)

その10 公安職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9	64									
10		1								
11										
12	50	41	1							
13	4	10	1							
14	4	3	2							
15	4	42		1	1					
16	58	93								
17	7	14	3		1					
18	6	8	1							
19	2	117	3			1				
20		3	2	1				1		
21	5	31	3		5	1				
22		8	3							
23		100	4	1	2	1				
24	2	7	3	1	1					
25	2	37	11	1	3	3				
26		18	2			1	1			
27	1	93	11	2	6	2				
28		5	4	2	2					
29	2	36	6	4	4	1				
30		10	3	1	3	1	1		1	5
31		59	14	5	9	1			5	5
32		15	4		1	1			6	5
33	3	34	9	8	7	1	1		5	
34		9	2	2	4	2				
35		65	20	6	7	3			4	
36		13	2	3	7					
37	4	29	16	9	10	2	2			
38		13	2	6	11	2			1	2
39		44	26	26	8	2			1	
40		10	4	5	7	1			1	
41	3	36	20	23	9		1	1	1	
42		14	9	9	8	2	1	1		
43		50	31	25	14		3		1	
44		8	9	7	11	2	1	2	1	
45		39	27	30	18	4	0			
46		13	2	7	18		1	22		
47		34	30	33	24	4	1	3		
48		18	4	11	19	5	1	1	2	
49		31	22	36	14	2	2	5		
50		9	10	18	15	2	1	3		
51		36	28	47	15	5	2	1		
52		10	7	14	18	4	3	5		
53		24	31	35	18	1	4			
54		8	9	16	16	4	22	4		
55		29	18	53	16	2	14			
56		11	9	25	12	1	6			
57		31	17	27	24	6	8	2		
58		12	10	12	21		7	4		
59		25	26	40	21	5	10			
60		8	11	16	17	3	6			
61		19	19	37	26		6		3	
62		17	10	19	23	5	9			
63		38	19	29	28	3	6	2		
64		12	7	19	18		7	1		
65		20	27	40	28	2	6			
66		8	16	20	21	4	10			
67		18	17	35	27	7	6			
68										

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
69		13	10	15	37	2	5			
70		21	17	28	18	4	6			
71		6	7	26	19	5	4			
72		11	17	25	17	3	7			
73		4	1	22	17	3	7			
74		7	12	24	17	5	2			
75		2	7	29	15	3	9			
76		4	11	22	16	3	3			
77			5	31	10	2	4			
78		4	9	19	16	5	7			
79		1	10	19	14	3	5			
80			9	22	15	3	4			
81			3	17	19	2	2			
82			8	13	12	2	4			
83			4	20	16	2	2			
84		1	2	19	12	3	1			
85			2	17	10	2	25			
86			4	7	16	4				
87			7	15	14					
88			5	12	17	3				
89			3	10	9	16				
90			4	14	21	6				
91			2	12	11	4				
92			3	16	14	1				
93			4	19	11	35				
94				19	8					
95			4	8	20					
96			3	12	9					
97			3	6	14					
98			4	15	10					
99			4	8	8					
100			2	13	15					
101			1	12	245					
102			2	8						
103			2	8						
104			2	12						
105			1	11						
106				4						
107			2	6						
108			1	9						
109				3						
110			1	7						
111			1	3						
112			2	10						
113			1	9						
114			1	8						
115				5						
116				7						
117				5						
118				9						
119			1	5						
120				2						
121				1						
122				6						
123			1	7						
124				8						
125				88						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136			1							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
137 138 139 140										
141			1							
計	221 (3.6)	1,620 (26.5)	814 (13.3)	1,574 (25.8)	1,320 (21.6)	220 (3.6)	246 (4.0)	61 (1.0)	36 (0.6)	
									総計	6,112 (100.0)

第4表 給料表別、年齢別人員分布 再集計

給料表 年齢	行 政 職	研 究 職	医 療 職 (1)	医 療 職 (2)	医 療 職 (3)
17 歳以下	人	人	人	人	人
18 歳	7				
19	8				
20	14				0
21	13				0
22	120	3			7
23	131	3		1	3
24	137	7		3	5
25	158	7		9	8
26	176	5	3	4	6
27	190	5		3	1
28	175	8	2	10	3
29	177	10	1	6	6
30	177	4	2	5	5
31	163	12		5	3
32	165	13	1	9	6
33	150	9		10	1
34	134	6		8	1
35	151	6		4	1
36	140	7		8	3
37	130	7		10	1
38	109	14		9	4
39	99	8		8	
40	113	7	2	13	1
41	101	6		7	
42	112	6		13	
43	127	9		11	
44	145	7		10	2
45	142	8	1	8	2
46	124	6		7	
47	141	1		7	3
48	133	11	1	9	2
49	182	6		7	3
50	186	9	1	8	1
51	210	10	1	13	2
52	207	11		5	4
53	192	13		7	1
54	237	8		6	1
55	221	9		5	4
56	215	14		8	3
57	193	18		2	3
58	223	8		3	2
59	182	10	2	5	2
60					
61			1		
62			3		
63			1		
64			1		
65			1		
66～69	1				
70 歳以上					
計	6, 111	311	24	266	100

(令和6年職員給与等実態調査)

福 祉 職	大学教育職	高等学校等 教 育 職	中学校小学校 教 育 職	公 安 職	計
	人	人	人	人	人
		1		53	61
		1		61	70
		1		71	86
		1		58	72
4		61	156	144	495
5		78	176	160	557
5		102	209	156	624
4		114	242	166	708
3		125	250	148	720
1		133	277	152	762
6		140	262	147	753
2		158	286	157	803
4		172	270	141	780
5		184	268	150	790
5		163	266	168	796
1		149	249	188	757
5	2	150	238	174	718
1		173	248	192	776
1		170	219	201	749
4		136	224	193	705
3		124	241	204	708
		150	247	202	714
3	2	144	226	202	713
4	1	160	206	187	672
6	2	154	194	194	681
1	1	165	184	188	686
4	3	160	189	199	719
	1	155	185	189	691
2	1	155	178	175	648
3	1	179	158	162	655
4	1	177	163	139	640
2		196	200	135	731
1	1	194	205	126	732
4	1	229	204	156	830
3	1	182	196	113	722
3	1	159	191	92	659
	3	163	240	96	754
3		187	274	88	791
2	1	179	282	91	795
	6	204	281	78	785
1		250	295	97	879
3	2	237	314	119	876
	2	5	2		9
	4	5	1		11
	3	1	1		8
		3	4		8
	3		1		5
		1			2
		1	4		6
	1	2	1		4
108	44	6,133	8,707	6,112	27,916

第5表 扶養親族数別職員数 再集計

(令和6年職員給与等実態調査)

任命権者 扶養親族数	知 事	教 委	警 察	計	うち扶養親族たる 配偶者を有する者
	人	人	人	人	人
1 人	746	1,923	906	3,575	1,143
2 人	804	2,232	1,220	4,256	1,360
3 人	405	1,261	1,121	2,787	1,801
4 人	86	317	337	740	645
5 人	8	31	45	84	77
6 人 以 上	1	2	4	7	6
計	2,050	5,766	3,633	11,449	5,032

(注) 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっている者である。

第6表 管理職手当の支給状況 再集計

(令和6年職員給与等実態調査)

機関等 区分	本 庁	出 先 機 関	受 給 者
1 種	部 長	機 関 の 長	人 62
2 種	局 長	機 関 の 長	123
3 種	課 長	機 関 の 長	344
4 種	課 の 参 事	機関の長、次長、参事	517
5 種		校 長	297
6 種		校 長 、 教 頭	430
7 種		教 頭	405
8 種		学 校 の 部 主 事	91
計			人 2,269
受 給 者 1 人 当 た り の 平 均 手 当 月 額			円 65,887

第7表 住居手当の支給状況 再集計

(令和6年職員給与等実態調査)

区 分 任 命 権 者		知 事	教 委	警 察	計
		人	人	人	人
受 給 者		1,497	3,938	1,553	6,988
手当月額 13,000 円以下の受給者		2	4	2	8
13,100 円以上 30,000 円未満の受給者		463	1,693	575	2,731
30,000 円の受給者		1,032	2,241	976	4,249
借 家 ・ 借 間 に 係 る 受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 月 額		円 28,611	円 28,163	円 28,620	円 28,360

配偶者等の居住 する借家・借間	受 給 者	人 7	人 0	人 4	人 11
	平 均 手 当 月 額	円 14,371	円 0	円 14,500	円 14,418

第8表 通勤手当等の状況 再集計

その1 通勤手当の支給状況

(令和6年職員給与等実態調査)

区 分 \ 任 命 権 者		知 事	教 委	警 察	計
		人	人	人	人
受 給 者		4,413	14,477	5,697	24,587
	交 通 機 関 等 の み 利 用 者	2,305	535	1,004	3,844
	交 通 用 具 の み 使 用 者	1,415	13,423	4,212	19,050
	交 通 機 関 等 ・ 交 通 用 具 併 用 者	693	519	481	1,693
非 受 給 者		686	1,498	1,145	3,329
計		5,099	15,975	6,842	27,916
受給者1人当たりの 平 均 手 当 月 額		円 24,200	円 10,497	円 14,979	円 13,995

その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び平均通勤手当月額

利用方法 \ 受給区分		全 額 受 給 者	支 給 限 度 額 者 超 過 者	計
交通機関等 利 用 者	利 用 人 員	3,734 人	110 人	3,844 人
	カ バ ー 率	97.1 %		
	平 均 運 賃 額	24,326 円	90,237 円	26,212 円
	平均手当月額	24,326 円	80,000 円	25,919 円
	充 当 率	100.0 %	88.7 %	98.9 %
交 通 用 具 使 用 者	利 用 人 員	19,050 人	0 人	19,050 人
	カ バ ー 率	100.0 %		
	平 均 所 要 額	8,750 円	— 円	8,750 円
	平均手当月額	8,750 円	— 円	8,750 円
	充 当 率	100.0 %	— %	100.0 %
交通機関等 と交通用具 との併用者	利 用 人 員	1,561 人	132 人	1,693 人
	カ バ ー 率	92.2 %		
	平 均 所 要 額	43,034 円	92,613 円	46,900 円
	平均手当月額	43,034 円	80,334 円	45,943 円
	充 当 率	100.0 %	86.7 %	98.0 %
計	利 用 人 員	24,345 人	242 人	24,587 人
	カ バ ー 率	99.0 %		
	平 均 所 要 額	13,338 円	91,533 円	14,107 円
	平均手当月額	13,338 円	80,182 円	13,996 円
	充 当 率	100.0 %	87.6 %	99.2 %

(注) 1 受給区分欄の全額受給者とは、1か月当たりの運賃額又は交通用具使用分相当額（駐車場所要額を除く。以下同じ。）が80,000円までのもので、その全てを通勤手当として受給している者であり、支給限度額超過者とは、1か月当たりの運賃額又は交通用具使用分相当額が80,000円の手当額を超える者である。

ただし、交通機関等と交通用具との併用者において、全額受給者とは、当該運賃額及び交通用具使用分相当額の合計額が80,000円の手当額までのもので、支給限度額超過者は、当該運賃額及び交通用具使用分相当額の合計額が80,000円の手当額を超える者である。

2 カバー率とは、利用方法ごとの全人員のうち、全額受給される人員の割合を百分率で表したものである。

3 充当率とは、1か月の通勤に支給される平均通勤手当額（平均手当月額）を1か月の通勤に支払っている平均運賃額又は平均所要額で除して、百分率で表したものである。

4 交通機関等と交通用具との併用者欄及び計欄の平均所要額とは、運賃額と交通用具使用分相当額の合計の平均額である。

その3 交通用具の使用距離別職員数

使用区分 距離	自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計	平均使用 距 離
	人	人	人	人	km
2km 以上 3km 未満	570	104	1,272	1,946	2.0
3 " 5 "	461	226	3,071	3,758	3.5
5 " 10 "	148	275	5,713	6,136	6.8
10 " 15 "	19	111	3,101	3,231	11.7
15 " 20 "	3	61	1,849	1,913	16.9
20 " 30 "		40	2,026	2,066	24.0
30 " 40 "		16	898	914	33.5
40 " 50 "		4	324	328	44.4
50 " 60 "		1	217	218	54.2
60km 以上のもの		3	230	233	69.4
計	1,201	841	18,701	20,743	12.1

(注) 交通用具の使用区分は、他の交通用具との併用を含み、その場合は自動四輪車、自動二輪車等、

(内訳)

交 通 用 具 の み 使 用				交 通 機 関 と 併 用			
自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計	自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計
人	人	人	人	人	人	人	人
351	69	1,151	1,571	219	35	121	375
335	180	2,880	3,395	126	46	191	363
121	230	5,540	5,891	27	45	173	245
18	105	3,059	3,182	1	6	42	49
3	61	1,839	1,903			10	10
	40	2,000	2,040			26	26
	16	803	819			95	95
	2	154	156		2	170	172
	1	65	66			152	152
	1	26	27		2	204	206
828	705	17,517	19,050	373	136	1,184	1,693

自転車の優先順位で計上している。

第9表 職員数の推移 再集計

(令和6年職員給与等実態調査)

区 分		令和6年4月 (A)	平成26年4月 (B)	(A)－(B)	(A) / (B)
知 事 部 局		人 5,138	人 5,359	人 △ 221	% 95.9
	うち行政職給料表関係 (技能労務職員を含む。)	4,295	4,497	△ 202	95.5
	うち医療職給料表関係	380	406	△ 26	93.6
教 育 委 員 会		16,019	23,634	△ 7,615	67.8
	うち高等学校等教育職 給料表関係	6,111	6,362	△ 251	96.1
	うち中学校小学校教育職 給料表関係	8,707	15,622	△ 6,915	55.7
警 察 本 部		6,843	6,838	5	100.1
	うち公安職給料表関係	6,112	6,088	24	100.4
企 業 局		118	112	6	105.4
が ん セ ン タ ー 局		1,088	853	235	127.5
計		29,206	36,796	△ 7,590	78.2

(注) 1 「知事部局」の区分は、県議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、
収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局を含む。

2 職員数には、各区分のとおり技能労務職員並びに企業局及びがんセンター局の職員を含む。

第10表 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員
(令和6年職員給与等実態調査)

1 フルタイム勤務職員

給料表	級計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職給料表	人 249	人	人	人 226	人	人 9	人 4	人 3	人 5	人 2	人
研究職給料表	2			2							
医療職給料表(2)	13				13						
医療職給料表(3)	6				6						
福祉職給料表	1		1								
高等学校等教育職給料表	298	9	289								
中学校小学校教育職給料表	426		426								
行政職給料表(2)	26		26								
合 計	1,021										
6 0 歳											
6 1 歳	330										
6 2 歳	293										
6 3 歳	218										
6 4 歳	180										

(注) 該当人員のいる給料表のみ掲載した。(下表について同じ。)

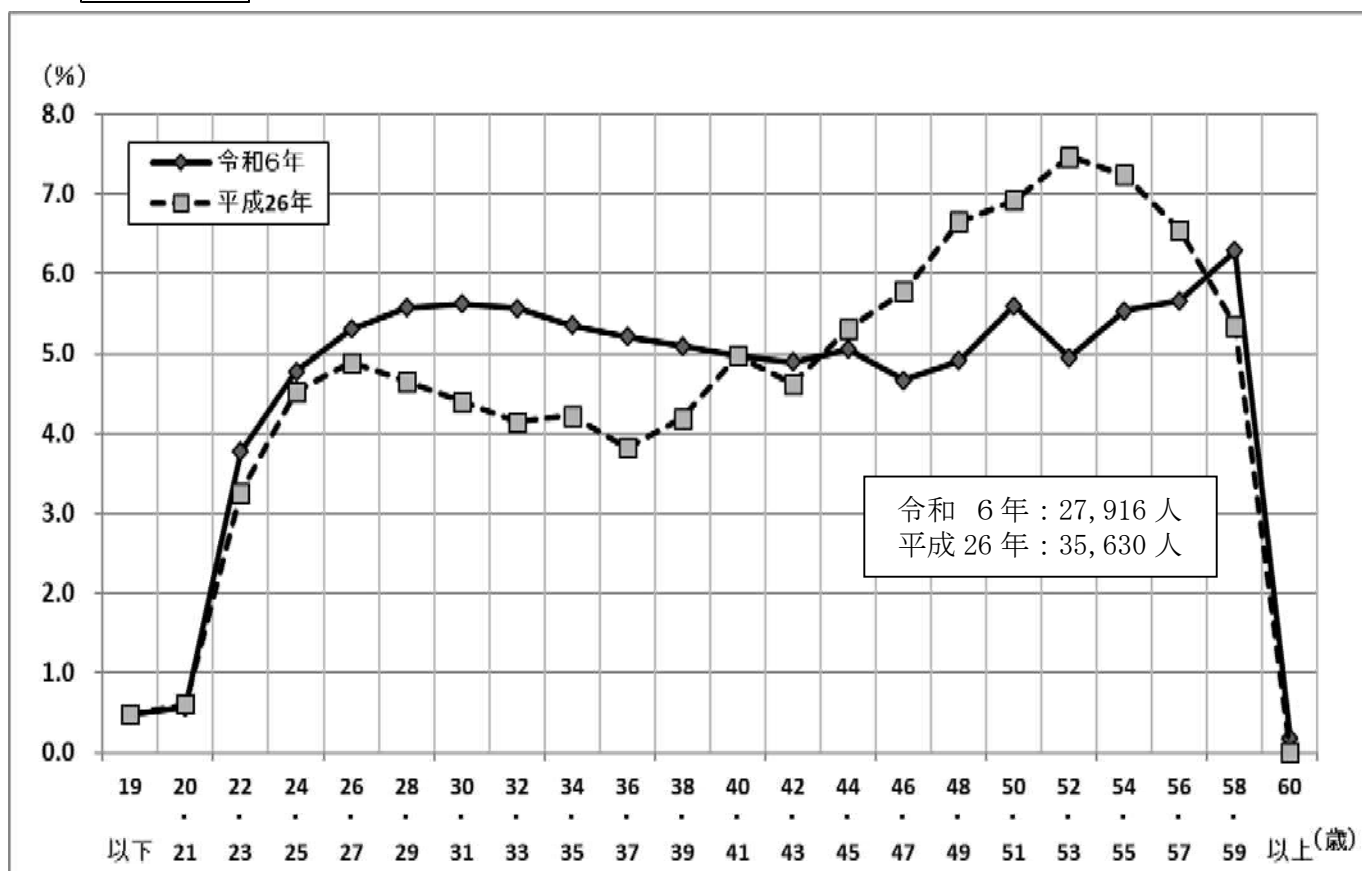
2 短時間勤務職員

給料表	級計	1	2	3	4	5	6
行政職給料表	47	人	人	人 41	人 5	人	人 1
医療職給料表(2)	1				1		
高等学校等教育職給料表	264		264				
中学校小学校教育職給料	103		103				
公安職給料表	38				29	9	
行政職給料表(2)	3	1	2				
合 計	456						
6 0 歳	45						
6 1 歳	82						
6 2 歳	113						
6 3 歳	133						
6 4 歳	83						

第 11 表 年齢階層別人員構成比（全職員）（令和 6 年と平成 26 年との比較）

再集計

（令和 6 年職員給与等実態調査）



（注）職員数は、第2表の調査対象職員のみで比較

2 民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職県職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,746事業所

イ 調査対象職種

行政職相当職種22職種及びその他の職種54職種の合計76職種

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を組織、規模及び産業により35層（静岡市10層、浜松市10層、政令市以外15層）に区分し、各層から442事業所を無作為に抽出して、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

初任給関係 1,482 人（行政職に相当する調査実人員 1,443 人）、初任給関係以外の調査職種 20,417 人（行政職に相当する調査実人員 19,129 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、131,162 人であり、行政職に相当するものは 112,457 人である。）

イ 復 元

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 12 表 産業別、企業規模別調査事業所数

（令和 6 年職種別民間給与実態調査）

企業規模 産 業	静 岡 県						全 国（参 考）					
	規模計	3,000 人 以上	1,000 人 以上 3,000 人 未満	500 人 以上 1,000 人 未満	100 人 以上 500 人 未満	50 人 以上 100 人 未満	規模計	3,000 人 以上	1,000 人 以上 3,000 人 未満	500 人 以上 1,000 人 未満	100 人 以上 500 人 未満	50 人 以上 100 人 未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	369	79	50	47	148	45	9,471	1,705	1,281	1,152	3,879	1,454
農業、林業、漁業	2	0	0	0	0	2	22	0	0	0	8	14
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	19	3	2	0	6	8	775	145	89	83	254	204
製造業	195	31	29	26	81	28	3,927	500	553	507	1,729	638
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	64	18	8	7	26	5	1,647	333	253	191	645	225
卸売業、小売業	23	2	4	4	12	1	757	132	113	120	317	75
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	12	4	3	2	3	0	367	140	76	38	94	19
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	54	21	4	8	20	1	1,976	455	197	213	832	279

- （注） 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査の対象外であることが判明した事業所が 11 所、調査不能の事業所が 62 所あった。
- 2 調査対象事業所 442 所から企業規模、事業所規模等が調査の対象外であることが判明した事業所 11 所を除いた 431 所に占める調査完了事業所 369 所の割合（調査完了率）は、85.6%
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 13 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企 業 規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	50 人 以 上 100 人 未 満
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大学院修士課程修了	円 250,407	円 254,124	円 * 241,550	円 * 220,000
		大 学 卒	228,167	233,043	217,762	* 204,237
		短 大 卒	182,333	* 183,610	* 181,041	—
		高 校 卒	181,809	184,903	178,571	* 173,367
	新 卒 技 術 者	大学院修士課程修了	257,476	257,953	* 248,333	—
		大 学 卒	231,696	236,071	227,870	* 206,730
		短 大 卒	203,877	212,627	196,939	* 210,000
		高 校 卒	189,499	188,979	191,794	* 179,990
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	256,332	257,437	245,384	* 220,000
		大 学 卒	229,529	234,042	222,569	205,784
		短 大 卒	197,006	201,870	192,208	* 210,000
		高 校 卒	185,712	186,979	185,243	176,732
そ の 他	新 卒 研 究 員	大 学 卒	* 235,070	—	* 235,070	—
	準 新 卒 医 師	大 学 卒	* 308,800	—	* 308,800	—
	準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	* 227,519	* 240,700	* 219,700	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	* 235,500	—	* 235,500	—
	新卒高等学校教諭	大 学 卒	—	—	—	—
	新 卒 栄 養 士	短 大 卒	* 156,700	* 156,700	—	—
	準 新 卒 看 護 師	養成所卒	—	—	—	—
	準 新 卒 准 看 護 師	養成所卒	* 201,600	* 201,600	—	—

(注) 1 「*」は、調査実人員が 10 人以下であることを示す。

2 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

3 「準新卒」とは、令和 5 年度中に資格免許を取得し、令和 6 年 4 月までの間に採用された者をいう。

なお、医師については令和 3 年 3 月又は令和 4 年 3 月に大学卒業後、免許を取得し、2 年間の臨床研修を修了した後、令和 6 年 4 月までの間に採用された者（令和 5 年 4 月採用者を除く）に限っている。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額		(A) - (B)	備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	34	54.6	785,906	1,071	784,835	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	20	54.2	821,069	1,750	819,319	
	短 大 卒	2	50.7	598,350	0	598,350	
	高 校 卒	12	55.8	761,146	192	760,954	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	27	54.8	721,461	71	721,390	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	17	54.8	745,370	112	745,258	
	短 大 卒	6	53.9	670,902	0	670,902	
	高 校 卒	3	56.3	781,585	0	781,585	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務部長	659	53.5	662,997	2,866	660,131	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	469	53.4	675,357	2,819	672,538	
	短 大 卒	51	54.5	641,655	1,898	639,757	
	高 校 卒	139	53.5	634,092	3,346	630,746	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	381	53.1	691,859	1,274	690,585	同 上
	大 学 卒	273	52.9	708,975	1,421	707,554	
	短 大 卒	42	52.7	662,474	1,322	661,152	
	高 校 卒	65	54.3	642,475	679	641,796	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務部次長	314	51.5	621,311	2,299	619,012	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(中間職(部長一課長間))
	大 学 卒	252	51.1	639,951	2,499	637,452	
	短 大 卒	24	53.6	582,387	120	582,267	
	高 校 卒	37	52.9	525,992	1,470	524,522	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術部次長	216	53.7	646,449	1,156	645,293	同 上
	大 学 卒	161	53.5	659,270	1,406	657,864	
	短 大 卒	31	52.4	630,341	476	629,865	
	高 校 卒	23	56.4	596,543	613	595,930	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務課長	1,498	50.2	556,887	6,981	549,906	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	1,040	49.7	566,751	5,981	560,770	
	短 大 卒	143	51.6	526,422	4,909	521,513	
	高 校 卒	313	51.2	536,505	11,211	525,294	
	中 学 卒	2	59.5	586,245	160	586,085	
	技術課長	1,206	51.2	604,582	9,661	594,921	同 上
	大 学 卒	825	50.5	609,590	5,498	604,092	
	短 大 卒	107	53.1	602,993	8,642	594,351	
	高 校 卒	272	52.6	590,794	21,659	569,135	
	中 学 卒	2	56.1	569,356	92,916	476,440	

(注)「*」は、調査実人員が1人であることを示す。(以下本表において同じ。)

「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 519	歳 50.4	円 542,145	円 48,997	円 493,148	前記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が 同等と認められる課長代 理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	大 学 卒	352	49.9	551,712	55,939	495,773	
	短 大 卒	61	52.0	499,800	30,959	468,841	
	高 校 卒	105	51.1	529,767	32,748	497,019	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術課長代理	351	50.2	559,373	31,072	528,301	同 上
	大 学 卒	237	48.7	570,231	31,315	538,916	
	短 大 卒	37	51.5	528,056	41,586	486,470	
	高 校 卒	74	53.6	546,809	26,225	520,584	
	中 学 卒	3	57.5	494,678	12,503	482,175	
	事務係長	1,339	45.9	464,556	59,050	405,506	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	842	44.4	467,820	60,849	406,971	
	短 大 卒	152	49.0	442,270	51,113	391,157	
	高 校 卒	340	48.9	465,063	56,989	408,074	
	中 学 卒	5	50.6	459,028	93,205	365,823	
	技術係長	1,300	48.3	538,258	72,581	465,677	同 上
	大 学 卒	742	46.6	538,317	73,436	464,881	
	短 大 卒	138	49.5	529,879	63,795	466,084	
	高 校 卒	413	51.0	540,296	73,473	466,823	
	中 学 卒	7	49.1	577,630	95,701	481,929	
	事務主任	1,207	42.7	391,897	44,346	347,551	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長一係員間） 同 上
	大 学 卒	718	39.7	398,864	48,384	350,480	
	短 大 卒	161	47.1	376,081	37,942	338,139	
	高 校 卒	324	47.3	382,644	38,250	344,394	
	中 学 卒	4	56.4	416,873	18,505	398,368	
	技術主任	1,310	44.4	490,902	79,278	411,624	同 上
	大 学 卒	740	42.4	495,196	81,497	413,699	
	短 大 卒	157	44.9	466,269	62,131	404,138	
	高 校 卒	397	48.5	488,320	79,382	408,938	
	中 学 卒	16	52.5	555,127	122,201	432,926	
	事務係員	4,824	40.0	350,886	35,972	314,914	
	大 学 卒	2,446	36.5	356,979	39,096	317,883	
	短 大 卒	744	44.2	351,003	34,094	316,909	
	高 校 卒	1,611	43.0	342,731	32,482	310,249	
	中 学 卒	23	45.5	334,984	34,546	300,438	
	技術係員	3,944	39.7	392,233	52,146	340,087	
	大 学 卒	2,088	38.0	402,001	54,740	347,261	
	短 大 卒	520	41.7	387,644	48,233	339,411	
	高 校 卒	1,323	41.6	377,847	49,201	328,646	
	中 学 卒	13	46.2	398,976	71,664	327,312	

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 企業規模 500 人以上

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和 6 年 4 月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 28	歳 55.2	円 818,473	円 1,270	円 817,203	構成員 50 人以上の支店 (社) の長 (取締役兼任 者を除く。)
	大 学 卒	17	54.9	850,471	1,988	848,483	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	10	56.2	792,737	235	792,502	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	25	54.3	721,338	77	721,261	構成員 50 人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	16	54.3	746,882	120	746,762	
	短 大 卒	5	52.8	661,219	0	661,219	
	高 校 卒	3	56.3	781,585	0	781,585	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務部長	455	53.5	703,912	1,012	702,900	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長、職能資 格等が同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	324	53.3	715,673	767	714,906	
	短 大 卒	33	54.3	694,135	751	693,384	
	高 校 卒	98	53.7	673,410	1,813	671,597	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	287	53.4	731,366	1,342	730,024	同 上
	大 学 卒	213	53.1	740,942	1,475	739,467	
	短 大 卒	29	53.5	698,715	1,639	697,076	
	高 校 卒	44	55.0	710,310	509	709,801	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務部次長	199	51.0	658,144	1,257	656,887	上記部長に事故等のある ときの職務代行、職能 資格等が同等と認められ る部の次長及び部次長級 専門職
	大 学 卒	174	50.8	662,169	1,367	660,802	
	短 大 卒	14	53.1	643,548	121	643,427	
	高 校 卒	11	52.8	589,123	834	588,289	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	164	54.4	674,267	1,074	673,193	同 上
	大 学 卒	125	54.1	687,995	1,205	686,790	
	短 大 卒	19	53.7	655,999	673	655,326	
	高 校 卒	19	57.0	619,589	746	618,843	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務課長	1,048	50.6	582,980	5,439	577,541	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長、職能資 格等が同等と認められる 課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	738	50.2	587,906	4,362	583,544	
	短 大 卒	98	51.7	557,468	3,650	553,818	
	高 校 卒	210	51.7	575,309	10,363	564,946	
	中 学 卒	2	59.5	586,245	160	586,085	
	技術課長	895	51.7	632,877	8,703	624,174	同 上
	大 学 卒	628	51.0	634,617	4,939	629,678	
	短 大 卒	63	54.0	648,069	6,855	641,214	
	高 校 卒	202	52.9	621,939	20,421	601,518	
	中 学 卒	2	56.1	569,356	92,916	476,440	

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	359	51.1	546,532	54,205	492,327	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	245	50.7	552,388	61,939	490,449	
	短 大 卒	47	51.9	492,859	33,548	459,311	
	高 校 卒	67	52.6	555,912	29,959	525,953	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	235	50.5	582,126	32,305	549,821	同 上
	大 学 卒	163	48.8	594,146	36,598	557,548	
	短 大 卒	16	51.5	570,458	34,853	535,605	
	高 校 卒	53	54.4	558,844	21,540	537,304	
	中 学 卒	3	57.5	494,678	12,503	482,175	
	事務係長	878	46.1	490,605	64,652	425,953	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	554	44.6	487,710	65,936	421,774	
	短 大 卒	97	48.9	465,182	54,439	410,743	
	高 校 卒	224	50.0	512,998	65,277	447,721	
	中 学 卒	3	46.7	452,466	71,216	381,250	
	技術係長	959	49.0	561,089	73,469	487,620	同 上
	大 学 卒	531	47.1	559,701	73,489	486,212	
	短 大 卒	93	49.9	559,241	62,969	496,272	
	高 校 卒	329	52.1	563,580	76,142	487,438	
	中 学 卒	6	49.4	603,980	106,148	497,832	
	事務主任	805	42.7	410,422	47,792	362,630	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	501	39.5	411,185	51,495	359,690	
	短 大 卒	101	47.4	399,026	41,726	357,300	
	高 校 卒	201	49.7	414,068	40,230	373,838	
	中 学 卒	2	51.5	408,284	10,343	397,941	
	技術主任	918	45.1	513,356	84,926	428,430	同 上
	大 学 卒	494	43.3	518,315	86,488	431,827	
	短 大 卒	94	44.6	487,387	67,026	420,361	
	高 校 卒	315	49.1	508,769	85,711	423,058	
	中 学 卒	15	53.0	563,849	125,739	438,110	
	事務係員	2,979	40.4	369,474	39,996	329,478	
	大 学 卒	1,564	36.1	368,321	43,175	325,146	
	短 大 卒	465	44.4	369,756	37,848	331,908	
	高 校 卒	937	44.7	371,236	36,327	334,909	
	中 学 卒	13	47.1	359,114	40,585	318,529	
	技術係員	2,668	40.4	408,448	56,425	352,023	
	大 学 卒	1,350	38.7	419,867	59,444	360,423	
	短 大 卒	318	42.0	404,056	51,654	352,402	
	高 校 卒	991	42.5	392,261	53,247	339,014	
	中 学 卒	9	48.1	429,140	80,074	349,066	

3 企業規模 100 人以上 500 人未満

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和 6 年 4 月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	6	51.3	610,117	0	610,117	構成員 50 人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
	大 学 卒	3	48.9	604,874	0	604,874	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	2	53.8	620,547	0	620,547	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	2	60.4	722,816	0	722,816	構成員 50 人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	—	—	—	—	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	179	53.9	595,077	5,582	589,495	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	127	53.9	613,875	5,384	608,491	
	短 大 卒	15	55.1	561,288	5,749	555,539	
	高 校 卒	37	53.9	551,004	6,105	544,899	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	82	52.8	587,441	1,245	586,196	同 上
	大 学 卒	54	52.7	607,783	1,420	606,363	
	短 大 卒	10	53.5	595,582	673	594,909	
	高 校 卒	18	53.1	534,818	1,021	533,797	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部次長	109	52.8	549,077	4,859	544,218	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職中間職(部長―課長間)
	大 学 卒	74	52.3	581,003	6,589	574,414	
	短 大 卒	9	54.5	493,744	126	493,618	
	高 校 卒	25	53.3	506,064	1,747	504,317	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術部次長	50	51.5	551,507	1,542	549,965	同 上
	大 学 卒	35	51.3	541,559	2,355	539,204	
	短 大 卒	11	51.2	597,269	247	597,022	
	高 校 卒	4	53.4	490,668	0	490,668	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長	412	49.4	499,827	10,590	489,237	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	275	48.4	517,469	10,457	507,012	
	短 大 卒	40	50.8	475,909	8,365	467,544	
	高 校 卒	97	50.2	466,533	11,608	454,925	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長	274	49.3	496,847	14,612	482,235	同 上
	大 学 卒	184	48.3	499,501	8,609	490,892	
	短 大 卒	35	50.8	493,633	13,211	480,422	
	高 校 卒	55	51.1	491,404	31,006	460,398	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) － (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人145	歳48.2	円540,869	円39,058	円501,811	前記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者、課長に直属し 部下4人以上を有する者、 職能資格等が同等と認めら れる課長代理及び課長代理 級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	95	47.0	562,936	41,703	521,233	
	短 大 卒	13	52.7	530,859	23,496	507,363	
	高 校 卒	36	49.1	500,948	39,818	461,130	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術課長代理	115	49.6	513,777	28,758	485,019	同 上
	大 学 卒	73	48.4	518,330	20,052	498,278	
	短 大 卒	21	51.4	497,468	46,443	451,025	
	高 校 卒	21	51.5	515,641	38,358	477,283	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	396	45.2	402,292	46,040	356,252	係の長及び係長級専門 職
	大 学 卒	254	44.0	415,541	47,630	367,911	
	短 大 卒	49	49.2	389,771	43,951	345,820	
	高 校 卒	92	46.5	376,769	42,293	334,476	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術係長	284	44.5	436,011	72,039	363,972	同 上
	大 学 卒	185	44.2	446,280	76,182	370,098	
	短 大 卒	33	46.2	417,394	78,224	339,170	
	高 校 卒	65	44.7	418,188	59,857	358,331	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務主任	365	42.5	360,140	38,702	321,438	係長等のいる事業所におけ る主任 係長等のいない事業所にお ける主任のうち、課長代理 以上に直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業所にお いて、職能資格等が上記主 任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	202	40.0	371,253	42,027	329,226	
	短 大 卒	54	46.8	343,989	32,840	311,149	
	高 校 卒	107	44.4	347,486	36,099	311,387	
	中 学 卒	2	59.5	422,305	23,668	398,637	
	技術主任	363	41.4	408,532	59,397	349,135	同 上
	大 学 卒	233	39.5	410,184	63,845	346,339	
	短 大 卒	55	45.8	426,559	50,710	375,849	
	高 校 卒	74	44.4	389,218	51,195	338,023	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
事務係員	1,596	38.9	314,826	27,917	286,909		
大 学 卒	800	37.2	335,484	30,495	304,989		
短 大 卒	238	44.0	313,888	26,445	287,443		
高 校 卒	552	39.1	286,450	24,907	261,543		
中 学 卒	6	38.1	265,075	25,161	239,914		
技術係員	1,144	36.9	339,571	38,901	300,670		
大 学 卒	677	35.7	347,056	40,651	306,405		
短 大 卒	183	41.0	344,147	39,277	304,870		
高 校 卒	280	37.3	319,840	34,497	285,343		
中 学 卒	4	40.4	304,682	45,375	259,307		

4 企業規模 50 人以上 100 人未満

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和 6 年 4 月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) － (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員 50 人以上の支店 （社）の長（取締役兼任 者を除く。）
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員 50 人以上の工場 の長（取締役兼任者を除 く。）
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	25	51. 2	503, 560	11, 845	491, 715	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長、職能資 格等が同等と認められる 部の長及び部長級専門職 （取 締 役 兼 任 者 を 除 く。）
	大 学 卒	18	51. 8	506, 496	14, 024	492, 472	
	短 大 卒	3	54. 4	419, 455	0	419, 455	
	高 校 卒	4	46. 4	546, 355	10, 144	536, 211	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	12	49. 6	561, 202	100	561, 102	同 上
	大 学 卒	6	51. 0	601, 670	0	601, 670	
	短 大 卒	3	43. 8	513, 320	167	513, 153	
	高 校 卒	3	53. 4	499, 532	326	499, 206	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	6	49. 8	469, 240	0	469, 240	上記部長に事故等のある ときの職務代行者、職能 資格等が同等と認められ る部の次長及び部次長級 専門職 中間職（部長－課長間） 同 上
	大 学 卒	4	50. 2	445, 811	0	445, 811	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	2	50. 4	579, 317	0	579, 317	同 上
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務課長	38	48. 6	435, 881	12, 210	423, 671	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長、職能資 格等が同等と認められる 課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	27	46. 5	435, 464	10, 519	424, 945	
	短 大 卒	5	54. 2	410, 093	4, 157	405, 936	
	高 校 卒	6	51. 1	469, 437	29, 619	439, 818	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	37	50. 6	483, 033	4, 778	478, 255	同 上
	大 学 卒	13	48. 0	490, 640	0	490, 640	
	短 大 卒	9	50. 6	450, 151	13, 877	436, 274	
	高 校 卒	15	52. 3	494, 496	3, 846	490, 650	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A）－（B）	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間） 同 上
	大 学 卒	15	50.6	443,882	3,765	440,117	
	短 大 卒	12	51.7	455,137	4,664	450,473	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	2	48.0	419,688	1,537	418,151	
		－	－	－	－	－	
	技術課長代理	*	*	*	*	*	
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	－	－	－	－	－	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	65	46.6	352,706	32,915	319,791	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	34	45.0	353,008	30,522	322,486	
	短 大 卒	6	51.9	342,698	33,525	309,173	
	高 校 卒	24	47.5	351,922	35,048	316,874	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術係長	57	46.8	395,336	50,022	345,314	同 上
	大 学 卒	26	46.3	413,914	51,992	361,922	
	短 大 卒	12	51.7	358,490	30,215	328,275	
	高 校 卒	19	45.6	388,014	54,843	333,171	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事務主任	37	43.3	318,325	28,650	289,675	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間） 同 上
	大 学 卒	15	42.6	331,011	25,130	305,881	
	短 大 卒	6	45.5	293,304	22,915	270,389	
	高 校 卒	16	43.1	314,806	33,626	281,180	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技術主任	29	42.3	352,861	31,914	320,947	
	大 学 卒	13	35.6	377,669	38,271	339,398	
	短 大 卒	8	42.8	365,064	57,782	307,282	
	高 校 卒	8	49.3	316,122	5,324	310,798	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事務係員	249	40.4	277,081	21,430	255,651	
	大 学 卒	82	37.9	278,231	19,118	259,113	
	短 大 卒	41	43.8	271,012	19,359	251,653	
	高 校 卒	122	40.7	278,380	23,738	254,642	
	中 学 卒	4	43.6	268,942	9,286	259,656	
	技術係員	132	38.7	306,247	22,715	283,532	
	大 学 卒	61	36.8	326,268	29,326	296,942	
	短 大 卒	19	41.1	312,399	31,173	281,226	
	高 校 卒	52	39.7	285,909	14,265	271,644	
中 学 卒	－	－	－	－	－		

その２ 給与比較の対象外職種
企業規模計

(令和６年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成６年４月分平均支給額		(Ａ)－(Ｂ)	備 考
				きまって支給 する給与(Ａ)	うち時間外 手当(Ｂ)		
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	－	－	－	－	－	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	*	*	*	*	*	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守 衛	6	50.3	338,143	5,560	332,583	
	用務員	－	－	－	－	－	
研究 関係 職種	研究所長	2	55.9	826,386	2,403	823,983	構成員 50 人以上の所長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	41	52.7	606,160	6,254	599,906	
	研究室(係)長	45	43.9	497,648	35,167	462,481	
	主任研究員	39	40.1	498,277	63,865	434,412	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	152	35.2	357,728	36,318	321,410	
	研究補助員	－	－	－	－	－	
医療 関係 職種	病院長	2	68.9	2,273,590	0	2,273,590	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
	副院長	5	55.8	1,738,902	63,799	1,675,103	
	医科長	2	49.5	1,439,800	0	1,439,800	
	医師	45	45.8	1,263,407	126,426	1,136,981	
	歯科医師	*	*	*	*	*	
	薬局長	5	49.4	497,767	19,086	478,681	部下に薬剤師 2 人以上
	薬剤師	28	44.6	374,673	21,387	353,286	
	診療放射線技師	49	40.6	336,086	21,639	314,447	
	臨床検査技師	56	38.7	315,935	21,001	294,934	
	栄養士	27	38.2	280,973	16,003	264,970	
	理学療法士	120	32.8	295,263	14,800	280,463	
	作業療法士	74	33.7	291,117	11,568	279,549	
	総看護師長	4	55.8	504,922	12,788	492,134	部下に看護師長 5 人以上 部下に看護師又は准看護師 5 人以上
	看護師長	47	49.1	429,127	33,753	395,374	
	看護師	229	40.1	374,921	58,838	316,083	
	准看護師	52	51.3	355,717	44,787	310,930	

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	20人	61.3歳	688,497円	0円	688,497円	
	大学教授	73	57.6	618,794	0	618,794	
	大学准教授	65	49.3	523,578	0	523,578	
	大学講師	30	42.4	416,766	0	416,766	
	大学助教	17	44.8	432,205	0	432,205	
	高等学校校長	*	*	*	*	*	
	高等学校教頭	3	53.4	627,850	5,627	622,223	
	高等学校教諭	47	45.2	494,614	7,835	486,779	
海 事 関 係 職 種	遠 洋	船長・機関長	-	-	-	-	航行区域に限定の ない総トン数20 トン以上の船舶の 乗組員
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	
		三等航海士・機関士	-	-	-	-	
		運航士	-	-	-	-	
		甲板長・操機長	-	-	-	-	
		甲板手・操機手	-	-	-	-	
		甲板員・機関員	-	-	-	-	
	近 海	船長・機関長	-	-	-	-	北緯63度から南 緯11度の間及び 東経94度から 175度の間の水域 を航行区域とす る総トン数20ト ン以上の船舶の 乗組員
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	
		三等航海士・機関士	-	-	-	-	
		甲板長・操機長	-	-	-	-	
		甲板手・操機手	-	-	-	-	
		甲板員・機関員	-	-	-	-	
	沿 海 ・ 平 水	船長・機関長	-	-	-	-	港内又は湾内を 航行区域とする 総トン数5トン 以上の船舶の乗 組員
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	
		三等航海士・機関士	-	-	-	-	
		甲板長・操機長	-	-	-	-	
		甲板手・操機手	-	-	-	-	
		甲板員・機関員	-	-	-	-	

その３ 再雇用者
企業規模計

(令和６年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和６年４月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与（Ａ）	うち時間外 手当（Ｂ）	（Ａ）－（Ｂ）	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	人	歳	円	円	円	その１の１企 業規模計の備 考欄参照
	60 歳	－	－	－	－	－	
	事 務 ・ 技 術 部 長	48	62.3	573,125	0	573,125	
	60 歳	11	－	670,947	0	670,947	
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	72	62.3	544,111	2,733	541,378	
	60 歳	16	－	534,526	0	534,526	
	事 務 ・ 技 術 課 長	63	62.3	451,294	5,788	445,506	
	60 歳	19	－	485,704	12,458	473,246	
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	47	62.5	552,997	219	552,778	
	60 歳	10	－	547,566	89	547,477	
	事 務 ・ 技 術 係 長	115	62.3	324,021	15,228	308,793	
	60 歳	29	－	317,379	22,614	294,765	
	事 務 ・ 技 術 主 任	95	61.9	335,260	26,967	308,293	
	60 歳	26	－	335,178	25,054	310,124	
	事 務 ・ 技 術 係 員	1,170	62.4	301,378	17,704	283,674	
	60 歳	281	－	310,805	21,390	289,415	

(参考) 県職員（行政職）と民間従業員の職務の対応

行 政 職 給 料 表	企業規模 500 人以上 の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満 の事業所	企業規模 50 人以上 100 人未満 の事業所
10 級	支店長、工場長 部 長、部次長 中間職（部長－課長間）	支店長、工場長 部 長、部次長 中間職（部長－課長間）	支店長、工場長 部 長、部次長 中間職（部長－課長間）
9 級			
8 級	課 長	支店長、工場長 部 長、部次長 中間職（部長－課長間）	支店長、工場長 部 長、部次長 中間職（部長－課長間）
7 級			
6 級	課長代理 中間職（課長－係長間）	課 長	課 長
5 級			
4 級	係 長	課長代理 中間職（課長－係長間）	課長代理 中間職（課長－係長間）
3 級		係 長	係 長
2 級	主 任 中間職（係長－係員間）	主 任 中間職（係長－係員間）	主 任 中間職（係長－係員間）
1 級	係 員	係 員	係 員

第 15 表 民間における初任給の改定状況

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)
(単位：%)

学歴・企業規模			新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
				増 額	据置き	減 額	
静岡県	大学卒	規模計	56.0	(84.8)	(15.2)	—	44.0
		500 人以上	81.1	(89.4)	(10.6)	—	18.9
		100 人以上 500 人未満	47.6	(78.5)	(21.5)	—	52.4
		50 人以上 100 人未満	10.5	(66.0)	(34.0)	—	89.5
	高校卒	規模計	49.8	(84.6)	(15.4)	—	50.2
		500 人以上	72.0	(88.1)	(11.9)	—	28.0
		100 人以上 500 人未満	38.9	(81.6)	(18.4)	—	61.1
		50 人以上 100 人未満	19.3	(65.8)	(34.2)	—	80.7
全 国	大学卒	規模計	49.7	(67.5)	(31.9)	(0.6)	50.3
		500 人以上	90.3	(79.4)	(20.6)	—	9.7
		100 人以上 500 人未満	52.1	(63.8)	(35.5)	(0.7)	47.9
		50 人以上 100 人未満	23.7	(57.0)	(41.3)	(1.7)	76.3
	高校卒	規模計	29.2	(71.6)	(27.5)	(0.9)	70.8
		500 人以上	57.9	(80.8)	(19.2)	—	42.1
		100 人以上 500 人未満	28.1	(67.0)	(32.0)	(1.0)	71.9
		50 人以上 100 人未満	15.8	(68.0)	(29.7)	(2.4)	84.2

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

なお、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある。

第 16 表 民間における家族手当の支給状況

その 1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

支給の有無		割 合	
		静 岡 県	全 国
家族手当制度がある		89.4%	74.5%
	配偶者に家族手当を支給する	75.2%	53.5%
	子に家族手当を支給する	89.2%	74.0%
家族手当制度がない		10.6%	25.5%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	10,602 円	12,320 円
	配偶者と子 1 人	18,546 円	19,003 円
	配偶者と子 2 人	26,451 円	25,272 円
	子 1 人	13,691 円	13,303 円
	子 2 人	27,107 円	25,241 円
	子 3 人	40,925 円	37,208 円

- (注) 1 「配偶者」、「配偶者と子 1 人」、「配偶者と子 2 人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
 2 「子 1 人」、「子 2 人」、「子 3 人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その 2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

見直し予定の状況	割 合	
	静 岡 県	全 国
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	15.5%	15.3%
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の 民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの 動向等によっては、見直すことを検討	8.3%	11.1%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	76.2%	73.6%

- (注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第 17 表 民間における通勤手当の支給状況

その 1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

	在来線の 通勤手当を 支給する	在来線の通勤手当を支給しない				在来線の 通勤手当を 支給しない
		全額支給	非課税限度額 (月 15 万円) 以上	非課税限度額 (月 15 万円) 未満	その他	
静岡県	90.1%	(58.1%)	(8.7%)	(26.5%)	(6.7%)	9.9%
全 国	90.4%	(52.9%)	(6.4%)	(33.9%)	(6.7%)	9.6%

- (注) 1 () 内は、在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。
2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

その 2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

	特急料金を含む 通勤手当を 支給する	特急料金を含む通勤手当を支給しない				特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
		全額支給	非課税限度額 (月 15 万円) 以上	非課税限度額 (月 15 万円) 未満	その他	
静岡県	78.6%	(48.7%)	(7.5%)	(14.3%)	(29.5%)	21.4%
全 国	61.5%	(50.3%)	(10.4%)	(21.8%)	(17.5%)	38.5%

- (注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を 100 とした割合である。
2 () 内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

第 18 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)
(単位：%)

項目 企業規模		係 員		課長級		部長級(非役員)	
		一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
静岡県	規模計	49.5	50.5	42.7	57.3	42.4	57.6
	500 人以上	49.7	50.3	39.0	61.0	38.3	61.7
	100 人以上 500 人未満	48.6	51.4	45.0	55.0	44.9	55.1
	50 人以上 100 人未満	52.0	48.0	48.6	51.4	50.1	49.9
全国	規模計	55.7	44.3	52.6	47.4	51.8	48.2
	500 人以上	52.4	47.6	45.6	54.4	44.7	55.3
	100 人以上 500 人未満	57.5	42.5	54.4	45.6	53.5	46.5
	50 人以上 100 人未満	54.3	45.7	53.2	46.8	52.7	47.3

第 19 表 民間における定年制の状況等

その 1 定年制の状況

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

	定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
		60 歳	61 歳以上	
静岡県	100.0%	74.8%	25.2%	0.0%
全 国	98.8%	75.5%	23.3%	1.2%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

その 2 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

		給与減額あり	60 歳で減額	給与減額なし
静岡県	課長級	70.6%	51.1%	29.4%
	非管理職	65.4%	50.0%	34.6%
全 国	課長級	49.5%	30.6%	50.5%
	非管理職	42.9%	28.3%	57.1%

(注) 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（その 3 において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

その 3 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

	課長級	非管理職
静岡県	72.4%	76.4%
全 国	76.0%	77.0%

(注) 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係資料

令和6年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食	料	費	…	食料
住	居	関	係	費 … 住居、光熱・水道、家具・家事用品
被	服	・	履	物費 … 被服及び履物
雑	費	I	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑	費	II	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査の静岡市及び浜松市における令和6年4月の費目別平均支出金額（日数を365日/12÷30.4日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）により算出した全国の標準生計費（令和6年4月）に、全国の費目別平均支出金額に対する静岡市及び浜松市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第 20 表 静岡県及び浜松市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和 6 年 4 月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	33,552 31,294 (32,960)	42,653 39,782 (41,900)	55,429 51,698 (54,450)	68,214 63,623 (67,010)	80,999 75,547 (79,570)
住居関係費	43,277 42,651 (45,350)	48,499 47,797 (50,820)	44,709 44,062 (46,850)	40,919 40,327 (42,880)	37,129 36,592 (38,910)
被服・履物費	6,104 5,121 (5,970)	5,704 4,785 (5,580)	8,705 7,303 (8,510)	11,708 9,822 (11,450)	14,711 12,341 (14,390)
雑費Ⅰ	19,786 19,192 (24,220)	27,131 26,316 (33,210)	41,575 40,326 (50,890)	56,031 54,348 (68,590)	70,487 68,370 (86,280)
雑費Ⅱ	12,730 16,448 (10,610)	22,953 29,658 (19,130)	28,846 37,272 (24,040)	34,739 44,887 (28,960)	40,640 52,511 (33,870)
合計	115,449 114,706 (119,110)	146,940 148,338 (150,640)	179,264 180,661 (184,740)	211,611 213,007 (218,890)	243,966 245,361 (253,020)

(注) 1 上段は静岡県、中段は浜松市、下段()内は全国の金額である。

2 勤労者世帯の費目別平均支出金額を算定基礎としている。

第 21 表 家計指標の推移

年 月				令和 5 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
項 目								
静岡県	勤労者世帯	平均世帯人員 (人)		3.30	3.19	3.14	3.05	3.03
		うち平均有業人員 (人)		1.92	1.89	1.77	1.83	1.80
		実 収 入 (円)		509,099	437,301	867,502	629,607	569,470
		消費支出	金 額 (円)	342,694	326,637	295,588	357,670	319,669
			前年同月比(名目) (%)	△ 7.5	△ 24.4	2.5	13.7	2.2
	全世帯	平均世帯人員 (人)		2.94	2.90	2.85	2.74	2.78
		うち平均有業人員 (人)		1.39	1.38	1.36	1.41	1.40
		消費支出	金 額 (円)	324,039	309,944	284,114	333,635	280,804
			前年同月比(名目) (%)	△ 3.7	12.6	△ 1.0	17.3	△ 3.8
浜松市	勤労者世帯	平均世帯人員 (人)		3.44	3.43	3.36	3.33	3.31
		うち平均有業人員 (人)		1.85	1.78	1.89	1.93	1.91
		実 収 入 (円)		548,215	446,934	840,136	740,721	524,423
		消費支出	金 額 (円)	333,117	301,261	317,028	390,479	384,778
			前年同月比(名目) (%)	△ 2.9	△ 30.3	△ 5.3	21.8	40.5
	全世帯	平均世帯人員 (人)		3.13	3.08	3.02	2.93	2.89
		うち平均有業人員 (人)		1.49	1.43	1.49	1.41	1.38
		消費支出	金 額 (円)	295,753	278,676	298,894	331,754	326,031
			前年同月比(名目) (%)	0.4	△ 29.2	6.3	5.1	13.3
全国	勤労者世帯	消費支出	金 額 (円)	334,229	311,830	298,405	306,293	311,510
			前年同月比(名目) (%)	△ 2.9	△ 1.0	△ 0.7	△ 3.6	△ 3.4
			前年同月比(実質) (%)	△ 6.7	△ 4.6	△ 4.4	△ 7.2	△ 6.8
	全世帯	消費支出	金 額 (円)	303,076	286,443	275,545	281,736	293,161
			前年同月比(名目) (%)	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5	△ 1.3	1.1

(注) 総務省統計局の家計調査による。

9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	令和 6 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
3.06	3.01	3.02	3.02	3.19	3.15	3.22	3.23	3.48
1.85	1.81	1.85	1.90	1.90	1.92	1.92	1.92	1.89
475,599	558,951	483,651	1,261,800	483,684	606,405	526,852	577,189	521,531
306,616	298,549	303,587	385,051	320,201	332,071	469,873	330,453	336,990
△ 29.9	△ 11.8	△ 8.2	16.3	0.0	7.4	43.0	△ 3.6	3.2
2.76	2.71	2.69	2.72	2.77	2.75	2.87	2.90	3.13
1.44	1.37	1.36	1.35	1.30	1.28	1.33	1.40	1.42
286,188	290,982	270,475	334,811	270,340	288,824	372,423	317,584	334,614
△ 18.4	△ 2.8	△ 3.2	12.2	△ 8.6	△ 1.9	23.1	△ 2.0	8.0
3.29	3.20	3.35	3.29	3.29	3.26	3.39	3.14	3.09
2.06	2.03	2.14	2.01	1.97	1.95	1.87	1.97	1.89
531,063	552,965	484,383	1,371,286	475,871	505,628	485,095	551,235	479,344
299,892	292,502	259,514	382,123	385,044	309,015	460,617	336,958	307,063
△ 3.7	△ 35.1	△ 25.9	19.8	29.3	31.3	51.9	1.2	1.9
2.91	2.92	3.05	2.98	3.03	3.00	3.01	2.89	2.82
1.50	1.51	1.59	1.51	1.57	1.55	1.49	1.57	1.50
268,253	290,491	328,028	341,356	327,252	279,413	404,612	313,575	291,771
△ 6.3	△ 23.1	4.2	16.9	23.7	18.3	37.3	6.0	4.7
311,728	330,590	301,718	348,859	313,165	307,765	353,810	345,020	318,560
△ 0.7	0.6	△ 2.1	△ 1.4	△ 5.4	3.0	4.1	3.2	2.2
△ 4.2	△ 3.2	△ 5.2	△ 4.3	△ 7.7	△ 0.3	1.0	0.3	△ 1.1
282,969	301,974	286,922	329,518	289,467	279,868	318,713	313,300	290,328
0.7	1.3	0.3	0.4	△ 4.0	2.8	1.9	3.4	1.4

4 労働経済関係資料

第22表 労働経済指標

年 月					令和 5年			
項 目					4 月	5 月	6 月	7 月
賃 金 (厚生労働省・毎月勤労統計調査)	全 産 業	静岡県	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	289,149	283,462	287,786	287,024
				前年同月比 (%)	0.6	0.6	1.3	0.7
			うち 所定内給与	金 額 (円)	262,795	259,293	262,017	261,497
				前年同月比 (%)	0.3	0.3	0.4	0.4
			一般労働者	金 額 (円)	309,738	305,988	308,959	306,520
				前年同月比 (%)	△ 0.02	0.1	0.6	0.3
			うち 所定外給与	金 額 (円)	26,354	24,169	25,769	25,527
				前年同月比 (%)	3.5	4.0	11.4	2.7
		一般労働者	金 額 (円)	33,515	30,793	33,023	32,294	
			前年同月比 (%)	2.9	4.5	11.9	2.0	
		全 国	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	310,867	307,674	309,495	309,837
				前年同月比 (%)	1.0	2.1	1.8	2.0
			うち 所定内給与	金 額 (円)	285,120	283,500	285,211	285,023
				前年同月比 (%)	1.2	2.2	1.8	2.1
			一般労働者	金 額 (円)	341,064	338,549	340,926	340,982
				前年同月比 (%)	1.1	2.2	2.0	2.2
	うち 所定外給与		金 額 (円)	25,747	24,174	24,284	24,814	
			前年同月比 (%)	△ 1.1	0.7	1.1	0.7	
	一般労働者	金 額 (円)	32,768	30,677	30,965	31,598		
		前年同月比 (%)	△ 1.0	0.9	1.5	0.7		
物 価 指 数 (総務省統計局) (令和2年=100)	消費者物 価 指数 (総務省統計局) (令和2年=100)	静岡県		前年同月比 (%)	3.9	3.3	3.3	3.1
		浜松市		前年同月比 (%)	3.8	3.5	3.4	3.3
		全 国		前年同月比 (%)	3.5	3.2	3.3	3.3
	国内企業物価指数 (日本銀行) (令和2年=100)		前年同月比 (%)	6.1	5.3	4.1	3.6	
(厚生労働省・毎月勤労統計調査)	全 産 業	静岡県	総 実 労 働 時 間 数 (時間)		152.4	140.8	152.9	150.0
			うち所定外労働時間数(時間)		12.8	11.9	12.6	12.2
	全 国	総 実 労 働 時 間 数 (時間)		148.3	140.9	149.7	146.3	
		うち所定外労働時間数(時間)		12.6	11.7	11.9	12.0	
雇 用 ・ そ の 他	有効求人倍率 (厚生労働省) 季節調整値	静岡県	(新規学卒者を除きパートタイムを含む) (倍)		1.25	1.26	1.25	1.23
		全 国	(新規学卒者を除きパートタイムを含む) (倍)		1.32	1.32	1.31	1.30
	完全失業率 (総務省・労働力調査) 季節調整値	東海地域	四半期平 均 (%)		2.2			
		全 国	月 別 (%)		2.7	2.7	2.6	2.6

- (注) 1 賃金、労働時間は、事業所規模30人以上の数値である。
2 賃金の前年同月比(%)は、指数(令和2年=100)によるものである。
3 完全失業率(東海地域)は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県である。

8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	令和 6 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
284,945	286,296	289,123	290,160	289,980	284,765	283,343	285,492	291,000	285,670
1.7	1.5	1.2	1.5	1.2	0.9	0.8	1.6	1.1	1.5
260,167	260,058	261,988	263,008	262,982	259,653	258,635	259,794	264,785	260,974
1.6	1.4	1.4	1.3	1.2	1.4	1.3	1.6	1.2	1.3
305,529	307,213	308,967	312,143	311,494	304,982	303,889	303,098	309,474	307,935
0.2	0.9	0.8	1.5	1.0	0.1	0.4	△ 0.4	△ 0.1	0.6
24,778	26,238	27,135	27,152	26,998	25,112	24,708	25,698	26,215	24,696
3.2	2.3	△ 1.0	3.6	0.8	△ 3.3	△ 4.9	△ 0.3	△ 0.5	2.2
31,237	33,363	34,641	35,018	34,764	31,656	31,552	32,268	33,195	31,653
1.3	1.6	△ 1.9	3.9	0.9	△ 4.3	△ 4.7	△ 2.1	△ 1.0	2.8
307,325	308,600	311,011	310,936	311,167	306,323	308,062	312,109	316,529	315,038
1.8	1.5	1.8	1.7	1.7	1.2	1.9	2.1	2.3	2.8
283,167	284,204	285,596	285,231	285,807	282,679	284,199	287,196	291,329	290,826
2.0	1.6	2.0	1.9	2.1	1.5	2.2	2.3	2.5	2.9
339,434	340,759	341,654	341,928	343,034	339,234	340,653	343,692	348,049	347,362
1.9	1.7	1.7	2.0	2.0	1.9	2.3	2.3	2.7	3.2
24,158	24,396	25,415	25,705	25,360	23,644	23,863	24,913	25,200	24,212
0.0	0.2	0.0	0.1	△ 1.8	△ 3.0	△ 2.4	△ 1.1	△ 2.1	0.1
30,787	31,118	32,289	32,914	32,433	30,181	30,501	31,759	32,056	30,832
0.0	0.4	△ 0.6	0.4	△ 1.5	△ 2.6	△ 2.3	△ 1.2	△ 2.1	0.5
2.6	2.6	2.8	2.3	2.0	1.5	2.2	2.4	2.4	3.0
3.0	3.0	3.3	2.9	2.4	2.3	2.7	2.7	2.8	3.2
3.2	3.0	3.3	2.8	2.6	2.2	2.8	2.7	2.5	2.8
3.4	2.2	1.1	0.5	0.3	0.3	0.7	0.9	1.2	2.6
138.6	147.1	150.1	151.7	147.1	139.3	146.1	146.9	153.0	145.9
11.4	12.8	13.1	12.9	12.8	13.1	12.6	12.4	13.8	13.1
139.3	143.4	146.4	146.3	143.3	134.9	139.7	141.9	147.5	143.6
11.2	12.0	12.5	12.3	12.1	11.2	11.7	12.2	12.2	11.5
1.21	1.20	1.19	1.20	1.20	1.21	1.20	1.18	1.15	1.11
1.30	1.29	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
1.9		1.9			2.1			2.6	
2.7	2.6	2.5	2.4	2.3	2.4	2.6	2.7	2.8	2.8

5 本県職員の給与水準関係資料

国家公務員と地方公務員の基本給である平均給料月額を基に給与水準を比較したラスパイレス指数は、令和5年4月1日現在、本県は、第23表のとおり102.2で全国第1位となっている。しかしながら、第24表のとおり、諸手当を加えた平均給与月額においては全国第7位にある。

第23表 ラスパイレス指数の全国順位

(総務省 令和5年地方公務員給与実態調査結果)

順位	団 体 名	平均年齢(歳)	ラスパイレス指数
1	静岡県	42.5	102.2
2	三重県	43.8	101.2
3	愛知県	41.4	101.0
4	大阪府	41.6	100.8
5	福岡県	41.8	100.7
6	東京都	42.4	100.5
6	広島県	43.3	100.5
参考	国	42.4	100.0

(注) ラスパイレス指数は、次ページの説明を参照

第24表 平均給与月額による全国順位

(総務省 令和5年地方公務員給与実態調査結果)

順位	団 体 名	平均年齢(歳)	平均給与月額
1	東京都	42.4	398,086円
2	神奈川県	42.9	381,122円
3	兵庫県	43.3	377,233円
4	愛知県	41.4	373,607円
5	大阪府	41.6	371,038円
6	三重県	43.8	369,671円
7	静岡県	42.5	368,193円
参考	国	42.4	404,015円

第25表 平均給与月額の状況

(総務省 令和5年地方公務員給与実態調査結果)

団 体	静岡県	国
平均年齢	42.5歳	42.4歳
平均給与月額	368,193円	404,015円
平均給料月額	330,675円	322,487円
諸手当	37,518円	81,528円
地域手当	13,291円	43,800円
その他手当	24,227円	37,728円

(注) 1 平均給与月額とは、給料月額と月ごとに支払われる地域手当や扶養手当などの諸手当の額を合計したものである。

2 諸手当のうち地域手当は、東京都の特別区の20%を最大に、地域によって支給率が異なり(20~0%)、本県は県内については一律3.7%を支給している。

3 その他手当には扶養手当、住居手当、管理職手当等が含まれる(所定外給与である時間外勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。)。

(ラスパイレス指数の課題)

ラスパイレス指数は、地方公共団体における学歴、経験年数区分別の平均給料月額を算定し、各区分に該当する国の職員数を乗じて得た総和を、国の実俸給総額で除して得た指数である。したがって、国と地方の学歴別、経験年数別職員構成の違いや、人材登用の考え方などにより、ラスパイレス指数は影響を受けるものである。

学歴別 経験年数	国家公務員			地方公務員			
	職員数 a	平均俸給月額 b	総額 a×b	平均給料月額 c	総額 a×c	職員数 d	総額 c×d
～5 年	30 人	30 万円	900 万円	34 万円	1,020 万円	30 人	1,020 万円
～10 年	40 人	40 万円	1,600 万円	40 万円	1,600 万円	50 人	2,000 万円
～15 年	30 人	50 万円	1,500 万円	47 万円	1,410 万円	20 人	940 万円
計	100 人	40 万円	4,000 万円	40.3 万円	4,030 万円	100 人	3,960 万円

ラスパイレス指数 $4,030/4,000 \times 100 = 100.75$

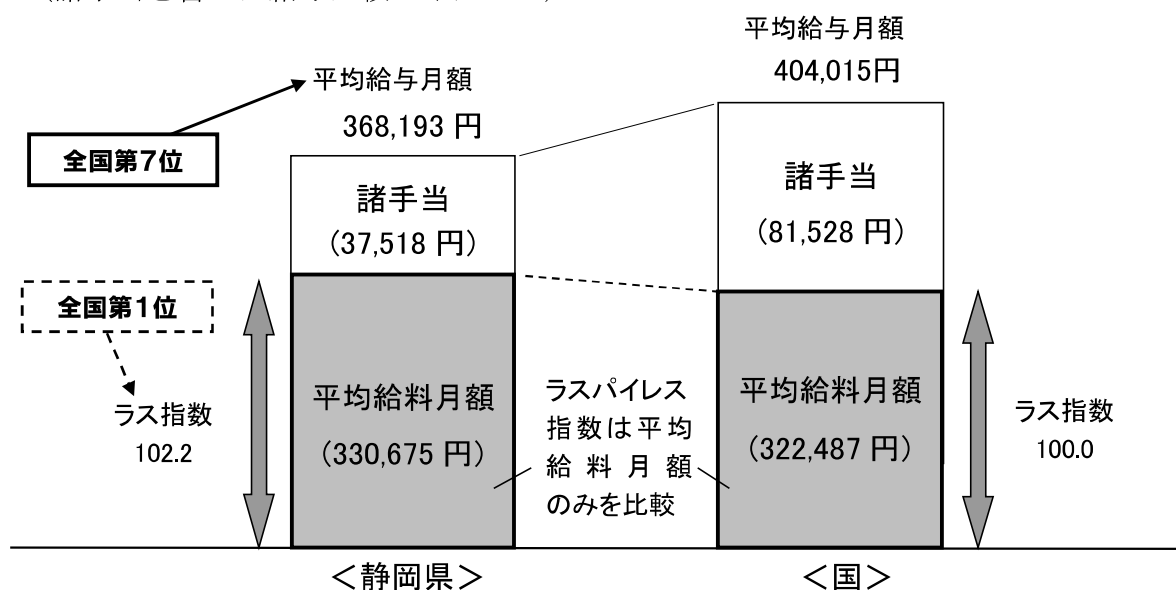
実際の支給総額

このほか、次のような事項が課題として挙げられる。

- ・地方公共団体は全職員を対象としているが、国は事務次官や局長などの指定職を外して比較している。
- ・基本給のみの比較であり、地域手当や国の本府省業務調整手当など毎月支給される諸手当は含まれていない。

このようなことから、国や他の地方公共団体の職員との給与水準の比較を行う場合は、ラスパイレス指数だけでなく、諸手当を含めた平均給与月額によって比較することも必要である。

(諸手当を含めた給与比較のイメージ)



6 人事院勧告の概要

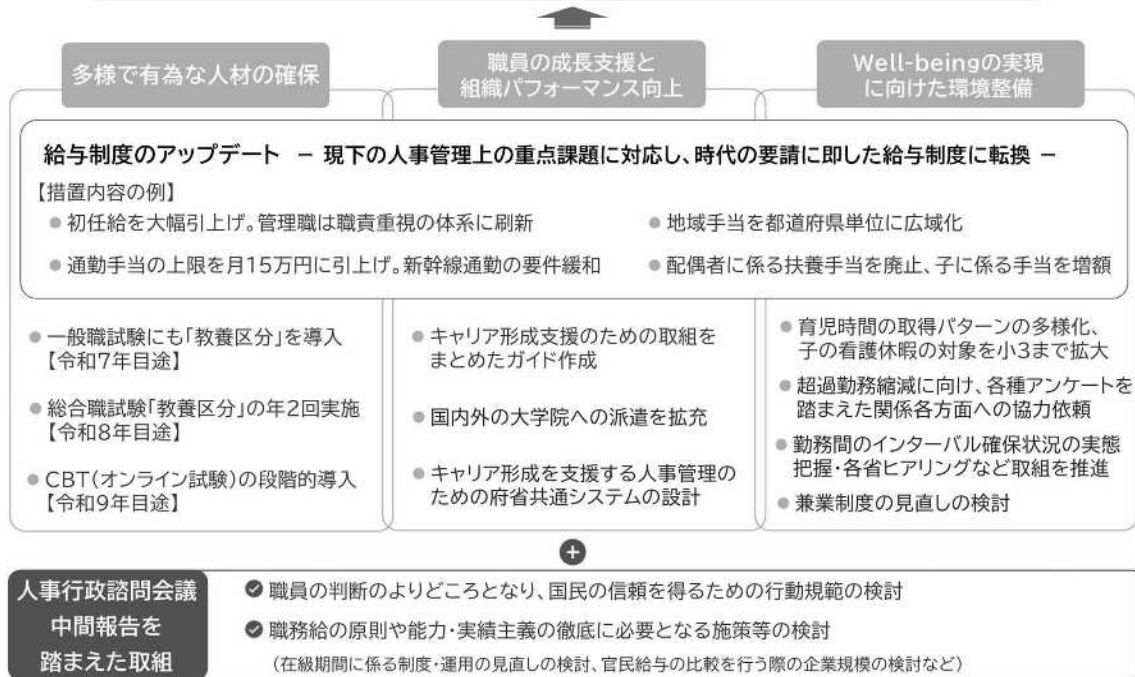
令和6年8月8日

令和6年 人事院勧告・報告の概要



■ 人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



■ 本年の給与勧告のポイント①

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

- 【月例給】官民較差：11,183円（2.76%）を用いて引上げ改定
- 【ボーナス】0.10月分引上げ（年間：4.50月→4.60月）
- 【給与制度のアップデート】現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換
 - ①若年層給与水準の競争力向上、②職務・職責重視の処遇、③能力・実績の適切な反映、④地域の民間給与水準反映、⑤採用・異動をめぐるニーズへの対応、⑥環境変化への対応という6つの観点から、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善
官民較差の額11,183円は、平成3年の11,244円以来、33年ぶりの水準。官民較差の率2.76%は、平成4年の2.87%以来、32年ぶりの水準

給与勧告制度の基本的考え方

- ✓ 国家公務員は、労働基本権が制約されているため、代償措置としての人事院の勧告（給与勧告）に基づき給与を決定
- ✓ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ✓ 給与勧告は、国家公務員法第28条に定める情勢適応の原則に基づき、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）が基本
- ✓ 本年は、約11,700民間事業所の約47万人の個人別給与を調査（完了率82.5%）。主な給与決定要素（役職段階、勤務地域、学歴、年齢）を揃えた精密な比較を実施して給与勧告

本年の給与勧告のポイント②

月例給 [民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較]《令和6年4月1日実施》

- ✓ 民間給与との較差 11,183円 [2.76%] [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,378円、平均年齢 42.1歳]
- ⇒ 民間給与との較差を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳：俸給 9,836円 寒冷地手当 80円 はね返し分^(※) 1,267円]
- ※俸給の改定により諸手当の額が増減する分
- ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ **給与制度のアップデートの先行実施**
- 【総合職(大卒)】230,000円(+14.6% [+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1% [+23,800円])
- 【一般職(高卒)】188,000円(+12.8% [+21,400円]) ※ 本府省採用の場合、【総合職(大卒)】284,800円 【一般職(大卒)】271,200円
- ▶ 若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定
- ※ 平均改定率(行政職俸給表(一))は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
- ※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一))は、月額 416,561円(+11,183円、+2.76%)、年間給与 6,916,000円(+228,000円、+3.4%)

ボーナス [直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較]《令和6年4月1日実施》

- ✓ 民間の支給割合…4.60月
- ✓ 公務の平均支給月数…現行 4.50月
- ▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ
年間4.50月分→4.60月分(±0.10月分)
- ▶ 期末手当及び勤労手当の支給月数を
ともに0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
		令和6年度	令和7年度
期末手当	1.225月(支給済み)	1.275月(現行1.225月)	
勤労手当	1.025月(支給済み)	1.075月(現行1.025月)	
7年度以降	1.25月	1.25月	
勤労手当	1.05月	1.05月	

寒冷地手当 《手当額改定：令和6年4月1日実施、支給地域改定：令和7年4月1日実施》

- ✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データ(メッシュ平年値2020)に基づき、支給地域を改定
- ※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当等について所要の改定

2

給与制度のアップデート 基本的な考え方

対応すべき課題

① 人材の確保への対応

潜在的志望者層にも訴求し得る給与とし、採用市場での競争力を向上

② 組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映した処遇とするとともに、全国各地での行政サービス提供維持のため人事配置を円滑化

③ ワークスタイルやライフスタイルの多様化への対応

職員の選択を後押しし、様々な形での活躍を支援

若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定

民間の動向や人材確保の困難性を踏まえ、初任給等若年層の給与水準の引上げ

職務や職責をより重視した俸給体系等の整備

特に管理職は、重い職責を反映した俸給水準とするなど処遇を改善

能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定

職員層や各府省の実情に応じて、より柔軟・適切に勤務成績反映ができるよう措置

6つの観点で給与制度を整備

地域における民間給与水準の反映

最新の民間データを反映するとともに、異動の円滑化等に資するよう地域手当を見直し

採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応

人材確保の困難性や、ライフスタイルの多様化を踏まえ、採用・人事配置の円滑化のため、通勤手当・単身赴任手当や再任用された職員の諸手当を見直し

その他環境の変化への対応

生活補助的な給与について官民の状況の変化を踏まえたものとするため、扶養手当を見直し

制度別の具体的な措置内容は次ページ以降のとおり。なお、特に記載するものを除き、令和7年4月から実施。

3

【参考】給与制度のアップデート 措置内容一覧

※特記するものを除き
令和7年4月から実施

俸給

若年勤続賞

職務給

能力実績反映

地域手当

地域給与反映

- ・新卒初任給や若年層の俸給月額を大幅に引上げ。採用市場での競争力のある水準に
令和6年4月末実施
- ・係長級～本府省課長補佐級の俸給月額の最低水準を引上げ。早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善
- ・本府省課室長級について、職責重視の体系に刷新。重い役割に見合う処遇を確保
 - 俸給月額の最低水準引上げ、隣接する級間の俸給月額の重なり解消などにより、昇格時に給与が大きく上がる仕組みに
 - 成績優秀者は昇給により更に大きな給与上昇を確保

- ・地域の民間賃金に関する最新データを反映
- ・隣接する市町村との不均衡などの指摘も踏まえ、支給地域等を見直し
 - 支給地域：市町村単位から都道府県単位へ広域化。民間賃金の高い中核的な市は個別指定
 - 級地区分：7段階から5段階へ削減
 - 激変緩和：支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制、1年1ポイントずつ段階実施。引上げは都道府県割合の1段階上までに抑制、原資の状況を踏まえて段階的实施
- ・異動保障を2年間で3年間に延長
- ・今後の見直しは現行の10年より短期間で実施

【見直し後の支給地域】16都府県+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例	
		(都府県で指定)	(中核的な市で個別に指定)
1級地	20%		東京都特別区
2級地	16%	東京都	横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	8%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県	札幌市、岡山市、高松市 等

その他諸手当

採用・異動二一式

環境変化対応

- ・通勤手当の支給限度額を1か月当たり15万円に引上げ。非課税限度額まで全額支給し、新幹線通勤や遠距離通勤者の自己負担を解消
- ・新幹線等に係る通勤手当を採用時から支給可能に、さらに、人事配置の円滑化を図る観点から支給要件を緩和
- ・単身赴任手当を採用時から支給可能に
- ・管理職の平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を拡大。緊急対応等の勤務実態に応じた処遇を確保
- ・配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実。配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会状況の変化や少子化対策に対応

ボーナス

能力実績反映

- ・勤勉手当の成績率上限を引き上げ、平均支給月数の3倍に設定。特に高い業績を挙げた者のボーナス増額を可能に
- ・特定任期付職員にも勤勉手当支給。勤務成績を適時に反映し、優秀な専門人材の年収増を可能に

再任用職員

採用・異動二一式

- ・異動に資する手当(地域手当の異動保障、住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)を支給。多様な人事配置での活躍を支援

9

本年の育児休業等に関する法律についての意見の申出のポイント

分限制や元職に 職員等単位に
人事院
National Personnel Authority
令和6年8月

趣旨

本年5月に改正された民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充し、職員の希望や事情に対応した勤務を可能にする
 》》》 育児をする者も含め誰もが能力を十分に発揮できる公務職場の実現、公務の魅力向上

概要

- 育児休業法を改正し、
- ・育児時間について、1年につき人事院規則で定める時間の範囲内(10日相当)で勤務しないことができるパターンを選択可能に
 - ・非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

【現行】

2h

1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

【改正後】

2h

①1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

2h以上(1日単位で取得することも可)

②1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

※民間労働法制の施行(民間育児・介護休業法等の一部改正法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日)から遅れることなく実施

